第11回　日・韓　学術討論会

両国における税務調査の現状

日　時: 2015/ 10/ 13（火）
場　所: 近畿税理士会館

近畿税理士会/釜山地方税務士会

目　　次

Ⅰ 会長あいさつ
(1) 釜山地方税務士会　会長 / 2
(2) 近畿税理士会　会長 / 4

Ⅱ 日本における税務調査の現状
(1) 税務調査の意義 / 6
(2) 税務調査の種類 / 6
(3) 書面添付制度 / 8
(4) 帳簿調査（法人税申告書等からの調査の進め方） / 14
(5) 修正事項の指摘と弁明（反論） / 26
(6) 調査結果の通知 / 26
(7) 修正申告書の提出（更正、賦課決定） / 30
(8) 加算税、延滞税の賦課決定 / 34
(9) 無予告調査 / 38

Ⅲ 韓国における税務調査の現状
(1) 納税者の権利 / 42
(2) 税務調査管轄及び対象 / 50
(3) 税務調査 / 70
(4) 税務調査結果の通知 / 94
(5) 秘密保持 / 94
(6) 納税者権利行使に必要な情報の提供 / 96
(7) 国税庁長の納税者権利保護 / 96
(8) 課税前適否審査 / 98
(9) 納税者の協力義務 / 102
(10) 納税者保護委員会 / 102

Ⅳ 質疑応答
(1) 韓国側から日本側への質問 / 104
(2) 日本側から韓国側への質問 / 114

Ⅴ 参考資料
(1) （日本）調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）（国税庁） / 128
(2) （日本）調査状況表（国税庁レポート2015） / 146
(3) （韓国）調査事務処理規程（国税庁） / 150

あ　い　さ　つ

秋情緒が熟した秋、豊穣の季節です。
この良い時期に学術討論会のために貴会を訪問することは、非常に意義深いことだと思います。

尊敬する浅田 恒博会長をはじめとする近畿税理士会役員の皆様と会員の皆様、私はさる設立５０周年記念行事に参加し、多くの経綸を持っている貴会が、税理士制度発展に寄与していることを経験することができました。

また、今回は日本税理士会連合会が主管するＡＯＴＣＡ総会が貴会地域において開催されることになり、学術討論会がより一層意義深い行事になることでありましょう。

その間、１０回にわたる学術討論会を通じて、両国の租税制度等に関し、理解の幅を広げることができ、誠実に親善友好関係を着実に構築してきました。

この度の主題は、両国の税務調査の現況に対し討論することになっています。
両国の税務調査現況や制度の特徴等を比較討論することで、税理士が租税行政の役割等に対する適切なテーマだと考えており、有益な討論会になると確信しています。

特に我々両国は、類似の税務士制度と法律等を持っており、お互いが同じ方向に向かって努力し研究すれば、理解の幅が広くなり、充分な可能性があるので、この学術討論会は永続的な発展が期待されます。

本日、討論会準備のために苦労された近畿税理士会役員および会員皆様に深く感謝申し上げます。

貴会の絶え間ない発展と会員皆様のご健勝をご祈願申し上げます。

ありがとうございました。

２０１５.１０.１３

釜山地方税務士会
会 長　　崔　相 坤

あ　い　さ　つ

アンニョン　ハシムニカ。（こんにちは）

近畿税理士会会長の浅田恒博でございます。

まず、昨年10月２日に開催した近畿税理士会設立50周年記念式典及び記念祝宴に際しましては、崔（チェ） 相坤（サンゴン） 会長 様　をはじめ、多くの役員の皆様にご来臨を賜り、錦上花を添えていただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。本日は、皆様方と、ここ大阪で再会できましたことを大変うれしく思います。

さて、貴会と当会は１９９１年に友好親善合意書を調印し、その後、より実質的な交流を深めるため、２００５年１１月からは、毎年、学術討論会を開催し、充実した親善関係を築いて参りました。

当学術討論会では、毎回、重要なテーマを研究していますが、その評価は近畿税理士会の内外で年々高まるなど、大きな成果を上げています。

今回は、テーマとして、韓国・日本両国における税務調査の現状を取り上げさせていただきました。両国の税務調査の現状や制度の特徴などについて比較検討し、十分な理解を深めることができるものと確信いたします。

本日の学術討論会が両会の相互理解と友好をさらに深める有意義なものとなりますことを、心から念願しております。

結びにあたり、貴会のますますのご発展と、崔（チェ） 会長様 並びに 役員皆様のご健康とご隆盛を心からお祈り申し上げて、ご挨拶といたします。

カムサハムニダ。（感謝いたします。）

２０１５年１０月１３日

近 畿 税 理 士 会
会　長　　浅　田　恒　博

Ⅱ　日本における税務調査の現状

１．税務調査の意義

「国民は法の定めるところによりその納税の義務を負う」(憲法 30 条)とされている。日本の所得税、法人税、相続税をはじめとする国税の多くは、納税者自身が自分で所得計算を行い、それに基づいて税額を算出し、管轄の税務署へ申告するという自主申告が基本となっている。

しかし、自ら申告する以上、その内容が税法の誤った解釈、計算ミスによる税額の誤り、また悪質な納税者による恣意的な脱漏、無申告や脱税もあり不当に納税を免れる恐れがある。

税務調査は、そのような誤った申告が横行し、納税者間に課税の不公平を生じさせないようにするため、国税庁およびその管轄組織（税務署）により、納税義務が適正に果たされているかを確認し、果たされていないと認められる納税者に対して、その誤りを正すために行うものである。

国税庁作成の「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針)」によると、調査とは、国税（国税通則法（以下「通」という。）第７４条の２から法第７４条の６までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準または税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）とされている。ただし、当該職員が行う行為であって、特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは､調査には該当しない（手続通達１－２）。

２．税務調査の種類

強制調査（査察）ではなく、一般的な任意調査の様態は下記の通りである。

(1) 準備調査

調査対象となる会社の問題点や重点的に調査すべき事項を判断したり､そもそも実地調査を行うかどうかを判断するためのものである。

納税者が提出した申告書等の書類を机上で調査し、必要ならば、立地条件や営業の概要を把握する外観調査を行う。

具体的なチェック項目

①　頻繁に更正・決定を受けている。
②　大きな売上脱漏や架空計上があった。
③　税法に疎く、同族関係者によるワンマン経営。
④　経費の水増しをしたり、個人の費用を会社の負担にしたことがある。

⑤　年により所得に変動がある。
⑥　業過の動向（相続、贈与の申告もないのに高価なものを取得している・申告所得の伸びが著しい・経理部門が弱いと過去の調査で判断された。）など。

(2) 実地調査
調査官が実際に調査対象法人を訪問して、さまざまな質問をしたり、書類のチェックを行う。
①　一般調査
提出された申告書が、税法の規定通りに処理されているかどうかのチェックを行う。帳簿調査が中心となるが、調査官が必要と考えれば、支店、工場、倉庫等の現場確認も行われる。
②　現況調査
強制ではないものの、事前に情報を掴み、悪質だと判断されると予告なく抜き打ち的に行われるもので、ロッカー、事務机、金庫からゴミ箱まで調べる。
③　反面調査
調査対象法人の売上先､仕入先､その他の取引先に対し､取引内容の確認を行うもの。申告書の不審点、不明点を明らかにし、証拠として裏付けを取るために行われる。
④　銀行調査
調査対象法人の取引銀行に対し、主に資金の流れを把握するために行われる調査。
⑤　特別調査
一般調査だけでは不十分と判断されると､特別調査班という調査のプロがチームを組んで厳密に、より細部にわたって行われる調査。
⑥　総合調査
単独の実施調査では解明できない事項について､グループ系列企業などを選定して行われる。

３．書面添付制度
(1) 趣旨
書面添付制度は、申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を書面によって明らかにすることにより、正確な申告書の作成を遂行し、税理士法第１条の理念を実現するために税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つである。
また、税理士が申告書作成に関して、どの程度まで関与し、申告書をどのように調製したかを添付書面に具体的に記載することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図ることができ､このことを通じ､税理士の社会的地位の向上に資することが期待される。

(2) 書面添付制度の効果

書面添付制度は、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図れるとともに、納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成等に資するものである。この書面を作成することにより、納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化されることにもなる。

また、この書面を提出することにより、調査の要否の判断等に積極的に活用されるほか、事前通知前の意見聴取の結果、調査の必要性が認められない場合には、「現時点では調査に移行しない」旨の文書による調査省略の通知が行われる。

なお、意見聴取と調査は明確に区分され、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告が提出されても加算税の対象とはされない。

書面添付制度フロー図

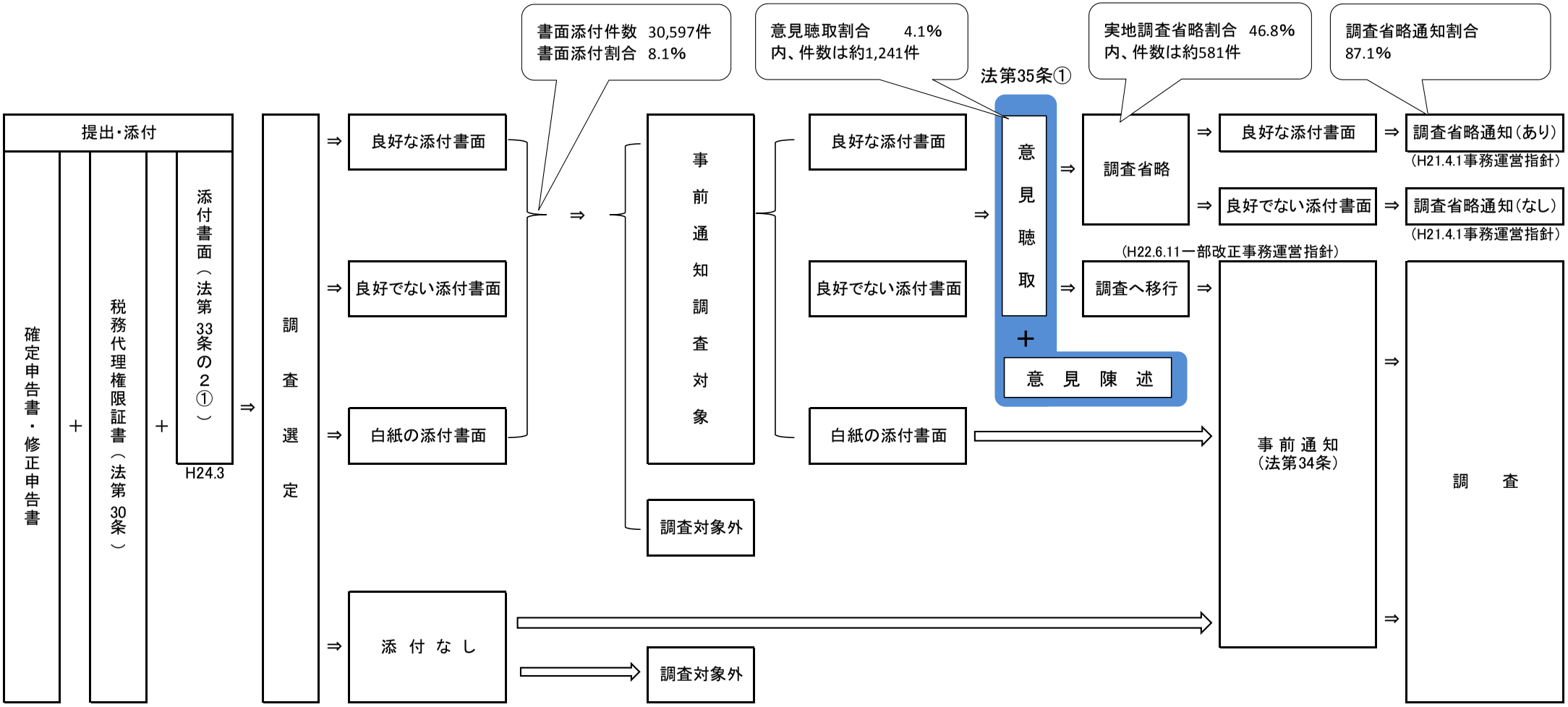

↑（大阪国税局管内）
法人税申告件数（436,987件）
うち、税理士関与件数（379,336件）　関与数／申告数 ＝ 86.8%

４．帳簿調査（法人税申告書等からの調査の進め方）

税務申告時の主な提出書類に関して、税務調査にあたっての着眼点、留意点は次の通りである。

(1) 別表一（一）　平成〇年〇月〇日事業年度分の＿＿＿申告書

別表一（一）は法人の概要と最終的な税額計算について記載されたものである。ここでは主に代表者の住所、事業種目、税理士、代表者、決算期に着目して調査が進められる。

代表者の住所に変更があった場合は、代表者が自宅を新築した可能性があるので、その資金の出所に問題がないかを調査する。

事業種目に関しては、好況業種や問題が多いとされる業種は大口の不正計算を行っていることがあると想定されるので、申告内容が慎重に精査される。

税理士の変更があった場合には経理上のトラブルによる場合があり、税理士の署名のない場合には税理士資格のない者が関与している場合がないかを調査する。

代表者の変更があった場合は、税に関する考え方や経理方法・経営方法に変更がないかを確認する。また、前任の代表者の退職金の処理についても確認される。

決算期変更があった場合は、利益調整を目的としている場合があるため調査される。

(2) 別表二　同族会社等の判定に関する明細書

別表二は同族会社の判定を行うもので、株主の構成が記載されている。

増資があった場合は、増資払込金の資金出所の妥当性が確認される。また、不正資金の導入がある場合も想定されるため慎重に調査される。

例えば、株主が代表者家族で従業員も兼任している場合、勤務実態のない者に給料を支払うなどの恣意的な経理等が想定される。

また、会社が同族会社以外である場合は、親会社の支配下にあるかどうかが確認される。例えば、予算制度がある場合は、予算消化のために経費等を繰上計上する場合や、親会社の交際費を子会社に付け替えること等が想定される。

(3) 別表四　所得の金額の計算に関する明細書

別表四は課税所得を計算するものであり、当期純利益、配当及び申告調整項目について記載されており、例えば配当がある場合は源泉所得税の納付があるか確認される。

(4) 別表五（二）　租税公課の納付状況等に関する明細書

別表五（二）は税金の納付状況と納税充当金の状況について記載したもので、収入印紙が多額である場合は、収入印紙を金券ショップで換金し簿外資金とすることも想定されるため、その使途が確認される。

また、固定資産税については、代表者の所有物件に係るものなど個人で負担すべきものが含まれていないか確認される。

(5) 別表十五　交際費等の損金算入に関する明細書

別表十五は交際費について記載したもので、交際費を多額に必要とする業種の場合、代表者家族の個人的な費用の付け込みや、多額の交際費の中に金券の購入がある場合の金券ショップでの換金、簿外資金の捻出が想定されるため、確認される。

(6) 別表十六（二）　旧定率法または定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六（二）は減価償却の明細が記載されており、機械が取得されている場合、付随費用も取得価格に含まれているか確認される。また、生産能力のアップに見合った製品・仕掛品等の増加があるかも確認される。

大型車の購入がある場合は、購入に際してリベートの受領がないかが確認される。

(7) 特別償却の付表

特別償却の対象となっている資産が中古品でないかを確認する。また、設置場所を確認し、外注先に貸し付けられていないかを調査する。

(8) 別表十六(五)　取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六(五)は繰延資産の償却額の計算に関する明細書で、繰延資産にノウハウ使用料がある場合源泉徴収の必要がないかを確認する。

建物権利金がある場合、当該建物を役員個人が専ら利用していないかを調査する。

(9) 預貯金等の内訳書

現金残高が多額である場合、その原因を検討する。現金管理が徹底されていないために実際の現金残高が示されていない場合がある。

また、休眠口座がないかを調べる。休眠口座がある場合、売上除外に係る手形や小切手の取立口座として利用することが想定される。

新規取引がある場合は、取引開始の理由を調査する。新規売上先からの入金口座であれば問題ないが、簿外預金の預入れが行われている場合がある。

遠隔地の銀行口座が記載されている場合、近辺に取引銀行の有無を調査する。

動きのない当座預金がある場合、期中の動きを調査する。期中に動きがある場合は、入金後すぐに出金して、帳簿上入出金ともなかったように仮装することが想定される。

(10) 受取手形の内訳書

新規取引先の有無を確認する。新規取引先がある場合、開始当初の売上が除外されることがあるため、取引開始時期を調査する。

しかし、期末の手形金額が他の月より少額である場合は、利益調整のため売上を翌期に繰延べることがある。

手形の受取サイトが長期である場合、別途金利分を受け取っていないかを調査する。

(11) 売掛金（未収入金）の内訳書

対象法人が同族グループ法人である場合、同族グループ法人間においては、決算期の相違を利用するほか、単価調整をして利益調整を行うことが想定される。

売掛金の相手先の所在地を把握する。遠隔地の取引先には反面調査を行いにくいため、売上が除外されやすい。

新規取引先の有無を把握する。新規取引先がある場合は、取引開始のために機密費（工作費）が必要となることがあるので、資金の流れを調査する。

売掛金の相手先に金融機関が含まれていないかを確認する。金融機関が売上先である場合、預金口座を設けるケースが多いことが想定されるためである。

(12) 仮払金（前渡金）の内訳書

外注先や仕入先への前渡金がある場合、援助資金を翌期以降に外注費や仕入に付け替えて計上する可能性などを考慮して、前渡金の理由を確認する。反対に、前渡金が外注費や仕入に仮装されていることもある。

また、代表者への仮払金がある場合、その資金の使途は何かを確認する。余剰資金の運用目的など、貸付金であるならば利息を受領する必要がある。

(13) 貸付金及び受取利息の内訳書

受取利息が計上されていない場合、簿外で受領していることが想定される。

(14) 棚卸資産（商品または製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の内訳書

端数のない金額で棚卸資産が計上されている場合は、実地棚卸が行われているかを確認する。また、棚卸資産の単価が低い場合はその理由を調べる。

また、内訳書に計上されていない預け在庫がないか、副産物は計上されているか、支店や営業所の在庫も漏らさずに計上されているかなどを調べる。

(15) 有価証券の内訳書

株式の売買が個人の取引ではないかを確認する。また、記載されている証券会社以外に取引している証券会社がないかも確認する。

株式の保有期間を確認し、短期間で売買した取引を簿外にしていないかを調べる。また、「会社四季報」などで確認し、無償増資があった場合は端株を簿外で売却していないかも調べる。

それ以外にも、配当金の収入除外はないか、個人と法人それぞれの売買損益の付け替えはないかなどを確認する。さらに、ゴルフ会員権やリゾートマンション会員権などについては、個人経費の付け込みはないかを調べる。

(16) 固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書

新規に取得があった場合、資金の出所が明確かを調べる必要がある。また、新築の際の祝儀は雑収入に計上されているかを確認する。なお、付随して代表者自宅の工事費などを付け込むこともあるので留意される。

倉庫がある場合は、倉庫内の棚卸資産が期末在庫に反映されているかを確認し、寮があれば寮費収入の計上について確認する。

マンションを所有している場合は、その使用目的を確認する。遠隔地に役員の子弟が居住していたり、近隣でも代表者の特殊関係人などが居住していることがある。

(17) 支払手形の内訳書

不正計算に絡む可能性があるので、通常の決済条件と比べて振出日から支払期日までの期間が異常なものは確認される。その原因は、一般的に個人は資金力が弱いため、個人事業者に対する手形の支払いを仮装している可能性が考えられるためである。

手形が分割されている場合は、架空仕入や外注費の混入や新規や単発の支払先は、架空であるなどの可能性がある。

他にも、他に比べて異常に高額な手形や条件の異なる手形は、融通手形の可能性があり、これを架空原価とすることが想定される。

(18) 買掛金（未払金・未払費用）の内訳書

残高が前期に比べて多額な場合は、翌期の仕入を当期に繰上計上して利益調整をしていないか調べる。また、残高が前期と同額である場合は、前期以前の架空仕入の未決済分である可能性について留意される。相手先が同族関係の法人である場合、決算期の相違を利用したり、単価を調整するなどの方法で、利益調整をする可能性がある。

相手先の名称や所在地が不完全な場合は、架空や仮名の仕入である可能性がある。また個人事業者は、帳簿やその記載に不備があることも多く、不正加担させやすい。また、個人事業者名を使用して、一方的に架空仕入を計上することや、遠隔地の仕入先と通謀した架空仕入の計上及び新規の取引における消費税等の端数がないのは不自然である等についても確認される。

機械代金などの未払金がある場合は、特別償却を不正に適用するために、翌期に取得した機械を当期に取得したと仮装していないかを調べる。

クレジットカードの未払金があれば、クレジットの明細書を確認し、個人経費の付け込みがないかを調べる。

支払先が百貨店の場合、外商に品名を書き換えさせ個人経費を法人に付け込むこともあるので留意される。

また、未払設計料などの源泉徴収が適正かを確認する。なお、支払確定後１年を経過しても未払いの配当金は支払いがあったとみなして源泉所得税を納付する必要がある。

(19) 仮受金（前受金・預り金）の内訳書

相手先が得意先の場合、当期の売上入金を前受金に仮装して利益調整をする可能性があるので、売上の繰延べではないかを調べる。なお、得意先の架空仕入に加担して前受金処理をすることや、売上入金を代表者からの仮受金として仮装することがある。

(20) 借入金及び支払利子の内訳書

売上代金を借入金に仮装することや、簿外資産を借入金に仮装して公表の帳簿に導入することがあるので、代表者からの借入金は、資金の出所が妥当であるかを調べる

他にも、代表者からの借入金を知人や親戚等の名義に仮装していないかを調べる。また、期中の支払利子額の合計が、損益計算書の支払利息と一致していない場合は、架空利子を計上している可能性があるため調べる。

(21) 土地の売上高等の内訳書

記載されている「所在地・保有期間」より、当該土地の取得が投機目的ではないかを確認する。投機目的であると判断される場合、その取引による利益を圧縮するために不正計算が行われやすいため、関連項目を精査する。

また、購入先、売却先が同族法人である場合、売買価額は適正かを確認する。

(22) 売上高等の事業所別内訳書

記載されている事業所の責任者が同族関係者である場合、不正計算が行われやすいので留意される。

営業効率関係では、一人当たりの売上および坪当たりの在庫の変動が著しい場合、その理由と営業実態の把握に努める。

源泉所得税が支店納付である場合、支店独自での架空人件費計上等の可能性があるため確認される。

支店が遠隔地にある場合、税務調査の臨場がないと予測し、売上除外や棚卸除外等の不正計算をすることが多いので留意される。

(23) 役員報酬手当及び人件費の内訳書

家族である場合には、過大報酬ではないか確認する。

退職金が支出されている場合、過大な退職金ではないかを確認する。

賃金中にパートタイマーに対するものがある場合には、源泉徴収が適正かを確認する（名義を分散することによる源泉所得税の課税免れが頻発している。）。借名等による架空人件費計上がないかも確認する。

(24) 地代家賃等の内訳書

代表者に対する支出である場合、賃貸借物件に照らし不相当に高額になっていることがあるので確認する。

社宅の場合、従業員からの家賃収入を簿外にする事例があることから、家賃計上は適正かを確認する。また、家賃を徴収していない場合、現物給与ではないかの確認もされる。

マンションを賃借している場合、代表者の子弟等（または特殊関係人）の住居となっているかを確認する。

倉庫を賃借している場合、利用状況を確認する。なお、遠隔地にある倉庫の場合、実地棚卸がルーズになりやすい傾向がある。

(25) 工業所有権等の使用料の内訳書

特許権の使用料がある場合、所得税法第２０４条に該当し、源泉徴収すべきものではないかを確認する。

(26) 雑益、雑損失等の内訳書

リベートがある場合、現金決済の場合は除外されやく、相手側に預け金としている場合も想定されるので確認する。

スクラップが発生する業種である場合、売却収入の除外はないかを確認する。

家事関連費を雑収入で精算している場合、特に家族従業員が経理を担当している法人では、法人と個人の経費が混同されやすいため調査する。

固定資産除却損が記載されている場合、稼働中のものを除却したように偽装することがあるので確認する。

固定資産売却損が計上されている場合、下取価額を圧縮し新車の値引額を水増しすることがあるので確認する。

貸倒損失を計上している場合、後日簿外で回収していないか確認する。

有価証券売却損を計上している場合、個人取引の損失を法人に付け替えしていないか確認する。

(27) 事業概況説明書

社宅・寮がある場合、家賃収入の計上は適正か調査する。

売上・仕入の月別取引額の対応関係からみて、各月末の推計棚卸高が赤字となる月がある場合、棚卸除外、架空仕入あるいは売上除外が想定されるので確認する。

決算月の取引額と決済日等の状況からみて、決算書の売掛金、買掛金、未払費用等の計上額に異常はないか確認する。

毎月の人件費、従業員数、源泉徴収税額に異常はないか、また決算月に決算賞与の支給はないか、その処理は適正かを確認する。

加入組合等の状況から、同業者間で累計的に行われていると考えられる不正計算方法を確認する。

営業時間、定休日に記載がある場合、現況調査、無予告調査の実施日選定の参考にする。また現収法人は、営業時間の延長や定休日に営業して売上を除外することが多いので確認する。

５．修正事項の指摘と弁明（反論）

一般的に、調査時、修正事項の指摘やその説明、および弁明は流れの中で行われるものと考えられる。

反面調査や銀行調査を要する事項について、日を改めて修正を要すべき事項の指摘、説明、またそれに対する弁明、反論の機会を設けられることも多い。実地調査の数日後に調査官から税理士または納税者に連絡があり、調査の指摘内容を取りまとめた一覧表を渡され説明が行われる。

税理士はその指摘事項一覧表を持ち帰り、納税義務者と指摘事項に対して認められないものについては弁明する資料を準備し提出する。

税務調査の最終段階では、更正処分を目指すのが税務当局の本則である。ただし、更正処分に際しては、書類の作成が煩雑であること、更正に対しては異議申し立ての可能性が排除できないことなどから、更正に代えて修正申告の慫慂（しょうよう）を行う場合が多い。

６．調査結果の通知

税務調査が終了した場合のその後の対応としては、次のようなものがある。

① 更正決定等をすべきと認められない場合のその旨の通知（通７４の１１①）

② 更正決定等をすべきと認められる場合における調査結果の内容説明等（通７４の１１②）

③ 修正申告または期限後申告の勧奨等（通７４の１１③）

④ 調査終了後の再調査の手続（通７４の１１⑥）

(1) 更正決定等をすべきと認められない旨の通知

税務署長等は、実地調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者であって税務調査において質問検査等の相手方となった者に対し、「その時点において更正決定等をすべきと認められない」旨を書面により通知する（通７４の１１）。

(2) 更正決定等をすべきと認められる場合における調査結果の内容の説明等

実地調査を行った結果、更正決定等をすべきであると認められる場合には、税務職員は、納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額およびその理由を含む。）を納税義務者に説明する（通７４の１１②）。

また、調査結果の内容を説明する際、税務職員は、納税義務者に対し、修正申告または期限後申告を勧奨することができる。ただし、この勧奨をする場合には、「調査の結果に関し納税義務者が納税申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる」旨を説明するとともに、その旨を記載した書類を交付しなければならない（通７４の１１③）。

(3) 調査結果の内容説明後の調査の再開および再度の説明

国税に関する調査の結果、通第７４条の１１第２項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について納税義務者から修正申告書もしくは期限後申告書の提出もしくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間または更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など税務職員が当該説明に係る内容の全部または一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度調査結果の内容の説明を行うことができる（調査手続通達５－４）。

(4) 納税義務者の同意がある場合の税務代理人または連結親法人への通知等

前述の「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」および「調査結果の内容の説明等」については、納税義務者が連結子法人である場合または納税義務者に税務代理人がある場合には、当該納税義務者への通知に代えて、それぞれ次の者に通知等を行うことができる（通７４の１１④⑤）。

① 連結子法人である場合

連結子法人（納税義務者）および連結親法人の同意がある場合には、その連結親法人。

② 納税義務者に税務代理人がある場合

納税義務者の同意がある場合には、その税務代理人。

(5) 再調査

更正決定等をすべきと認められない旨の通知をした後、または調査の結果につき納税義務者から修正申告書もしくは期限後申告書の提出もしくは源泉徴収による所得税の納付があった後、もしくは更正決定等をした後においても、税務職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認められる場合には、通知を受け、または納税申告書の提出をした納税義務者に対し、質問検査等（再調査）を行うことができる（通７４の１１１⑥)。

７．修正申告書の提出（更正、賦課決定）

(1) ６でも述べたように、実地調査を行った結果、更正決定等をすべきであると認められる場合は、税務職員はその調査の結果の内容を納税義務者に説明する。

また、調査結果の内容を説明する際、税務職員は納税義務者に対し修正申告または期限後申告を勧奨することができる。

なお、この場合は、調査の結果に関し納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申し立てをすることはできないが、更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書類を交付しなければならない。

一方、納税義務者が、税務署長等の行った更正や決定などについて不服があるときは、これらの処分を行った税務署長等に対して、不服申立てをすることができる。

不服申立ては、処分を知った日の翌日から起算して２月以内に申立を行う「異議申立て」と、異議決定書の送達があった日の翌日から起算して１月以内に申立を行う「審査請求」がある。

さらに、処分・裁決があったことを通知された日から６月以内に「訴訟」の申立を行うことができる。

(2) 修正申告

納税申告書を提出した者は、その申告税額が過少であることなどを理由として、税務署長の更正があるまでは、課税標準等または税額等を修正する納税申告書を提出することができる。この納税申告書を修正申告書という。

さらに、税務署長の更正または決定した税額が過少であるとき、純損失の金額または還付金の額に相当する税額が過大であるときなども、修正申告書の提出ができる。

(3) 更正および決定

① 更正

税務署長は、納税申告による課税標準等または税額等が国税に関する法律の規定に従って計算されていないとき、その他課税標準等または税額等がその調査したところと異なるときには、その調査により課税標準等または税額等を確定する処分を行う。

この処分を更正といい、納付すべき税額を増加する更正を増額更正といい、減少する更正を減額更正という。

② 決定

税務署長は、納税申告を行う義務があると認められる者が納税申告書を提出しない場合に、その調査により課税標準等および税額等を確定する処分を行う。この処分を決定という。

なお、決定しても納付すべき税額および還付金の額に相当する税額が生じないときは、その実益がないので、決定は行われない。

③ 更正または決定の手続

更正は更正前と更正後の課税標準等および税額等並びに増減した税額等を記載した更正通知書を、また決定は課税標準等および税額等を記載した決定通知書を、それぞれ送達して行う。

(4) 賦課決定

① 賦課決定する事項

賦課課税方式による国税の確定手続を賦課決定という。賦課決定は、次の区分に従い、次に掲げる事項について行われる。

a. 課税標準申告書の提出があった場合において、その申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したものと同じであるとき⇒納付すべき税額

b. 課税標準申告書を提出すべき国税について、その申告書の提出がないときまたはその申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したものと異なるとき⇒課税標準および納付すべき税額

c. 課税標準申告書の提出を要しないとき⇒課税標準（加算税および過怠税についてはその計算の基礎となる税額）および納付すべき税額

なお、税務署長は賦課決定をした後に、その課税標準または納付すべき税額に過不足があることを知ったときは、調査によりこれらを変更する賦課決定を行う。

② 賦課決定の手続

賦課決定は、課税標準と納付すべき税額を記載した賦課決定通知書を送達して行う。この通知書の付記事項は、更正通知書などと同じである。

(5) 異議申立て

国税の賦課徴収に関して税務署長や国税局長の行った処分に不服のある者は、処分があったことを知った日（その処分に係る通知を受けたときはその受けた日）の翌日から２月以内に、それぞれ処分をした者に対して異議申し立てをすることができる。

処分はほとんどの場合税務署長が行うため、異議申立ては税務署長あてに行われるのが普通である。ただし、国税局や国税庁の職員が調査を行い、それに基づいて

税務署長が処分した場合には、税務署長ではなく国税局長または国税庁長官に対して異議申し立てをする。

(6) 審査請求

審査請求は、国税不服審判所長に対して行う不服申立てであって、税務署長や国税局長に対する異議申立てについて決定があり、その決定になお不服がある場合等に行うことができる。請求期間は、異議申立てについての決定を経た後に行う審査請求については、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から１月以内、異議申立てを経ずにできる審査請求については、処分があったことを知った日の翌日から２月以内である。

(7) 訴訟

① 訴訟の種類

行政事件に関する訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟および機関訴訟に分類し、このうち基本的形態である抗告訴訟を、さらに a. 処分の取消しの訴え、b. 裁決の取消しの訴え、c. 無効等確認の訴え、d. 不作為の違法確認の訴え、e. 義務付けの訴え、f. 差止めの訴えに区分している。

税務訴訟の多くは、このうちの抗告訴訟すなわち行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である。

② 不服申立ての前置

国税についての処分の取消しを求める訴えの提起は、原則として、不服申立ての決定または裁決を受けた後６月以内にしなければならない（不服申立前置主義）。

８．加算税、延滞税の賦課決定

(1) 加算税

加算税は、申告納税方式による国税について、法定申告期限までに適正な申告がなされない場合、および源泉徴収による国税について、法定納期限までに適正な納付がなされない場合に、その申告または納付を怠った程度に応じて課されるものであり、申告または納付の義務違反に対する一種の行政制裁の性格を有するものである。

なお、不適正な申告ないし納付が、脱税犯、無申告犯または不納付犯に該当するときは、併せて刑事罰が課されることとなる。加算税制度は、各税に共通的な事項であるため通則法に規定されており、次のように分類されている。

① 申告納税方式による国税…過少申告加算税、無申告加算税および重加算税

ただし、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税および石油石炭税については、別に通告処分の制度が設けられているので、重加算税の制度は適用しない。

② 源泉徴収による国税…不納付加算税および重加算税

各種の加算税の課税要件、課税割合などは次表の通りである。

<table>
<tr><th rowspan="2">種 類</th><th rowspan="2">課 税 要 件</th><th rowspan="2">課税割合

（増差本税に対する）</th><th colspan="2">不適用または課税割合の軽減</th></tr>
<tr><th>要 件</th><th>不適用または軽減割合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">過少申告加算税
（通65）</td><td rowspan="2">申告期限内に提出された納税申告書（通６６条１項ただし書または同条６項の適用がある場合を含む。）に記載した金額が過少で、修正申告または更正する場合</td><td rowspan="2">１０％
ただし、期限内申告税額相当額または５０万円のいずれか多い金額を超える部分の税額（加重対象税額）は、上記１０％の他、さらに５％を加算</td><td>修正申告または更正により、納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、その修正中告または更正前の税額の基礎とされていなかったことについて正当な理由がある場合</td><td rowspan="2">不適用</td></tr>
<tr><td>調査があったことにより、更正があるべきことを予知しないで修正申告をした場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">無申告加算税
（通66）</td><td rowspan="2">① 申告期限までに納税申告書を提出しないで、期限後申告または決定する場合
② 期限後申告または決定があった後に、修正申告または更正する場合</td><td rowspan="2">１５％
ただし、納付すべき税額が５０万円を超えるときは、その超える部分については、上記１５％の他、さらに５％を加算</td><td>期限内申告書を提出できなかったことについて、正当な理由がある一定の場合</td><td>不適用</td></tr>
<tr><td>調査があったことにより、決定または更正があるべきことを予知しないで期限後申告または修正申告をした場合</td><td>５％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重加算税
（通68）</td><td>過少申告加算税が課される場合に、国税の課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい仮装したところに基づき納税申告書を提出した場合（同１項）</td><td>３５％</td><td colspan="2" rowspan="2">（注）
１．加算税の税目は、計算の基礎になった国税と同じである（通69）。
２．重加算税は、他の加算税に代えて課されるので、併課されない（通68①～③）。
３．加算税の１００円未満の端数は、計算の基礎となるべき税額が端数処理することによって、１万円単位となることから生じることはない。</td></tr>
<tr><td>無申告加算税が課される場合に、上記の不正行為がある場合（同２項）</td><td>４０％</td></tr>
</table>

(2) 延滞税

税金が定められた期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が自動的に課される。

法定納期限の翌日から納税する日までの期間に応じ、未納の税額について次の割合により延滞税が課税される。

①　納期限（注）の翌日から２月を経過する日までは原則として年７．３％の割合により延滞税が課税される。

ただし、平成１２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間は、「前年の１１月３０日において日本銀行が定める基準割引率＋４％」の割合となる。

また、平成２６年１月１日以後の期間は、年「７．３％」と「特例基準割合＋１％」のいずれか低い割合となる。なお、具体的な割合は、次の通りである。

平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの期間は、年２．８％
平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの期間は、年２．９％
平成２２年１月１日から平成２５年１２月３１日までの期間は、年４．３％
平成２１年１月１日から平成２１年１２月３１日までの期間は、年４．５％
平成２０年１月１日から平成２０年１２月３１日までの期間は、年４．７％
平成１９年１月１日から平成１９年１２月３１日までの期間は、年４．４％
平成１４年１月１日から平成１８年１２月３１日までの期間は、年４．１％

②　納期限の翌日から２月を経過した日以後は、原則として年１４．６％の割合により延滞税が課税される。

ただし、平成２６年１月１日以後の期間は、年「１４．６％」と「特例基準割合＋７．３％」のいずれか低い割合となる。なお、具体的な割合は、次の通りである。

平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの期間は、年９．１％
平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの期間は、年９．２％

(注)　納期限は次の通りである。

期限内に申告された場合には法定納期限
期限後申告または修正申告の場合には申告書を提出した日
更正・決定の場合には更正通知書を発した日から１月後の日

③　期限内申告書の提出後１年以上経過して修正申告または更正があった場合(重加算税が課された場合を除く。）には、法定納期限から１年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日または更正通知書を発した日までは延滞税の計算期間から控除される。

９．無予告調査

(1) 意義

税務署が税務調査（実地調査）を行う場合、原則的として事前通知が必要である。しかしながら、事前通知はあくまでも原則であって例外もある。

調査の対象者である納税者の申告状況、過去の税務調査の内容、当該納税者取引資料せんの内容等に鑑み、

①　違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等または税額等の把握を困難にする「おそれ」

② その他国税に関する調査の適正な遂行に支障をおよぼす「おそれ」があると認められる場合
には、事前通知を要しないとされている（通７４①)。いわゆる「無予告調査」と言われる調査手法である。

(2) 国税通則法改正以前の取扱い
従前は、
① 業種、業態、資料情報および過去の調査状況等から見て、帳簿書類等による申告内容等の適否の確認が困難であると想定されるために、事前通知を行わない調査（無予告調査）によりありのままの事業実態等を確認しなければ、申告内容等に係る事実の把握が困難であると想定される場合
② 事前通知をすることにより、調査に対する忌避・妨害あるいは帳簿書類等の破棄・隠蔽等が予想される場合
には、内部取扱い（事務運営指針等）により事前通知なしで調査を行うこととされてきた。国税通則法の改正により、法的根拠が新たに示されたことで、無予告調査についても調査進行が適正・円滑化されることが期待される。

(3) 無予告調査開始後の進行
事前通知を行うことなく実地調査を実施する場合であっても､調査対象となる納税者に対し、臨場後速やかに、
① 調査の目的
② 調査の対象となる税目
③ 調査の対象となる期間
④ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
⑤ 調査対象者の氏名または名称および住所または居所
⑥ 調査担当者の氏名および所属官署
を通知するとともに、それらの事項（調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間等）以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税者の理解と協力を得て、調査を開始することとされている。
また、税務代理人がある場合は、その代理人に対しても、臨場後速やかにこれらの事項を通知することとされている。

参考文献等

・ 国税庁ホームページ＜http://www.nta.go.jp/index.htm＞
・ 税務大学校 税大講本 「国税通則法（平成 27 年度版)」
・ 税務大学校 税大講本 「法人税法（平成 27 年度版)」

Ⅲ　韓国における税務調査の現状

企業に対する税務調査は、税務調査時の遵守事項を厳格に守り、納税者の権益を保護しながら、税法の手続に従って行わなければならないことは当然であり、国税庁では調査事務処理規定を１９８９年１月２５日制定（国税庁訓令第１０３２号）して、税務調査の際に必ずこの規定通りに執行するようにし、制定以来１５回訓令を改正して運用して、納税者権利憲章を交付することにより税務調査が開始される。作成手順は、（１）納税者の権利、（２）税務調査官管轄および対象、（３）税務調査、（４）税務調査結果の通知、（５）秘密保持、（６）納税者の権利行使に必要な情報の提供、（７）国税庁長の納税者権利保護、（８）課税前適否審査、（９）納税者の協力義務、（１０）納税者保護委員会、（１１）調査事務処理規定の順に韓国の税務調査現状を概観する。

（１）納税者の権利

１）納税者の権利憲章の制定と交付（国税基本法第８１条の２）

調査公務員が税務調査を開始する時は、国税庁長が制定・告示した納税者権利憲章を納税者に交付し、その要旨を直接読上げる等納税者が保障される権利を説明しなければならず、納税者権利憲章、税務調査事前通知等の受領証の提出を受け、調査書類と一緒に保管しなければならない。

①　国税庁長は、納税者の誠実性推定、税務調査権の濫用禁止、税務調査時に助力を受ける権利、税務調査管轄と対象者の選定、税務調査の事前通知と延期申請、税務調査期間、税務調査範囲の拡大の制限、帳簿書類保管禁止、統合調査の原則、税務調査の結果通知、秘密保持、納税者の権利行使に必要な情報の提供、課税前適否審査、国税庁長の納税者の権利保護に対する事項とその他納税者の権利保護に関する事項が含まれている納税者権利憲章を制定して告示しなければならない。

②　税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第１項の規定による納税者権利憲章の内容が記載された文書を納税者に交付しなければならない。

a.　国税の課税標準および税額を決定または更正するために質問をしたり、該当帳簿・書類またはその他の物件を検査・調査したり、その提出を命ずる場合

b.　事業者登録証を発給する場合

c.　その他大統領令で定める場合

③　税務公務員は税務調査を開始する時、調査員証を納税者または関連人に提示した後、納税者権利憲章を交付し、その要旨を直接読上げ、調査事由、調査期間、権利救済手続等を説明しなければならない。

【納税者権利憲章】

納税者の権利は、憲法と法律が定めるところにより尊重され保障されなければならない。このため国税公務員は、納税者が神聖な納税義務を信義に基づいて誠実に履行するために必要な情報と便益を最大限に提供する必要があり、納税者の権利が保護されて実現することができるように最善を尽くさなければならない義務がある。

この憲章は、納税者が保障を受けることができる権利を具体的に知らせるために制定されたものである。

１．納税者は、記帳・申告等で納税協力義務を履行していない等の具体的な租税脱漏容疑等がない限り、誠実で納税者が提出した税務資料は真実であるものとして推定される。

２．納税者は、法令が定める場合を除いては、税務調査の事前通知と調査結果の通知を受ける権利があり、やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請し、その結果通知を受ける権利がある。

３．納税者は、税務調査時に租税専門家の助力を受ける権利があり、法令が定める特別な事由がない限り、重複調査を受けない権利がある。

４．納税者は、法令で定めるところにより、税務調査期間が延長される場合に、その事由と期間について文書で通知を受ける権利がある。

５．納税者は、自身の課税情報に対する秘密を保護される権利がある。

６．納税者は、権利の行使に必要な情報について迅速に提供を受ける権利がある。

７．納税者は、違法的または不当な処分を受け、必要な処分を受けることができず権利または利益を侵害された場合に、適法かつ迅速に救済を受ける権利がある。

８．納税者は、違法的でまたは不当な処分で権利または利益を侵害されるおそれがある場合に、その処分を受ける前に適法かつ迅速に救済を受ける権利がある。

９．納税者は、国税公務員から常に公正な待遇を受ける権利がある。

２）納税者の誠実性推定（国税基本法第８１条の３）

税務公務員は、納税者が次に該当する場合を除き、納税者は誠実でかつ納税者が提出した申告書等は真実であると推定しなければならない。したがって、課税当局は、納税者に対する具体的な脱税情報提供等がある場合等特別に誠実性推定が崩れる場合でなければ、原則的に税務調査をすることができない。

①　納税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提出、税金計算書または計算書の作成・交付・提出、支給明細書の作成・提出等の納税協力義務を履行しない場合

②　無資料取引、偽装・架空取引等の取引内容が事実と異なる疑いがある場合
③　納税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合
④　申告内容に脱漏や誤謬の疑いを認定するに足る明白な資料がある場合

３）税務調査権の濫用禁止（国基法第８１条の４）
①　税務調査権の濫用禁止意義
　調査公務員は、以下の通り、適正かつ公平な課税の実現のために必要な最小限の範囲内で税務調査を実施しなければならない。
１．税務公務員は適正かつ公平な課税を実現するために必要な範囲内で税務調査を行わなければならず、他の目的等のために調査権を濫用してはならない。
２．税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同じ税目と同じ課税期間について再調査をすることができない。
ａ．租税脱漏の疑いを認定するに足る明白な資料がある場合
ｂ．取引相手に対する調査が必要な場合
ｃ．二以上の課税期間と関連して誤りがある場合
ｄ．審査請求の理由があると認定される時は、その請求の対象となった処分の取消・更正決定を行うか、もしくは必要な処分の決定または課税前適否審査請求に対する決定に基づいて調査をする場合
　＠再調査決定は、法的には何の問題もないが、審判請求の場合、審判員の立場では棄却するには論理が不足して、認容しようとすれば既存の事例を覆すことが負担になる場合、国税庁と大企業との間に新たな争点があれば、再調査の決定が唯一の代案であるからである。直近で出された再調査決定では、海外子会社に支払保証をして受取る手数料が少ないことを理由として再調査決定を受けた国内大企業が相当数に達しており、本年の上半期までの法人税、審判請求の再調査の現況は、次の通りである。（２０１５/０６/２２現在）

年度別	審判請求件数	再調査件数	比率（%）
２０１３年度上半期	２０７	０	０
２０１３年度下半期	３５６	０	０
２０１４年度上半期	４８２	４４	９．１
２０１４年度下半期	４０８	３６	８．８
２０１５年度上半期	３２１	２８	８．７

ｅ．その他第１号から４号までと類似している場合で大統領令で定める場合
②　課税官庁の調査中禁止行為
　調査公務員は調査便宜等の目的のために、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

【調査期間の禁止行為】
(1) 税務調査の実施に当たり、関連法令や規制で定めた手続によらず任意で関連帳簿・書類等を押収・捜索したり、一時保管する行為
(2) 関連法令および規定で定められた承認手続によらず任意で調査期間の延長、調査範囲の拡大や取引先の現場確認をする行為
(3) 取引先、関連人等に対する調査を実施し、調査対象者の選定、電算入力、調査通知等関連法令および規定で定められた調査手続を遵守せず、調査を実施する行為
(4) 税務調査と関連のない納税者とその関連人の私生活等に関する質問をする行為
(5) その他税務調査を実施し、納税者の権利を不当に侵害する行為

③　調査権濫用に対する調査管理者の管理および監督義務

調査管理者は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で調査権を濫用する行為が発生しないように、調査手続を遵守しているかどうか等を管理・監督しなければならない。

④　調査権濫用の違反者に対する再発防止措置

調査官署長は調査権濫用禁止または調査中禁止行為に違反した調査公務員と管理・監督を疎かにした調査管理者に対し、「国税庁公務員賞罰規程」で定めるところにより処罰し、当事者の帰責事由があるかどうかに応じて、調査分野退出、教育等の適切な再発防止措置を講じなければならない。

４）税務代理人の選任（国基法第８１条の５）

①　納税者は、税務調査を受ける際に、弁護士、公認会計士、税務士を調査に参与するようにし意見を陳述させることができる。

期間 / 条文	2011.1.1～2011.12.31まで	2012.1.1～現在
国税基本法第８１条の５ （税務調査時に 助力を受ける権利）	納税者は、犯則事件の調査、所得税・法人税・付加価値税の決定または更正のための調査等、大統領令で定める賦課処分のための実地調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士または租税について専門知識を備えた者で大統領令で定める者を調査に参与させ、意見を陳述させることができる。	納税者は、税務調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士を調査に参与するようにして、意見を陳述させることができる。

※　改正趣旨

国税基本法第８１条の５（法律１１１２４号、２０１２．１．１施行）の改正で、税務助力者の範囲から「租税に関して専門知識を備えた者として大統領令で定める者」の文言が削除され、現在では税務代理人を弁護士、公認会計士、税務士に限定している。

②　税務代理委任状の提出

調査公務員は税務代理人が調査に参与し、意見を陳述しようとする場合には、該当税務代理人からその権限があることを証明する「委任状」の提出を受けて、調査官署長に報告しなければならない。

③　税務代理委任状を提出していない場合

調査公務員は税務調査と関連して税務代理委任状を提出しない税務代理人に対しては、税務調査の過程での立会と陳述を拒否することができる。

④　選任された税務代理人を排除することができる場合

調査公務員は税務代理人が委任状を提出していない、もしくは助力の範囲を超えて調査を妨害したり遅らせたりする場合、虚偽の陳述をする場合または納税者が直接陳述する必要がある場合等には、納税者が直接意見を陳述するよう要求することができる。

【調査公務員が税務代理人を排除することができる場合】

(1) 税務代理人が委任状を提出していない場合
(2) 助力の範囲を超えて調査を妨害したり遅らせたりする場合
(3) 虚偽の陳述をする場合
(4) 納税者が直接陳述する必要がある場合
(5) その他の事項

（２）税務調査管轄および対象（国基法第８１条の６）

税務調査の手続は、「調査事務処理規定」上の調査対象者の選定→調査計画策定→税務調査の開始→税務調査の進行→税務調査の終結の五段階に区分される。

１）税務調査管轄

税務調査の管轄は、納税地の管轄税務署長が遂行することが原則であり、重要な事項については例外的に国税庁長または地方庁長が遂行する。通常大企業に対しては、地方国税庁長が遂行している。このように税務調査は、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が遂行する。ただし、納税者の主な事業所等が納税地と管轄を異にする場合、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切な場合等大統領令で定める事由に該当する場合には、

国税庁長（同じ地方国税庁所管税務署の管轄調整の場合には地方国税庁長）がその管轄を調整することができる。(国基法８１条の６①) ＜新設２０１４．１．１＞

租税犯則事件は、該当租税犯則事件の納税地を管轄する税務署長の管轄とする。ただし、地方国税庁長が税務調査をした租税犯則事件、その他地方国税庁長が直接調査する必要があると認定する事件は地方国税庁長の管轄とすることができ、租税犯則調査の実施のために地方国税庁に租税犯則調査審議委員会を置く。租税逋脱犯は、次の各号のいずれかに該当する場合、３年以下の懲役または逋脱税額等の３倍以下に相当する罰金に処す（併科罰主義／加重処罰)。

１．逋脱税額等が３億ウォン以上であり、その逋脱税額等が申告・納付しなければならない税額の１００分の３０以上である場合

２．逋脱税額等が５億ウォン以上の場合

税務調査の管轄については、国税庁訓令の調査事務処理規定第２節（税務調査の管轄)、第５条（調査事務の管轄）および第６条（税務調査の協力体制）を参照する。

【税務調査管轄調整】

法第８１条の６第１項但書で、「納税者の主な事業所等が納税地と管轄を異にする場合、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を実行することが不適切な場合等大統領令で定める事由に該当する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう（国基領６３条の３)。

１．納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と納税地で管轄が異なる場合

２．一定の地域で主に事業をする納税者に対して公正な税務調査を実施する必要がある場合等、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切であると判断される場合

３．税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引のある者または特殊関係人に該当する者等に対する税務調査が必要な場合

４．税務官署別の業務量と税務調査人員等を考慮して、管轄を調整する必要があると判断される場合

表１）国税庁の組織

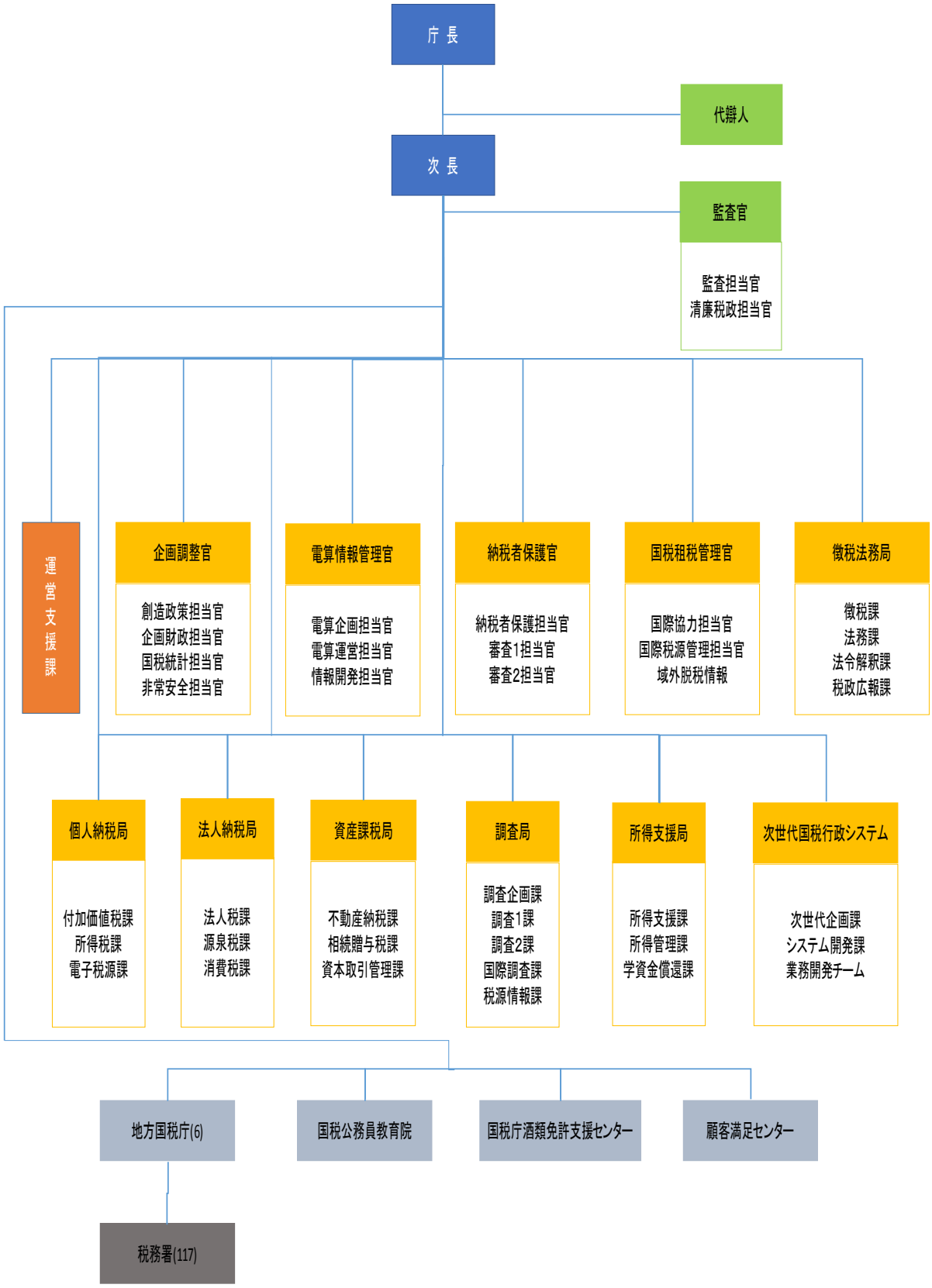
庁長
代辯人
次長
監査官
監査担当官
清廉税政担当官
運営支援課
企画調整官
創造政策担当官
企画財政担当官
国税統計担当官
非常安全担当官
電算情報管理官
電算企画担当官
電算運営担当官
情報開発担当官
納税者保護官
納税者保護担当官
審査1担当官
審査2担当官
国税租税管理官
国際協力担当官
国際税源管理担当官
域外脱税情報
徴税法務局
徴税課
法務課
法令解釈課
税政広報課
個人納税局
付加価値税課
所得税課
電子税源課
法人納税局
法人税課
源泉税課
消費税課
資産課税局
不動産納税課
相続贈与税課
資本取引管理課
調査局
調査企画課
調査1課
調査2課
国際調査課
税源情報課
所得支援局
所得支援課
所得管理課
学資金償還課
次世代国税行政システム
次世代企画課
システム開発課
業務開発チーム
地方国税庁(6)
国税公務員教育院
国税庁酒類免許支援センター
顧客満足センター
税務署(117)

表２）国税庁調査局の組織と機能

区　分	担当事務
調査企画課	·内国税の税務調査総括企画・管理 ·内国税の税務調査に関連する法規・制度の運営総括 ·租税犯則制度の運営・管理業務 ·調査人員開発・養成関連業務
調査１課	·法人納税者および関連人に対する分析・管理 ·株式・出資持分の変動状況分析・管理
調査２課	·個人納税者および関連企業に対する分析・管理 ·税金計算書等の授受秩序分析・管理 ·物価安定に関する支援業務等
国際調査課	·国際取引の重要脱税類型に対する分析・管理 ·外国為替電算資料の収集および処理 ·国際取引に関連する資料の収集・分析および管理
税源情報課	·脱税および税源情報資料の収集・分析および管理業務 ·脱税情報提供資料と借名口座申告の受付、処理業務 ·国民脱税監視団の正しい税金を守る管理業務運営

ソウル地方国税庁の場合、調査１局、調査２局、調査３局、調査４局、国際取引調査局で組織されており、調査４局は特殊な税務調査を担当している。特に、最近の経営権争いで内紛に巻き込まれているロッテグループ系列会社に対する税務調査は、定期調査形式をとっているが、形式的に税務調査を終えるには負担があるので、調査４局で税務調査を着手した。

釜山地方国税庁の場合、調査１局および調査２局に区分されており、調査１局では主に法人企業、その他の業務は調査２局で取扱っている。

２）税務調査対象者の選定

調査対象者の選定時に、納税者は誠実で真実であると推定しなければならず、税務調査の実施事由および基準を公開しなければならず、調査対象者の選定方法、申告誠実度の評価、選定手続、重複調査の禁止および防止に対して調査事務処理で規定している。

税務調査の実施事由と基準の公開に関連して、国税庁長は、税務調査運用方向と調査対象者の選定基準を公開しなければならない。ただし、公開範囲・時期・手続等の具体的な事項は、国税庁長が別に定めるところによる。

申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉諸税、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映して電算システムによって評価することを原則として、税務情報資料収集等税源管理情報による評価で補完することができる。電算システムで申告誠実度を評価する時には、評価要素および加重値を科学的かつ客観的な方法で定めなければならない。誠実度分析の結果、不誠実申告嫌疑、無作為抽出方式による標本調査に定期調査対象者として選定し、納税協力義務の不履行、無資料取引、具体的な脱税情報提供、申告内容に脱漏が明白な資料がある場合には、随時税務調査を実施することができる。

調査対象者の選定は、調査事務管轄地方国税庁長または税務署長が行い、国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長による調査対象者の選定内容を検討・調整することができる。この際重複調査を防止しなければならない。

税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合に、定期的に申告の適正性を検証するために、対象を選定（以下、「定期選定」という。）して税務調査をすることができる。この場合、税務公務員は、客観的基準に基づいて公正にその対象を選定しなければならない。（国基法８１条の６②）＜改正２０１３．１．１、２０１４．１．１＞

１．国税庁長が納税者の申告内容について、定期的に誠実度を分析した結果、不誠実嫌疑があると認定する場合

２．直近４課税期間以上同じ税目の税務調査を受けていない納税者に対し、業種、規模、経済力集中等を考慮して、大統領令で定めるところにより申告内容が適正かを検証する必要がある場合

３．無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合

【長期未調査者に対する税務調査基準】

法第８１条の６第２項第２号に基づいて実施する税務調査は、納税者の履歴や税務情報等を考慮して、国税庁長が定める基準に従う（国基領６３条の４）。

【小規模誠実事業者に対する税務調査免除】

①　法第８１条の６第５項第１号の「業種別収入金額が大統領令で定める金額以下の事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１．個人：「所得税法」第１６０条第３項の規定による簡便帳簿対象者

２．法人：「法人税法」第６０条の規定により、法人税の課税標準および税額申告書に記載しなければならない該当法人の収入金額（課税期間が１年未満の場合には１年に換算した収入金額をいう。）が１億ウォン以下の者

②　法第８１条の６第５項第２号の「帳簿記録等が大統領令で定める要件を充足している事業者」とは、次の各号の要件をすべて備えた事業者をいう。＜改正２０１３．２．１５、２０１４．２．２１＞

１．すべての取引の事実が客観的に把握することができるように複式簿記方式で帳簿を記録・管理すること

２．課税期間開始前に「与信専門金融業法」に基づくクレジットカード加盟店に加入して、該当課税期間に法第８４条の２第１項第３号の各項目の行為をしないこと（「所得税法」第１６２条の３第１項および「法人税法」第１１７条の２第１項の規定により現金領収書加盟店に加入しなければならない事業者のみ該当する。）

３．課税期間開始前に「租税特例制限法」第１２６条の３による現金領収書加盟店で加入して、該当課税期間に法第８４条の２第１項第４号の各項目の行為をしないこと（「所得税法」第１６２条の３第１項および「法人税法」第１１７条の２第１項の規定により現金領収書加盟店に加入しなければならない事業者のみ該当する。）

４.「所得税法」第１６０条の５に基づく事業用口座を開設して使用すること（個人である場合のみ該当する。）

５．業種別の平均収入額の増加率等を考慮して、国税庁長が定めて告示する収入金額等の申告基準に該当すること

６．該当課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直近３年間に租税犯で処罰された事実がないこと

７．該当課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国税の滞納事実がないこと

直近９年間の個人事業者および法人に対する税務調査の現況は、以下の通りである。

		２００５	２００６	２００７	２００８	２００９	２０１０	２０１１	２０１２	２０１３
対象人員（千名）	個人	2,236	2,279	2,736	3,074	3,584	3,570	3,785	3,956	4,353
	法人事業	３４２	３６１	３７２	３９４	４１６	４４０	４６７	５００	５３８
調査人員（名）	個人	3,989	4,049	4,090	3,335	3,068	3,624	3,669	4,563	4,392
	法人事業	6,343	5,545	4,174	2,974	3,867	4,430	4,689	4,549	5,128
賦課税額（億ウォン）	個人	2,298	4,563	5,775	4,245	4,771	5,175	7,175	8,571	10,068
	法人事業	30,158	27,993	39,363	26,590	20,735	35,501	44,438	49,377	66,128
調査比率（%）	個人	０．１８	０．１５	０．１５	０．１１	０．０９	０．１０	０．１０	０．１２	０．１０
	法人事業	１．８６	１．５４	１．１２	０．７６	０．９３	１．００	１．００	０．９１	０．９６

直近９年間の租税逋脱犯則調査の現況は、次の通りである。

		２００５	２００６	２００７	２００８	２００９	２０１０	２０１１	２０１２	２０１３
賦課税額（億ウォン）		９,０４５	５,２９９	８,３２７	８,００２	７,００８	１０,８００	１６,５６９	１３,８２４	２２,７５３
調査（名）	調査件数	３２７	３９９	５５４	５６５	３８３	４４３	５２７	６４１	５８３
	犯則処分	３１６	３６９	５３０	５３６	３４７	４２１	５０４	６１４	５２３
	告発	２７７	３２８	４３４	４６８	３０１	３６９	４４９	５７０	４５４
	通告処分	３９	４１	９６	６８	４６	５２	５５	４４	６９
	無嫌疑	１１	３０	２４	２９	３６	２２	２３	２７	６０

税務調査においても実質課税の原則が適用される。国税基本法第１４条（実質課税）第１項では、課税の対象となる所得、収益、財産、行為または取引の帰属が名義人であるだけで事実上帰属する者が別にある時は、事実上帰属する者を納税義務者として税法を適用すると規定している。したがって、偽の税金計算書を利用した脱税事件で実質所得者ではない、単に名義を貸した者に課税処分することは違法であるとするものである。税務調査対象者の選定に対する調査事務処理規定を見てみると次の通りである。

－調査事務処理規定－

第３節　調査対象者の選定

第７条（納税者の誠実性推定）

調査公務員は、税務調査と関連して「国税基本法」第８１条の３（納税者の誠実性推定）の規定により、納税者が誠実で、納税者が提出した申告書等は真実のものであると推定しなければならない。

第８条（調査対象者選定基準および公開）

①　地方国税庁長または税務署長は、「国税基本法」第８１条の６（税務調査対象者選定）の規定により対象を選定して税務調査ができる。ただし、同法同条第１項第３号に従い無作為抽出方式によって標本調査を実施しようとする場合には、納税者の規模、業種等を勘案して誠実な納税者が調査を受ける事例が過多に発生しないよう制限的に運営しなければならない。

②　国税庁長は、税務調査の公平性・実効性確保および国民の知る権利保護等を総合的に勘案して、合理的な水準で税務調査運用方向と調査対象者選定基準を公開しなければならない。

第９条（調査対象者の選定方法）

①　調査対象者の選定方法は定期選定と不定期選定とに区分する。

②　定期選定は、申告内容の適正の有無を検証するために、「国税基本法」第８１条の６第２項で定めた範囲で、申告誠実度評価結果、未調査年度数等を基準にして地方国税庁長または税務署長が一括して選定する。

③　不定期選定は、公平課税と税法秩序の確立のために、「国税基本法」第８１条の６第３項で定めた範囲で地方国税庁長と税務署長が選定する。この場合、税務署長が実施しなければならない緊急調査、部分調査、資料上調査および偽（税金）計算書受取者調査等を除いては、地方国税庁長の事前承認を受けなければならない。
④　国税庁長は、業種別申告誠実度、階層別、類型別、地域別税負担公平等を勘案して適正調査比率が維持されるようにしなければならない。
第１０条（申告誠実度の評価）
① 申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉税、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映した電算システムによって評価することを原則とし、税務情報資料収集等税源管理（以下、「税源管理」という。）情報による評価で補完することができる。
②　電算システムで申告誠実度を評価する場合には、評価要素および加重値を科学的で客観的な方法で定めなければならない。
第１１条（選定手続）
①　調査対象者は、納税地を管轄する地方国税庁長または税務署長が選定する。ただし、第５条第２項各号に該当する場合にはその限りでない。
②　国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長の調査対象者選定内容を検討、調整することができる。
③　調査対象者を選定する場合には、納税者の税務調査履歴および調査対象にすでに選ばれているか等を確認し、重複調査を防止しなければならない。
第１２条（重複調査の禁止および防止）
①　調査公務員は、税務調査を実施する場合に、「国税基本法」第８１条の４（税務調査権濫用禁止）第２項および同法施行令第６３条の２の規定に従い、再調査を実施できる例外的な場合を除き同じ税目および同じ課税期間に対し再調査をしてはならず、調査開始後に重複調査事実が確認された場合には直ちに調査撤回および調査班（チーム）撤収等必要な措置を講じなければならない。ただし、第３条第２号において定義した現場確認は調査として取扱わず、「国税基本法」第８１条の４第２項第２号の場合には該当取引相手との取引内容に対する部分調査に限定する。
②　重複調査を防止するため、地方国税庁および税務署の調査局課長または誠実納税支援局長・個人納税課長・法人納税課長等は、調査履歴および調査対象者選定明細等を電算に入力して管理しなければならない。

③　部分調査を実施した納税者に対し全部調査を実施する場合には、部分調査を受けた部分については調査したものとみなす。
④　一般税務調査対象者に選定された納税者に対し租税犯則調査を実施した場合には、該当税目の調査対象期間における一般税務調査はすでに実施したものとみなす。

３）事前誠実申告誘導

国税庁は、既存の事後検証から、２０１４年より事前案内強化に国税行政運営方向を転換した。国税庁発表によると、法人税や総合所得税の申告期間に業者別に前年度申告の問題点を分析し、事前に誠実申告を誘導するよう各税務署別協議会を通じて誠実申告を誘導した結果、前年度に比べ税収が増加したと説明している。国税庁は歳入予算を合わせるために事前案内強化基調を引続き維持する一方で、故意的、機能的脱税には厳正対応を、中小商工人に対しては税務調査を猶予する等の税政支援を行うことにした。

納税者に対する事前案内強化によって税収実績が増加し、国税庁が事前案内を持続的に維持する一方で、新しく構築された「滞納者財産隠匿嫌疑分析システム」を導入する等脱税行為に対しては厳正対応体系をより一層強化することとした。

国税庁は、２０１５年７月６日国税庁において全国税務官署長会議を開催し、歳入予算確保方案等の２０１５年下半期国税行政運営方案を確定した。国税庁は経済活性化を後押しし歳入予算を安定的に調達する一方で、誠実申告を支援するという目標の下、▲所管歳入予算確保、▲事前誠実申告支援、▲中小商工人と庶民に対する支援強化、▲反社会的脱税行為厳正対処、▲組織力量向上と税政の透明性向上等を重点推進課題に選定した。

国税庁が納税者の誠実申告のために事前案内を強化した結果、付加価値税と法人税、所得税収が増加する等の顕著な成果が表われた。

国税庁は去る２月に、付加価値税予定申告の時より４月法人税申告、５月総合所得税申告期間に納税者の一部を選定し、脱税類型等の事前案内を強化した。

付加価値税の場合、５，０００名の納税者に２種類のみ提供していた資料を４０種類に増やし５万５，０００名に提供することで、付加価値税数は昨年４月の１１兆７，０００億ウォンから本年４月の１２兆７，０００億ウォンにまで８．５％増加した。

表面的には事前案内強化であるが、国税庁が脱税の可能性が高い納税者を選定して一種の「警告状」とも言える案内文を送ることによって、納税者の誠実申告を誘導したとされている。

法人税の場合は６万名に１５種類の資料を提供することにより、昨年４月基準で１５兆７，０００億ウォンだった税収が、今年４月には１７兆８，０００億ウォンで１３．４％増加した。

所得税収は未だ集計が完了していないが、昨年１万５，０００名に送った案内文を５３万名に送ることで税収が相当幅に増加したと国税庁は説明した。これに伴い、国税庁は今後の申告においても事前案内を強化する等このような基調を維持していくこととした。

合わせて、事前提供資料の信頼性を高め、業種別・規模別に差別化して誠実申告効果を高める一方で、事前案内を行ったにもかかわらず不誠実申告を行う納税者に対しては事後検証を迅速に行うことにした。

国税庁は、故意的・知能的な脱税と高額・常習滞納者に対しては断固として対応するという方針を引続き維持していくこととなった。

域外脱税等地下経済陽性化は持続的に推進する一方で、虚偽陳述と税法執行妨害者に対しては積極的に過怠金を賦課することとした。租税逋脱に対する厳正な犯則処分と事後管理も強化することとした。

重要事件に対する専門担当Ｔ／Ｆを運営し、訴訟対応能力を向上させ、調査分野職員の専門性を高めるための多様な支援策を用意することとした。

当月構築される滞納者財産隠匿嫌疑分析システムを積極的に活用し、生活実態確認と現場推定等を強化していく計画である。

中小商工人と庶民に対する税務調査を縮小する等、税政支援強化基調を持続的に維持することとした。実際に国税庁は、中小商工人に対する税務調査を大幅に減少させたことが分かった。付加価値税に対する税務調査件数は、昨年の４万６，６００件から本年は１万３，４００件と７０％減少し、また所得税の場合には、昨年の１万９，０００件から本年は１万３，５００件に減少した。

国税庁は本年初めに、中小商工人に対する税務調査を例年より低い１万８，０００件水準まで縮小し、税政支援業種に該当する中小納税者に対しては本年末までに税務借名財産を還収して法的対応を強化することとした。質問・検査権の行使範囲を滞納者財産隠匿嫌疑がある親族にまで拡大し、推進、隠匿財産に対する追跡を活性化させていく予定である。また、滞納者財産追跡調査専門担当組織（地方庁１８チーム、１２１名配置）を通じて高額滞納者の調査と事後検証を猶予すると明らかにしている。

（３）税務調査
１）税務調査期間

ア．一般税務調査の調査期間
　調査官署長は、「国税基本法」第８１条の８（税務調査期間）第１項により、調査対象税目・業種・規模、調査難易度等を勘案して税務調査期間が最小限となるようにしなければならない。

イ．調査期間延長理由－「国税基本法」第８１条の８（税務調査期間）第１項
①　税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査難易度等を考慮して税務調査期間が最小限になるようにしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には税務調査期間を延長することができる。（２００６．１２．３０新設）
１．納税者が帳簿・書類等を隠匿したり、提出を遅延したり、拒否する等調査を忌避する行為が明白な場合（２０１０．１．１改正）
２．取引先調査、取引先地確認または金融取引現地確認が必要な場合（２０１０．１．１改正）
３．税金脱漏嫌疑が捕捉され、調査過程において調査類型が「租税犯処罰手続法」に規定する租税犯則調査に転換される場合（２０１１．１２．３１改正）
４．天災地変や労働争議により調査が中断される場合（２０１０．１．１改正）
５．第８１条の１６第２項に規定する納税者保護官署または担当官（以下、この条において「納税者保護官署等」という。）が税金脱漏疑惑と関連して追加的な事実確認が必要と認める場合（２０１４．１．１改正）
６．税務調査対象者が税金脱漏嫌疑の解明等のために税務調査期間の延長を申し込んだ場合において、納税者保護官署等がこれを認める場合(2014.1.1新設)

ウ．中小規模納税者に対する調査期間
　調査官署長が第１項の規定により調査期間を定める場合には、「国税基本法」第８１条の８第２項の規定により、調査対象課税期間のうち年間収入金額または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が１００億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合一課税期間増差所得の合計額が５０億ウォン未満）の納税者（以下、この規定で「中小規模納税者」という。）に対する税務調査期間は、２０日以内としなければならない。ただし、「国税基本法」第８１条の８第３項各号のいずれかに該当する場合にこの限りでない。

エ．調査期間の計算
　調査期間の計算は調査開始日から調査終結日までの期間で、調査期間中の土曜日、公休日を含めて計算する。

オ．税務調査期間－「国税基本法」第８１条の８第３項
③　第２項の規定により期間を定めた税務調査を、第１項但書の規定により延長する場合において、最初に延長する時は管轄税務官署の承認を受けなければならず、二回以降の延長の時には管轄上級税務官署の承認を受けることにより、それぞれ２０日以内で延長することができる。ただし、次の各号に該当する場合には第２項の税務調査期間の制限および本項本文の税務調査延長期間の制限を受けない。
１．無資料取引、偽装・加工取引等取引内容が事実と違う嫌疑があり、実際の取引内容に対する調査が必要な場合（２０１４．１．１新設）
２．国際取引を利用して税金を脱漏したり、国内脱漏所得を海外で変則流出した嫌疑で調査する場合（２０１４．１２．２３改正）
３．名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、現金取引の脱落等の方法で税金を脱漏した嫌疑で調査する場合（２０１４．１．１新設）
４．偽りの契約書作成、未登記譲渡等を利用した不動産登記等を通して税金を脱漏した嫌疑で調査する場合（２０１４．１．１新設）
５．相続税・贈与税調査、株式変動調査、犯則事件調査および出資・取引関係にある関連者に対し同時調査を行う場合（２０１４．１．１新設）

２）税務調査の事前通知と延期申請

ア．税務調査事前通知の実施
　税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第１項の規定により税務調査事前通知を作成し、調査開始１０日前に納税者または納税管理人に送達して、送達を確認できる根拠書類を保管しなければならない。

イ．「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第１項
①　税務公務員が税務調査（「租税犯処罰手続法」に規定する租税犯則調査を除く。）を行う場合には、調査を受ける納税者（納税者が納税管理人を定めて管轄税務署長に申告した場合には納税管理人をいう。以下、２条で同じ。）に対し、調査を始める１０日前までに調査対象税目、調査期間および調査理由その他大統領令に定める事項を通知しなければならない。ただし、事前通知により証拠隠滅等で調査目的を達成できないと認められる場合にはこの限りではない。（２０１１．１２．３１改正）［付則］

ウ.「国税基本法」施行令第６３条の６（税務調査の事前通知）

「国税基本法」第８１条の７第１項の規定により、納税者または納税管理人に税務調査に関する事前通知を行う場合には、次の各号の事項を記載した文書でなければならない。（２０１０．２．１８改正）

１．納税者または納税管理人の姓名および住所または居所（１９９６．１２．３１改正）

２．調査期間（１９９６．１２．３１改正）

３．調査対象税目および調査理由（１９９６．１２．３１改正）

４．その他必要な事項（２０１０．２．１８改正）

エ．税務調査事前通知を省略できる場合

租税犯則調査または「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第１項但書の規定により、事前通知をすれば証拠隠滅等の恐れがあり調査目的を達成できないと認められる場合には、調査官署長の承認を受けて事前通知を省略して調査を始めることができる。

税務調査事前通知を行わず税務調査を始めた場合には、税務調査開始時税務調査事前通知を省略した理由が記載された税務調査通知を交付しなければならない。

オ．共同事業所に対する税務調査事前通知

共同事業所に対して税務調査を実施する場合には、税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。ただし、代表共同事業者でない共同事業者（以下、「非代表共同事業者」という。）に対して税務調査を行う場合には、非代表共同事業者にも税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。

カ．税務調査の延期理由

調査官署長は次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には調査開始を延期することができる。

１．「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第２項および同法施行令第６３条の７第１項に定めるところにより、納税者が調査を受けることが困難な場合

２．「納税者保護事務処理規定」第５９条第４項の規定により、納税者保護担当官が税務調査の一時中止を要請する場合

３．その他やむを得ない理由があり調査の開始を延期する必要があると判断される場合

キ.「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第２項
②　通知を受けた納税者が天災地変やその他大統領令に定める理由で調査を受けることが困難な場合には、大統領令の規定により管轄税務官署長に対し調査の延期を申請することができる。（２０１０．１．１改正）

ク．税務調査の延期申請 －「国税基本法」施行令第６３条の７
①　法第８１条の７第２項に規定する「大統領令に定める理由」とは、次の各号のいずれかに該当する理由をいう。（２０１０．２．１８改正）
１．火災その他災害により事業上深刻な困難がある時（２０１０．２．１８改正）
２．納税者または納税管理人の疾病・長期出張等により税務調査が困難であると判断される時（１９９６．１２．３１改正）
３．権限のある機関に帳簿、証拠書類が押収され領置された時（２０１０．２．１８改正）
４．第１号から第３号までの規定に準ずる理由がある時（2010．2．18改正）
②　法第８１条の７第２項の規定により税務調査の延期申請を行おうとする者は、次の各号の事項を記載した文書を該当行政機関長に提出しなければならない。（２０１０．２．１８改正）
１．税務調査の延期を受けようとする者の姓名および住所または居所（２０１０．２．１８改正）
２．税務調査の延期を受けようとする期間（２０１０．２．１８改正）
３．税務調査の延期を受けようとする理由（２０１０．２．１８改正）
４．その他必要な事項（２０１０．２．１８改正）

ケ.「納税者保護事務処理規定」第５９条第４項
④　納税者保護担当官がやむを得ない事由により調査着手前日まで税法等に違反した調査や重複調査の有無を判断することができない場合には、税務調査一時停止要請によって税法等に違反した調査や重複調査を行うかどうかの判断がある時まで主務局（課）長に調査着手停止を要求しなければならず、この場合主務局（課）長税務調査は着手を延期しなければならない

コ．税務調査の延期申請可能者
　税務調査事前通知を受けた納税者が天災地変やその他大統領令に定める理由により調査を受けることが困難な場合には、大統領令の定めるところにより管轄税務官署長に対して調査延期を申請することができる。（２０１０．１．１改正）
　また、調査官署長が税務調査を延期する場合には、当初調査開始予定日前日までに、税務調査延期通知にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。

サ．税務調査の延期申請結果通知

延期申請を受けた管轄税務官署長は、延期申請承認の有無を決めてその結果を調査開始前まで通知しなければならない。（２０１０．１．１改正）

シ．税務調査の延期後調査開始

調査官署長は、税務調査延期期間が終了した場合には、特別な理由がなければ遅滞なく調査を始めなければならない。ただし、延期期間が終了する前でも延期理由が消滅したり、証拠隠滅憂慮または租税債権早期確保等緊急に調査を実施しなければならない理由が発生した場合には税務調査を始めることができる。

税務調査を始める場合において、当初納税者に通知した延期期間と異なる調査を始める場合には、納税者に対し税務調査再開通知にその理由を記載して通知しなければならない。この場合、調査班（チーム）が変更される等の理由が発生した場合には新しく調査計画を策定して調査を始める。

３）税務調査方法

税務調査方法は、調査対象者の納税誠実度水準、事業規模、業種、課税資料分析内容、脱漏疑惑事項および脱税情報内容等を考慮して、全部調査、部分調査および短期誠実性検証調査の方法で実施することができる。

ア．全部調査

全部調査を行う場合には、その納税者が備置、記帳している帳簿およびそれに関連した証拠書類（電算組織によって帳簿と証拠書類を作成した時には電磁記録を含む。以下同じ。）調査とその帳簿の真実性可否を検証するための実物調査、生産収率検討、各種現況調査、取引先調査または取引先現場確認および金融取引現場確認調査の方法で実施する。

イ．部分調査

納税者の便宜および調査の効率性等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する場合には部分調査を実施することができる。

１．移転価格調査

２．税務情報、課税資料等によって特定項目、部分または取引の一部に対する申告の適正の有無を検証する必要がある場合

３．税務調査、企画分析等の結果特定項目において共通する問題に対して、自己是正機会を付与したがこれを履行しなかった場合

４．部分調査のみで税務調査の目的を達成することができると判断される場合

ウ．部分調査の電算入力および管理

調査官署長は、部分調査により税務調査を実施した場合には、調査範囲、税目等を電算に入力して管理しなければならない。

エ．事務室調査

「事務室調査」とは、納税者便宜、会計透明性、申告誠実度および規模等を考慮して、実地調査によらなくても調査の目的を達成することができると判断される場合に、納税者の会計書類および証明資料等の提出を受けて調査官署事務室で実施する税務調査をいう。

オ．短期性検証調査（簡便調査）

「簡便調査」とは、相対的に誠実に申告したと認められる中小企業等を対象に、解明資料の要求、検証および最小限の現場調査方法等によって短期間の調査期間で調査を実施して、会計・税務処理過程で留意する事項案内、経営・事業諮問等を行う税務調査をいう。

カ．関連人に対する同時調査

調査の効率性、納税者の便宜等を勘案して調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または納税者と特殊関係にある者等の関連人（法人を含む。以下、「関連人」という。）が調査対象者に選定され、租税脱漏疑惑がある等の場合にはその関連人を同時に調査することができる。

関連人に対し同時調査を実施しようとする場合には、地方国税庁長（関連人の納税地が他の地方国税庁管轄である場合には国税庁長）の承認を受けなければならない。ただし、関連人に対する同時調査が部分調査である場合には地方庁長の承認なしで同時調査を実施することができる。

キ．その他の税務調査

１．「一般税務調査」とは、特定納税者の課税標準または税額の決定、または更正を目的に調査対象税目に対する課税要件、もしくは申告事項の適正の有無を検証する一般的な税務調査をいう。

２．「租税犯則調査」とは、調査公務員が「租税犯処罰法」第３条から第１４条までの罪に該当する違反行為等を確定するために租税犯則事件に対し行う調査活動をいう。

３．「追跡調査」とは、財貨、サービスまたは税金計算書、計算書の流れを取引の前・後段階別に追跡して事実関係を確認する税務調査をいう。

４.「企画調査」とは、所得の種類別、階層別、業種別、地域別、取引類型別税負担不均衡や構造的な問題点等を是正するため、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が別途の計画により実施する税務調査をいう。
５.「実地調査」とは、納税者の事務室、事業所、工場または住所地等に出張し、直接該当納税者または関連人を相手に実施する税務調査をいう。
６.「間接調査」とは、納税者が提出した申告書等の書類や課税資料等の分析を通じて申告事項の適正の有無を検証したり、特定取引の事実関係確認のために納税者またはその関連人から郵便質問等を通じて証明資料を収集し取引内容を問合わせる等、実地調査以外の方法で実施する税務調査をいう。
７.「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上するために調査対象に選ばれた課税期間に対し、その納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。
８.「税目別調査」とは、税源管理上緊急の必要があり、付加価値税、個別消費税、酒税、財産諸税、源泉徴収対象税目等、税目の特性を勘案し、特定税目のみを対象に実施する税務調査をいう。
９.「緊急調査」とは、各税法で規定する随時賦課事由が発生したり、「債務者回復および破産に関する法律」により回復手続開始申請等で租税債権の早期確保が必要な納税者に対し、その事由が発生すると同時に即時に実施する税務調査をいう。
１０.「株式変動調査」とは、株式変動過程で関連株主および該当法人の諸税脱漏の有無を確認する税務調査をいう。
１１.「資金出処調査」とは、居住者または非居住者が財産を取得（海外流出含む。）したり、債務の償還または開業等に使った資金とこれと類似の資金の源泉が職業、年齢、所得および財産状態等からみて本人の資金能力によるものと認め難い場合、その資金の出処を明らかにし、贈与税等の脱漏の有無を確認するために行う税務調査をいう。
１２.「移転価格調査」とは、居住者、内国法人または外国法人国内事業所が、「国際租税調整に関する法律」において規定する国外特殊関係人との取引と関連して課税標準および税額申告時に適用された正常価格と合致するかを確認するために行う税務調査をいう。
１３.「委任調査」とは、地方国税庁長が調査人材、業務量、調査実益等を勘案し、地方国税庁調査対象者を税務署長に委任して実施する税務調査をいう。

４）税務調査中止

ア．税務調査中止の意義「国税基本法」第８１条の８
④　税務公務員は納税者が資料の提出を遅延する等大統領令に定める事由により税務調査を進め難い場合、税務調査を中止することができる。この場合、その中止期間は税務調査期間および税務調査延長期間に算入しない。（２０１０．１．１新設）
⑤　税務公務員は第４項により税務調査を中止した場合、その中止事由が消滅したら直ちに調査を再開しなければならない。ただし、租税債権の確保等、緊急に調査を再開しなければならない必要がある場合には税務調査を再開することができる。（２０１０．１．１新設）

イ．税務調査中止の事由
　調査官署長は「国税基本法」第８１条の８により納税者が資料の提出を遅延する等、同法施行令第６３条の１０各号のいずれかに該当する事由があり、調査進行が困難であると判断される場合には、最小限の期間の間調査を中止することができる。

ウ．税務調査の中止－「国税基本法」施行令第６３条の１０
　法第８１条の８第４項で、「納税者が資料の提出を遅延する等大統領令に定められた事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。（２０１０．２．１８新設）
１．税務調査延期申請事由に該当する事由があり、納税者が調査中止を申込んだ場合（２０１０．２．１８新設）
２．国外資料の収集・提出または相互合意手続き開始により外国課税機関との協議が必要な場合（２０１０．２．１８新設）
３．次の各項目のいずれか該当し、税務調査を正常に進め難い場合（２０１３．２．１５改正）
①　納税者の所在が不明な場合（２０１３．２．１５改正）
②　納税者が海外へ出国した場合（２０１３．２．１５改正）
③　納税者が帳簿・書類等を隠匿したり、その提出を遅延または拒否した場合（２０１３．２．１５改正）
④　労働争議が発生した場合（２０１３．２．１５改正）

⑤．その他これと類似の事由がある場合（２０１３．２．１５改正）
４．削除（２０１３．２．１５）
５．納税者保護官または担当官が税務調査の一時中止を要請する場合（２０１４．２．２１改正）

エ．税務調査中止ができる者
　調査官署長は税務調査中止事由があり、納税者が税務調査中止申請をする場合、その内容を検討して税務調査（中止、延長）申請結果通知に税務調査中止の有無を記載して通知しなければならない。
　調査官署長が税務調査を中止する場合には、税務調査中止通知にその事由を記載して納税者に通知しなければならない。

オ．税務調査中止後調査の再開
　調査官署長は税務調査を中止した期間が終了した時には、特別な事由がなければ遅滞なしに調査を再開しなければならない。ただし、中止期間が終了する前でも中止事由が消滅したり、証拠隠滅の可能性または租税債権確保等で緊急に調査を再開しなければならない事由が発生した時には税務調査を再開することができる。
　税務調査を再開する場合には、納税者に税務調査再開通知にその事由を記載して通知しなければならない。
　調査を再開するにおいて調査班（チーム）が変更される等の事由が発生した場合には新しく調査計画を策定しなければならない。

５）税務調査範囲拡大の制限

ア．税務調査範囲拡大の意義
　調査公務員は、「国税基本法」第８１条の９により具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間または他の税目にまで関連したことが確認される場合等、同法施行令第６３条の１１各号のいずれかに該当する場合を除いては、調査進行中調査範囲を拡大することができない。

イ．調査範囲拡大事由
　「国税基本法」第８１条の９第１項で「具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間、または他の税目まで関連すると確認される場合等大統領令に定める場合」とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。（２０１０．２．１８新設）

１．具体的な税金脱漏疑惑が異なる課税期間・税目または項目にもあり、他の課税期間・税目または項目に対する調査が必要な場合（２０１０．２．１８新設）
２．調査過程で租税犯則調査に切替える場合（２０１２．２．２改正）
３．特定項目の明白な税金脱漏疑惑または税法適用錯誤等で、異なる課税期間に連結され、その項目に対する他の課税期間の調査が必要な場合（２０１０．２．１８新設）
４．その他具体的な税金脱漏疑惑があり、税務調査の範囲を拡大する必要がある場合として企画財政部令に定める場合（２０１０．２．１８新設）

ウ．税務調査範囲拡大の申請

主務局（課）長が「調査事務処理規定」第３９条または「譲渡所得税事務処理規定」第２２条で規定する事由において調査範囲を拡大するには、その事由と税目等を具体的に記載した調査範囲拡大申込書に関連書類等を添付して、調査官署納税者保護担当官に調査期間終了３日前までに申込まなければならない。ただし、中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査の場合には調査期間終了５日前までに申請する。

主務局（課）長は、第１項の調査範囲拡大申請のうち、中小規模納税者に対する調査範囲を二回以上拡大するには、調査官署納税者保護担当官を経由し、上級税務官署の長（納税者保護担当官または納税者保護官）に拡大を要請しなければならない。

上記にもかかわらず、租税犯則調査（調査類型が転換される場合を含む。）は、納税者保護担当官に調査範囲拡大を申請できない。

納税者または納税管理人が調査範囲拡大をする場合には、調査期間終了３日前までに主務局（課）を経由し、調査官で納税者保護担当官に申請する。

エ．調査チームの調査範囲等の遵守

調査公務員は、税務調査を実施する間、調査対象課税期間および調査対象税目、調査期間等に対して事前に定めた範囲と限界を遵守しなければならない。

オ．調査範囲拡大類型にともなう承認手続

小規模納税者以外の納税者に対する調査で調査範囲を拡大する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。

中小規模納税者に対し調査範囲を拡大する場合には、最初の調査範囲拡大は調査管轄官署の納税者保護担当官の承認を受けなければならず、二回目以降の拡大は上級官署の納税者保護（担当）官の承認を受けなければならない。ただし、部分調査で調査範囲を拡大する場合には、調査官署長の承認を受けなければならない。

カ．租税犯則調査の調査範囲拡大承認手続

租税犯則調査で切替える過程で調査範囲を拡大したり、租税犯則調査で調査範囲を拡大する場合には租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。

６）帳簿書類保管禁止

ア．帳簿書類等の一時保管

調査公務員は納税者の証拠隠滅の可能性等で税務調査の目的を達成できないと判断される場合、調査管轄地方国税庁長の承認を受けて帳簿・書類等の一時保管方法による調査計画を策定することができ、調査開始時各税法の質問調査権により帳簿・書類・証明等の提出を要求して、「国税基本法」第８１条の１０第１項但書により、納税者の同意を受けて税務調査期間の間関連帳簿・書類・証明等を調査官署に一時保管することができる。

調査進行中証拠隠滅の可能性等の緊急の場合には、調査官署長の承認を受けて納税者の同意の下で帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管することができる。この場合、その事実を翌日まで管轄地方国税庁長に報告し、承認を受けなければならない。

イ．帳簿・書類保管禁止－「国税基本法」第８１条の１０

①　税務公務員は税務調査の目的で納税者の帳簿または書類等（以下、この条から「帳簿等」とする。）を税務官署に任意に保管できない。ただし、納税者の同意がある場合には目的に必要な最小限の範囲で税務調査期間の間一時保管することができる。（２０１４．１．１改正）

②　第１項但書により一時保管している帳簿等について納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り速やかに返還しなければならない。この場合税務公務員は、帳簿等の写しを保管でき、その写しが原本と違わないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。（２０１４．１．１改正）

ウ．一時保管同意書聴取および目録交付

納税者の帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管しようとする場合には、納税者、所持者または保管者等正当な権限がある者に対して、調査に支障がない限り直ちに帳簿、書類等の返還を受ける可能性があることを説明して、帳簿・書類等一時保管同意書をもらうべきで、一時保管証、一時保管書類等の目録および帳簿、書類等返還要請書を交付しなければならない。

エ．最小限の範囲内での帳簿書類等の一時保管

帳簿、書類等の一時保管は、調査目的に必要な最小限の範囲で実施するべきで、一時保管した帳簿、書類のうち証拠書類としての活用価値がないと判断されたものについては、納税者に直ちに返還しなければならない。

オ．一時保管書類等の返還要請

一時保管している帳簿または書類等に対し納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、調査公務員は帳簿または書類等に対する写しを保管でき、その写しが原本と違わないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。

カ．帳簿書類等の返還

調査公務員は、一時保管していた帳簿、書類等を返還する場合には帳簿、書類等返還確認書を納税者から預かって保管しなければならない。

７）統合調査の原則

ア．統合調査の意義

「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上するために調査対象に選ばれた課税期間に対し、その納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。

イ．統合調査の原則

税務調査は、特定の税目だけを調査する必要がある等大統領令に定める場合を除き、納税者の事業と関連のある税法により申告、納付義務がある税目を統合して実施することを原則とする。（２０１０．１．１新設）

統合調査には法人事業者統合調査、個人事業者統合調査があり、法人事業者統合調査には法人税、付加価値税、源泉税等を、個人事業者統合調査は所得税、付加価値税、源泉税等を統合調査するという意味であり、法人事業者、個人事業者統合調査の税目に財産諸税（相続税、贈与税、譲渡所得税）は含まない。

ウ．統合調査の電算入力および管理

調査官署長は、統合調査により税務調査を実施した場合には調査範囲、税目等を電算に入力して管理しなければならない。

８）統合調査の例外

「国税基本法」第８１条の１１でいう「特定の税目だけを調査する必要がある等大統領令に定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。（２０１０．２．１８新設）

①　税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、税金脱漏疑惑等を考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合（２０１０．２．１８新設）
②　租税債権の確保等のために緊急に調査する必要があり、疑惑内容が特定事業所、特定項目または特定取引にのみ限定され、それに関連した特定税目だけを調査する必要がある場合（２０１０．２．１８新設）
③　その他に税務調査の効率性、納税者の便宜等を考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合として企画財政部令に定める場合（２０１０．２．１８新設）

（４）税務調査結果の通知（国税基本法第８１条の１２）
　税務公務員は、次のうちいずれかに該当する調査を終えた時には、その調査結果を書面で納税者に通知しなければならない。
①　犯則事件の調査
②　国税の課税標準と税額を決定したり、更正するための調査
　ただし、次のうちいずれかに該当する場合には、このような結果通知を要しない。
①　廃業
②　納税管理人を定めず国内に住所または居所を置かなかった場合
　税務調査結果を通知する前に租税不服を最小化するために納税者と必ず事前協議をするように国税基本法を改正するように立法発議した状態である。

（５）秘密維持（国税基本法第８１条の１３）
　税務公務員は、課税情報（納税者が提出した資料や国税の賦課・徴収を目的に業務上取得した資料等をいう。）を、他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途で使用してはならない。ただし、次のうちいずれかに該当する場合には、その使用目的に合致する範囲の中で納税者の課税情報を提供することができる。
①　地方自治体等が租税の賦課・徴収の目的等に使用するために課税情報を要求する場合
②　国家機関が租税争訟もしくは租税犯の訴追目的のために課税情報を要求する場合
③　裁判所の提出命令もしくは裁判官が発行した令状によって課税情報を要求する場合
④　税務公務員相互間に国税の賦課・徴収もしくは質問・検査上の必要によって課税情報を要求する場合
⑤　統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求する場合

⑥　社会保障基本法にともなう社会保険の運営を目的に設立された機関が、関係法律にともなう所管業務を遂行するために課税情報を要求する場合
⑦　国家行政機関、地方自治体または公共機関の運営に関する法律にともなう公共機関が、給付・支援等のための資格の調査・審査等に必要な課税情報を当事者の同意を受けて要求する場合
　上記規定により課税情報の提供を要求する者は、文書で該当税務官署の長に要求しなければならない。ただし、税務公務員はこのような規定に違反して課税情報の提供を要求されている場合には、これを拒否しなければならない。

（６）納税者権利行使に必要な情報の提供（国税基本法第８１条の１４）
①　納税者本人の権利行使に必要な情報を納税者（税務士等、納税者から税務業務を委任された者を含む。）が要求する場合、税務公務員は速かに情報を提供しなければならない。
②　第１項により提供する情報の範囲と担当対象者等の必要な事項は大統領令に定める。
③　税務公務員が提供する情報の範囲は次の各号の区分に従う。
１．納税者本人が要求する場合：納税者本人の納税と関連した情報
２．納税者から税務業務を委任された者が要求する場合：第１号による情報で個人情報保護法によるセンシティブ情報に該当しない情報
④　税務公務員は、上記により情報を提供する場合には、住民登録証等身分証明書によって、情報を要求する者が納税者本人または納税者から税務業務を委任された者であることを確認しなければならない。ただし、税務公務員が情報通信網を通じて情報を提供する場合には電子署名等を通してその身元を確認しなければならない。

（７）国税庁長の納税者権利保護（国税基本法第８１条の１６）
１）国税庁長の納税者権利保護
①　国税庁長は、職務を遂行するに当たり、納税者の権利が保護され実現されるように誠実に努力しなければならない。
②　納税者の権利保護のために国税庁に納税者権利保護業務を総括する納税者保護官を置き、税務署および地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行する担当官をそれぞれ１名置く。
③　国税庁長は、第２項により納税者保護官を開放型職位で運営し、納税者保護官および担当官が業務を遂行するに当たっては独立性が保障されるようにしなければならない。

④　納税者保護官および担当官の資格・職務・権限等納税者保護官制度の運営に必要な事項は大統領令に定める。
２）納税者保護官および担当官の資格・職務等
①　納税者保護官は、租税・法律・会計分野の専門知識と経験を備えた者で、学歴・経歴等を考慮し、国税庁長が定める基準に該当する者とする。
②　納税者保護官の職務および権限は次の各号と同様である。
１．税金関連苦情嘆願の解消等、納税者権利保護に関する事項
２．納税サービス関連制度・手続改善に関する事項
３．違法・不当な処分（税法による納税の告知は除く。）に対する是正要求
４．違法・不当な税務調査の一時中止および中止
５．違法・不当な処分が行われたであろうと認められる場合、その処分手続の一時中止および中止
６．納税者の権利保護業務に関して、税務署および地方国税庁の担当官に対する指導・監督
７．その他、納税者の権利保護と関連して国税庁長が定める事項
③　納税者保護官は、第２項にともなう業務を効率的に遂行するために担当官にその職務と権限の一部を委任することができる。
④　担当官は、国税庁所属公務員のうちその職級・経歴等を考慮して、国税庁長が定める基準に該当する者とする。
⑤　担当官の職務および権限は次の各号と同様である。
１．税金関連苦情嘆願の解消等、納税者権利保護に関する事項
２．第３項により委任された業務
３．その他納税者権利保護に関して国税庁長が定める事項

（８）課税前適否審査
１）概念
「課税前適否審査制度」とは、税務官署が課税処分をする前に課税する内容をあらかじめ納税者に教え、これに対して異議がある納税者にその課税に対する適法可否審理を請求するようにし、その審査結果、納税者の主張が妥当な場合には、これを告知前に是正する制度をいう。このような課税前適否審査は、告知前救済制度とは、この点で租税不服制度とは異なる。
２）請求手続
税務調査結果に対する署名通知および一定の課税予告通知を受けた者は、通知を受けた日から３０日以内に通知をした「税務署長または地方国税庁長へ」課税前適否審査を請求することができる。ただし、次の事項に対しては「国税庁長に」直接請求することができる。

①　法令と関連して国税庁長の担当責任解釈を変更しなければならなかったり、また新しい解釈が必要なこと
②　国税庁長の訓令、例規、告示等と関連して新しい解釈が必要なこと
③　税務署または地方国税庁長に対する国税庁長の業務監査結果（現地で是正措置する場合を除く。）により、税務署長または地方国税庁長が行う課税予告通知に関すること
④　上記規定に該当しない事項のうち、課税前適否審査請求金額が１０億ウォン以上であること

３）課税前適否審査を請求できない場合
　次の場合には、課税前適否審査を請求できない
①　国税徴収法に規定された納期前徴収の事由があったり、税法で規定する随時賦課の事由がある場合
②　租税犯処罰法違反で告発または通告処分する場合
③　次のいずれかに該当し、税務調査を正常に進め難い場合
（a）納税者の所在が不明な場合
（b）納税者が海外へ出国した場合
（c）納税者が帳簿、書類等を隠匿したり、その提出を遅延または拒否した場合
（d）労働争議が発生した場合
（e）その他これと類似の事由がある場合
④　国際租税調整に関する法律により租税条約を締結した相手国が相互合意手続開始を要請した場合

４）課税前適否審査に対する決定
　課税前適否審査請求を受けた税務署長、地方国税庁長または国税庁長は、それぞれ国税審査委員会の審査を経て決定をし、その結果を（請求を受けた日から３０日以内に）請求人に通知しなければならない
　この場合、課税適否審査請求に対する決定は次の通りである。
①　請求に事由がないと認められる場合：採択しないという決定
②　請求に事由があると認められる場合：採択する決定。ただし、請求が一部事由あると認められる場合には、一部採択する決定をすること。
③　請求期間が過ぎたり補正期間に補正しない場合：審査しないという決定

５）結果通知をしない場合、加算税減免

課税前適否審査決定・通知期間内にその結果を通知しない場合には、決定・通知が遅延されることによって該当期間に賦課される納付・払戻不誠実加算税の５０％を減免する。

（９）納税者の協力義務

納税者は税務公務員の適法な質問、調査、提出命令に対し誠実に協力しなければならない。

（１０）納税者保護委員会

①　納税者保護委員会の審議案件

次の案件を審議するため、税務署および地方国税庁に納税者保護委員会を置く。

１．税務調査対象課税期間のうち、年間収入金額または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が１００億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合、１課税期間増差所得の合計額が５０億ウォン未満）の納税者（以下、「中小規模納税者」とする。）以外の納税者に対する税務調査（「租税犯処罰手続法」による「酒税犯則調査」は除く。以下同じ。）期間の延長。ただし、調査対象者が租税脱漏疑惑に対する解明等のために延長を申込んだ場合は除く。

２．中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査範囲の案内

３．税務調査期間延長に対する中小規模納税者の税務調査一時中止および中止要請

４．税務調査中における違法、不当な税務調査に対する納税者の税務調査一時中止および中止要請

５．税務署長および地方国税庁長が審議を要求する案件

６．その他納税者保護担当官が審議が必要であると認める案件

②　秘密保護等

納税者保護委員会の委員は、業務中知り得た課税情報を他人に提供、漏洩したり、目的外の用途で使用してはならない。

納税者保護官は、納税者保護委員会の議決事項に対する履行可否等を監督する。

Ⅳ　質疑応答

（１）韓国側から日本側への質問

【質問１】

デジタル調査手法についての質問。

デジタルフォレンジック（digital forensic）が国税庁に導入される前の税務調査は、調査班長の感が税務調査の成否を決定したが、長い期間、会計帳簿を操作したり、違う言葉を使うならば、脱税嫌疑を明らかにすることが容易ではなく、結局、税務調査が困難に直面することになる。だから、韓国では、2011年度に別途部門（先端脱税防止担当官）を新設して、デジタル証拠資料を収集している。 PC やノート PC、携帯電話などの各種記憶媒体に残っているデジタル情報を分析して加工資産を見つけるなど、目に見える成果を収めている。日本でもこのような種類などの特殊な調査手法などが活用されているかどうかを知りたい。

※デジタルフォレンジック（digital forensic）とは

パソコン等に残っている各種のデジタル情報を分析し、犯罪の手がかりを見つける捜査技法。主に検察で使用するか、国税庁でも 2011 年から施行しており、2013 年に国内大手 H 社の脱税情報を入手した後、この技法を活用して 6400 億ウォンを見つけ、追徴課税されたことがある。

【回答１】

日本にも情報技術専門官というデジタル分野専門の調査官がおり、PC などの電子情報を解析することにより、電子商取引などの税務調査を支援している。

ただし、日本においては、会計帳簿、原始記録帳票以外の PC 内のデータについては、調査対象の帳簿ではないと扱われており、調査担当者が PC 内部のファイルを見たいと申し入れをしても、納税者はこれを拒否することが可能である。

もちろん納税者の同意があれば、PC 内のデータを調べることは可能であり、所得の過少申告等の証拠が発見されれば、修正申告の対象となる。

【質問２】

韓国では、日本の書面添付制度に対応する誠実申告確認制度を 2011 年新設し、所得税法第 70 条の 2 に該当（収入金額が、卸・小売業など 20 億ウォン、製造業など 10 億ウォン、サービス業など 5 億ウォン）する個人事業者は、必ず履行しなければなら法定義務である。誠実申告確認書を添付して総合所得を申告する事業者には、税額控除等、様々な恩恵を与える一方、不誠実に申告する場合は、該当税務士に虚偽確認金額に応じて懲戒または 2 年以内の職務停止に過怠料まで課している。日本の書面添付制度は、記載事項は、法律に定められたものではなく、税理士の判断の下に意見を表明しているのが韓国との相違点である。添付書面を虚偽で作成したり、税務調査時に、税理士が虚偽で財務諸表を作成した場合、税理士に対する懲戒の程度はどの程度か。

【回答２】

書面添付制度は、税理士法 33 条の２に規定する書面添付と第 35 条に規定する意見聴取を総称したもので、2001 年度の税理士法改正において事前通知前の意見聴取が創設され、2002 年 4 月 1 日より実施された。

書面添付制度の趣旨は、税務の専門家である税理士の権利として、申告書を作成する過程を明らかにすることにより、税理士法第 1 条（税理士の使命）の理念を実現するものである。

また、税務当局も税理士が作成した添付書面とそれに対する意見聴取を尊重することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図ることができる。

書面添付制度は、税理士の権利に基づくものであり税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき信頼関係を基本として行うものである。

ただし、書面添付は税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を税理士が表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

ご質問の添付書面に虚偽の記載をした場合については、税理士法第 46 条の規定により一般の懲戒の対象とされている。この虚偽の記載とは、事実と異なる記載であり、申告書の作成に関して「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」や審査の依頼を受けた申告書に関して「審査した事項と結果」をありのままに記載している場合には虚偽の記載とはならない。この懲戒に係る規定は法的に添付書面の信ぴょう性を確保する見地から重要であり、「責任と懲戒処分」において虚偽記載に該当するか否か等の判断基準を示してある。

【参考】

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第 104 号（抜粋）

Ⅰ　総則

第１　量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

1. 不正行為の性質、態様、効果等
2. 税理士の不正行為の前後の態度
3. 懲戒処分等の前歴
4. 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
5. その他個別事情

Ⅱ 量定の考え方

税理士及び税理士法人に対する懲戒（財務大臣）処分

税理士

対象行為			判断要素	戒告	業務停止			業務禁止
					～6月	～1年	～2年	
法45条		第1項（故意）	不正所得金額等			⟷		
		第2項（過失）	申告漏れ所得金額等	⟷				
法46条	法33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度	⟷				
	法37条（信用失墜行為）	自己脱税（重加）	不正所得金額等		⟷			
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	申告漏れ所得金額等	⟷				
		調査妨害	妨害行為の回数、程度		⟷			
		名義貸し（法37条の2除く）※	貸人数、作成件数、期間、対価		⟷			
		業務け怠		⟷				
		会費滞納		⟷				
		その他反職業倫理的行為		⟷				
	法37条の2（名義貸し）		貸人数、作成件数、期間、対価		⟷			
	法38条（守秘義務）				⟷			
	法41条（帳簿作成義務）			⟷				
	法41条の2（使用人等監督義務）			⟷				
	法42条（業務の制限）		税務代理件数、作成件数、相談件数		⟷			
	業務停止処分違反							⟷
	その他			⟷				

※税理士業務を停止されている税理士への名義貸し

税理士法人

対象行為（法48条の20）			判断要素	戒告	業務停止			解散
					～6月	～1年	～2年	
法又は法に基づく命令違反	法人固有の手続き規定（成立の届出等、定款の変更、合併等）			⟷				
	法37条	自己脱税（重加）	不正所得金額等		→	→	→	→
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	申告漏れ所得金額等	→	→	→	→	
		会費滞納		⟷				
	法41条（帳簿作成義務）			⟷				
	法41条の2（使用人監督義務）			→	→	→		
	業務停止処分違反						⟷	
	その他			→	→	→	→	→
運営が著しく不当	法45条、法46条に規定する行為		社員税理士の量定	→	→	→	→	→
	その他			→	→	→	→	→

＊矢印 ⟷ は処分の範囲を示す

【質問３】

韓国では普通定期調査では、1 年または 2 年の課税期間を分析して、随時調査時は 3 年ほど分析する。この場合、当初に定められた調査期間に脱漏嫌疑が捕捉されると、具体的な税金脱漏の証拠がなくても、容疑だけで、国税庁の裁量によって税務調査の範囲を拡大することができる。これは、国税庁に過度な裁量権を付与し、納税者の権益を損なう条項ということで、来年からは「証拠」がなければ調査範囲を拡大することができないようにした。日本の場合、どのような場合に、税務調査を拡大することができるかどうかを知りたい。

【回答３】

「税務調査の範囲の拡大」　の意味するところが遡及年度の延長ということであるならば、調査担当者か統括官の勘により行われるところが通常である。直近年度での修正事項発見により、遡及調査されることが多い。

【質問４】
国税庁は、税務調査件数を減らし、税収を増大させるために、既存の事後検証で、事前に誠実申告を誘導しようと、2014 年度から、国税行政の運営方針を転換した。つまり、法人税や総合所得税申告期間に該当会社別に前年度の申告問題点を分析して案内文を通知し、残りの会社については、各税務署別協議会を通じ誠実申告を誘導した結果、前年度に比べて税収が増加するなど、目に見える成果を収めている。日本でも税務調査は削減しながら、税収は増大させるための措置等はあるか。

【回答４】
日本においては、国税通則法の改正により、更正期間が５年に延長されたことにより、修正申告を求められる期間が３年から５年に延長された結果、調査間隔が伸びている。一般的に、法人１社に対する税務調査の間隔が３年から５年に開いたことを意味するが、従来調査の対象になっていなかった法人も調査対象になってきたことを意味し、接触率が上昇しているとも言える。
なお、調査により税収を増大させる措置等は講じられていないと考える。

【質問５】税務調査の過程で重大な租税犯則行為が発見され、租税犯処罰手続法に基づく租税犯則調査に切り替える場合には、逋脱予想税額が年間 5 億ウォン以上であるか、申告所得金額に年間租税逋脱容疑金額や割合が一定率以上の場合に限定しており、調査後、情状に基づいて懲役刑に処すると判断される場合など一定の要件に該当する場合に通告処分を経ずに、その対象者を即時に告発するよう規定されている。日本の場合における租税犯則調査対象と告発などの国税犯則規定を知りたい。

【回答５】
日本においては、税務署の行う税務調査による検察庁への告発が行われることはない。
まず、税務署の一般調査においてある程度以上の規模で不正所得が発見された場合（経験的に３事業年度で１億円程度以上)、国税局の査察部への連絡を行う。査察部で事案の引き継ぎを受諾した場合、調査は査察部が行う強制調査に移行することになる。
査察部の引き継ぎを受ける基準は、上記の所得基準のほか、留保財産があることが重要視される。これは、裁判での罰金納付命令の履行を担保する原資がないと、検察庁が告発を受理しないためと考えられる。

（２）日本側から韓国側への質問

【質問１】

重要事件に対する専門担当Ｔ／Ｆとは何か？

【回答１】

国税庁が今年発表した国税行政運営方案の中で反社会的脱税行為を厳格に対処するための方法の中のひとつで、積極的訴訟審判対応のための国税庁内部の専門組織（プロジェクトチーム/ Project Team）を指す。このため、重要な事件に対しては積極的な訴訟及び審判対応に乗り出し､専任のＴ/Ｆ(Task Force)を運営するなど、集中管理で訴訟対応能力を強化し、調査分野の職員達を対象に審判対応能力を向上させるための支援にも乗り出すようだ。

参考に、国税庁は脱税対応基盤の拡充のために調査体系を改編して訟務能力を強化すると発表した。

１．調査体系改編のためには調査課長面談制を全面的に施行して一線の税務署の調査能力を強化するなど、現場中心、管理者中心の調査体系を確立する一方、キャリア職員で税務署調査課を補強して税務署国際調査チーム及び域外脱税情報チームを新設・運営するようだ。

２．訟務能力強化のためにソウル庁訟務局を新設し、民間専門家を拡大し、チーム制を運営（3 人 1 チーム、税目別専門チーム）する一方、訴訟遂行管理強化のための評価チームを新設するそうだ。

【質問２】

滞納者財産隠匿嫌疑分析システムとはどういうものか？

【回答２】

滞納者財産隠匿嫌疑分析システムとは、滞納者の所得や消費支出、財産変動現況などを電算分析し、豪華な生活及び財産隠匿嫌疑者を抽出するシステムである。

これにより、高価な住宅の居住者、消費支出過多者など、財産隠匿嫌疑者を毎月迅速に選定し、居住地の調査及び追跡調査などを通して、適期に国税債権を確保していくという方針だ。

このシステムの最大の利点は、時に合わせて稼働することができる適時性と以前より多くのデータを複合的に分析し、精度を高めたことにある。

既存の隠匿財産追跡プログラムは、毎年５月の総合所得税申告に合わせて所得の現況を把握し、分析に着手するなど、年に１回程度、モニタリングすることしかできなかったが、新規に導入される滞納者財産隠匿嫌疑分析システムは、各官署で受付される情報をすぐに処理が可能となり、月１回のモニタリングが可能である。

財産を取得したり、譲渡した時期及び価額、株式保有現況、所得の発生時点、クレジットカード使用内訳、場合によっては家族などの特殊関係者の支出及び財産取得内訳まで総合的に分析し嫌疑点が発見されると、すぐに報告するシステムを備えた。

【質問３】

「税務調査結果を通知する前に租税不服を最小化するために納税者と必ず事前協議をするように国税基本法を改正するように立法発議した状態である」とあるが、何か進展はあったのか？

【回答３】

（1）提案理由及び主要な内容

現行法は、納税者に対する税務調査結果の通知義務を規定しているが、納税者に対する税務調査結果の説明義務は、「調査事務処理規定」（国税庁訓令）に規定しており、法的根拠が、不十分なのが実情である。

また、課税官庁が税務調査の完了後に納税者と税務調査の内容に関する十分な協議なしに通知することにより、納税者の租税不服事例が急増して、これによる社会的コストが増加している。

ドイツの場合、課税官庁が税務調査の完了後に、納税者に争点事項と法律適用について説明し、納税者が意見を提示することができる機会を提供することで、今後発生する可能性のある紛争を予防している。

よって、課税官庁が税務調査を終えた後、最終会議を開いて納税者に税務調査結果と納税者の権利救済方法などを詳細に説明するなど、税務調査結果を通知する前に、納税者と税務調査結果について協議し、意見を交換することにより、調査内容及び結果に対する誤解が原因で発生する租税不服事例を最小限にしようとしている（案第 81 条の 12）。

(2) 国税基本法改正案

国税基本法の一部を次のように改正する。

第 81 条の 12 の第 1 項及び第 2 項をそれぞれ次のように新設する。

①税務公務員は税務調査を終えたときには、その調査結果について、納税者と最終協議のための会議（以下この条において”最終会議”という。）を開き、意見を交換しなければならない。この場合、調査公務員は、納税者に調査結果について具体的に説明しなければならず、調査結果に対して異議がある場合は、納税者の権利救済方法を詳細に知らせなければならない。

②第 1 項は、税務調査の結果に基づいて課税標準及び税額の変更が発生していないか、または納税者が最終会議を拒否した場合には、適用しない。

(3) 進行状況

本国税基本法の一部改正法律案は、2015 年 6 月 10 日に国会パクミョンジェ議員など 12 人が提案し（議案番号 1915529）、企画財政委員会に 2015 年 6 月 11 日に付託され、2015 年 9 月 1 日現在まだ上程はされていない状況である。

【質問４】

申告誠実度の評価の具体的な方法を教示願いたい。

【回答４】

Ⅰ．申告誠実度の評価

①申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉諸税、譲渡所得税などの申告事項と各種税源情報などを反映して電算システムによって評価することを原則として、税務情報資料収集など税源管理情報による評価で補完することがでる。

②電算システムで申告誠実度を評価する際に評価要素及び加重値を科学的かつ客観的な方法で定めなければならない。

Ⅱ．申告誠実度電算分析資料の通知及び管理

(1) 申告誠実度電算分析資料の通知

国税庁長は、定期調査対象者選定などに活用するように申告誠実度電算分析資料を地方庁長及び税務署長に通知することができる。

(2) 申告誠実度電算分析資料の管理

国税庁から通知を受けた各種誠実度電算分析資料は、納税者に対する課税情報であるため、対外保安等に留意しなければならず、定期調査対象選定業務を担当する課長が管理しなければならない。

Ⅲ． 2014 年帰属総合所得税事前誠実申告案内

2014 年帰属総合所得税を申告する前に、国税庁が次の 9 つの類型別に個別会社ごとに分析した資料の中で誠実度下位グループに属する会社に誠実申告するように案内した。

(1) 適格証憑過小受取　(2) 誠実申告確認書の未提出
(3) 偽装加工資料等受取 (4) 福利厚生費過多計上
(5) 支払利息過多計上　(6) 棚卸資産の過多・過小計上
(7) 海外賃金受取　(8) 海外株式投資などの回収
(9) 所得率低調（同種業種平均所得率対比 70%未満）

【質問５】
顧客満足センターの具体的な業務とは何か？

【回答５】
国税庁顧客満足センターは国民の税金に関する気になる事項や不満、提案などに関するサービス業務を担当する国税庁所属機関である。
国税庁顧客満足センターを利用する方法には、大きく 3 つに分けて見ることができる。

①電話相談-126 番に電話をかけ、音声案内に従って相談分野（税目番号）を選択すると、相談員との接続
②訪問相談 - 国税庁顧客満足センター1 階相談訪問室
③オンライン相談 - 優先的に顧客満足センターのホームページで類似事例を検索し気になる内容を質問

このように、顧客満足センターは、国民がさまざまな方法で気がかりなことを解消することができるよう努力している。気がかりなことを解決するために、直接質問をしてもよいが、国税庁顧客満足センターは、国民の時間の無駄を防ぐために直接類似事例をホットイシュー相談事例、よくある相談事例、インターネット相談事例で区分して一目瞭然に整理している。
また、国税庁顧客満足センターは、国民と疎通しながら発展するために、顧客の声を運営している。納税者が国税行政に対する不満、苦情、改善提案、賞賛などを残せば誠実に回答をしている。また、別途用意された資料室に入ると、自身に該当する税金を準備するために税目別に多様な役立ちと案内を受けることができるよう用意されている。

【質問６】

日本では通告処分官署長と罰金相当額収納官署長が必ず同一であるが、韓国では違う場合があるのか？

【回答６】

必ずしも同じではない。調査管轄を異にした場合、異なる可能性があり調査官署長は租税犯則嫌疑者等に対して、犯則の確証を得たときは、調査犯則事件調査を終えた日から 10 日以内に通告処分をしなければならず、また、租税犯則調査に基づいて罰金相当額などを通告処分するときは、租税犯則嫌疑者ごとに作成した通告書に調査官署を収入徴収官署として指定された納付書を添付して通告しなければならない。但し、通告処分官署長と罰金相当額収納官署長が異なる場合には、通告処分官署長は通告書の送達と同時に通告書の写本重ね付けて通告処分の内容を罰金相当額収納官署で指定された税務署長に書面で通知するようにしている。

課総 5-11
課個 7-4
課資 5-61
課法 4-48
課酒 1-62
課消 4-26
課審 1-43
官総 9-7
官税 127
査調 2-69
平成 24 年 9 月 12 日
改正　平成 26 年 4 月 3 日
改正　平成 27 年 4 月 15 日

各国税局長　殿
沖縄国税事務所長　殿

国税庁長官

調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）

標題のことについては、別冊の通り定めたから、平成 25 年 1 月 1 日以後は、これにより適切な運営を図られたい。

（趣旨）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 114 号）の公布（平成 23 年 12 月 2 日）により、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の一部が改正され、国税の調査に関する規定（第 7 章の 2）が新設された。

これに伴い、法令を遵守した適正な調査の遂行を図るため、調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等を定めるものである。

［別冊］調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について

第１章　基本的な考え方

調査手続については、平成 23 年 12 月に国税通則法（以下「法」という。）の一部が改正され、手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点及び課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、従来の運用上の取扱いが法令上明確化されたところである。

調査の実施に当たっては、今般の法改正の趣旨を踏まえ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」との国税庁の使命を適切に実施する観点から、調査がその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識した上で、法令に定められた調査手続を遵守し、適正かつ公平な課税の実現を図るよう努める。

第２章　基本的な事務手続及び留意事項

１　調査と行政指導の区分の明示

納税義務者等に対し調査または行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行う。

(注)
1　調査とは、国税（法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいうことに留意する（「手続通達」（平成 24 年 9 月 12 日付課総 5-9 ほか 9 課共同「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達」（法令解釈通達）をいう。以下同じ。）1-1)。
2　当該職員が行う行為であって、特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する（手続通達 1-2)。

２　事前通知に関する手続

(1)　事前通知の実施

納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、

電話等により、法第 74 条の 9 第 1 項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。

この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。

なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。

(注)

1　納税義務者に税務代理人がある場合において、当該税務代理人が提出した税務代理権限証書に、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載があるときは、当該納税義務者への事前通知は、当該税務代理人に対して行えば足りることに留意する。

2　納税義務者に税務代理人が数人ある場合において、これらの税務代理人が提出した税務代理権限証書において、代表する税務代理人の定めがあるときは、これらの税務代理人への事前通知は、当該代表する税務代理人に対して行えば足りるが、当該代表する税務代理人以外のこれらの税務代理人（以下「他の税務代理人」という。）への事前通知は行われないため、他の税務代理人へ通知事項を伝えるよう当該代表する税務代理人に連絡することに留意する。

3　納税義務者に対して事前通知を行う場合であっても、納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、納税義務者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知することとして差し支えないことに留意する（手続通達 7-1）。

(2)　調査開始日時等の変更の求めがあった場合の手続

事前通知を行った後、納税義務者から、調査開始日前に、合理的な理由を付して事前通知した調査開始日時または調査開始場所の変更の求めがあった場合には、個々の事案における事実関係に即して、納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上、変更の適否を適切に判断する（手続通達 4-6）。

(注)　税務代理人の事情により、調査開始日時または調査開始場所を変更する求めがあった場合についても同様に取り扱うことに留意する（手続通達 7-2）。

(3)　事前通知を行わない場合の手続

実地の調査を行う場合において、納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容またはその営む事業内容に関する情報その他国税庁、国税局または税務署がその時点で保有する情報に鑑み、

① 違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等または税額等の把握を困難にするおそれ
② その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があると認める場合には、事前通知を行わないものとする。

この場合、事前通知を行わないことについては、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する（手続通達 4-7、4-8、4-9、4-10）。

（注）
1 複数の納税義務者に対して同時に調査を行う場合においても、事前通知を行わないことについては、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。
2 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」、「調査対象者の氏名または名称及び住所または居所」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項（調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間等）以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意する。

なお、税務代理人がある場合は、当該税務代理人に対しても、臨場後速やかにこれらの事項を通知することに留意する。

3 調査時における手続

(1) 身分証明書等の携帯等

実地の調査を実施する場合には、身分証明書及び質問検査章を必ず携帯し、質問検査等の相手方となる者に提示して調査のために往訪した旨を明らかにした上で、調査に対する理解と協力を得て質問検査等を行う。

（注） 行政指導の目的で納税義務者の事業所等に往訪する場合であっても身分証明書を携帯・提示し、行政指導で往訪した旨を明らかにすることは必要であることに留意する。

(2) 通知事項以外の事項についての調査

納税義務者に対する実地の調査において、納税義務者に対し、通知した事項（上記2(3)注2に規定する場合における通知事項を含む。）以外の事項について非違が疑われた場合には、納税義務者に対し調査対象に追加する税目、期間等を説明し理解と協力を得た上で、調査対象に追加する事項についての質問検査等を行う。

(3)　質問検査等の相手方となる者の代理人等への質問検査等

調査について必要がある場合において、質問検査等の相手方となる者の代理人、使用人その他の従業者に対し質問検査等を行う場合には、原則として、あらかじめ当該質問検査等の相手方となる者の理解と協力を得る。

(4)　帳簿書類その他の物件の提示・提出の求め

調査について必要がある場合において、質問検査等の相手方となる者に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示・提出を求めるときは、質問検査等の相手方となる者の理解と協力の下、その承諾を得て行う。

（注）　質問検査等の相手方となる者について、職務上の秘密についての守秘義務に係る規定（例：医師等の守秘義務）や調査等に当たり留意すべき事項に係る規定（例：宗教法人法第 84 条）が法令で定められている場合においては、質問検査等を行うに当たっては、それらの定めにも十分留意する。

(5)　提出を受けた帳簿書類等の留置き

提出を受けた帳簿書類等の留置きは、

① 質問検査等の相手方となる者の事務所等で調査を行うスペースがなく調査を効率的に行うことができない場合
② 帳簿書類等の写しの作成が必要であるが調査先にコピー機がない場合
③ 相当分量の帳簿書類等を検査する必要があるが、必ずしも質問検査等の相手方となる者の事業所等において当該相手方となる者に相応の負担をかけて説明等を求めなくとも、税務署や国税局内において当該帳簿書類等に基づく一定の検査が可能であり、質問検査等の相手方となる者の負担や迅速な調査の実施の観点から合理的であると認められる場合

など、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する。

なお、帳簿書類等を留め置く際は、別途定める書面（以下「預り証」という。）に当該帳簿書類等の名称など必要事項を記載した上で帳簿書類等を提出した者に交付する。

また、留め置いた帳簿書類等については、善良な管理者の注意をもって文書及び個人情報の散逸、漏洩等の防止にも配意して管理する。

おって、留め置く必要がなくなったときには、遅滞なく、交付した「預り証」と引換えに留め置いた帳簿書類等を返還する。

(注)
1　帳簿書類等を提出した者から留め置いた帳簿書類等の返還の求めがあったときは、特段の支障がない限り速やかに返還することに留意する。
　引き続き留め置く必要があり、返還の求めに応じることができない場合には、その旨及び理由を説明するとともに、不服申立てに係る教示を行う必要があるので留意する。
2　「預り証」は、国税に関する法律の規定に基づき交付する書面であることから、「預り証」を交付する際は、帳簿書類等を提出した者に対し交付送達の手続としての署名・押印を求めることに留意する。
3　「預り証」と引換えに留め置いた帳簿書類等を返還する際は、帳簿書類等を返還した事実を記録にとどめるため、「預り証」に返還を受けた旨の記載及び帳簿書類等を提出した者の署名・押印を求めることに留意する。
　この場合において、帳簿書類等を提出した者から返還を要しない旨の申出があった場合には、返還を受けた旨の記載に代えて返還を要しない旨の記載を求めることに留意する。

(6)　反面調査の実施
　取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性と反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。

(注)　反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。

(7)　証拠の収集・保全と的確な事実認定
　調査の過程において、申告内容等に関して非違が疑われる事項を把握した場合には、納税義務者及び税務代理人にその事項について十分な説明を求め、その意見または主張を十分聴取した上で、納税義務者及び税務代理人の説明内容等を整理し、必要な証拠の収集・保全を行った上で的確な事実認定を行い、法第 74 条の 11 第 2 項に基づく調査結果の内容の説明の対象となる更正決定等をすべきと認められる非違であるか否かについて適切に判断する。

４　調査終了の際の手続

(1)　更正決定等をすべきと認められない旨の通知
　実地の調査の結果、更正決定等をすべきと認められないと判断される税目、課税期間がある場合には、法第 74 条の 11 第 1 項に基づき、質問検査等の相手方となった納税義務者に対して、当該税目、課税期間について更正決定等をすべきと認められない旨の通知を書面により行う。

(注)　実地の調査以外の調査において納税義務者に対し質問検査等を行い、その結果、調査の対象となった全ての税目、課税期間について更正決定等をすべきと認められない場合には、更正決定等をすべきと認められない旨の通知は行わないが、調査が終了した際には、調査が終了した旨を口頭により当該納税義務者に連絡することに留意する。

(2)　調査結果の内容の説明等

調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、法第 74 条の 11 第 2 項に基づき、納税義務者に対し、当該非違の内容等（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）について原則として口頭により説明する。

その際には、必要に応じ、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行うとともに、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答するよう努める。また、併せて、納付すべき税額及び加算税のほか、納付すべき税額によっては延滞税が生じることを説明するとともに、当該調査結果の内容の説明等（下記(3)に規定する修正申告等の勧奨を行う場合は、修正申告等の勧奨及び修正申告等の法的効果の教示を含む。）をもって原則として一連の調査手続が終了する旨を説明する。

(注)　電話または書面による調査（実地の調査以外の調査）を行った結果については、更正決定等をすべきと認められる非違事項が少なく、非違の内容等を記載した書面を送付することにより、その内容について納税義務者の理解が十分に得られると認められるような簡易なものである場合には、口頭による説明に代えて書面による調査結果の内容の説明を行って差し支えないことに留意する。

なお、その場合であっても、納税義務者から調査結果の内容について質問があった場合には、分かりやすく回答を行うことに留意する。

(3)　修正申告等の勧奨

納税義務者に対し、更正決定等をすべきと認められる非違の内容を説明した場合には、原則として修正申告または期限後申告（以下「修正申告等」という。）を勧奨することとする。

なお、修正申告等を勧奨する場合には、当該調査の結果について修正申告書または期限後申告書（以下「修正申告書等」という。）を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を確実に説明（以下「修正申告等の法的効果の教示」という。）するとともに、その旨を記載した書面（以下「教示文」という。）を交付する。

(注)
1　教示文は、国税に関する法律の規定に基づき交付する書面であることから、教示文を対面で交付する場合は、納税義務者に対し交付送達の手続としての署名・押印を求めることに留意する。
2　書面を送付することにより調査結果の内容の説明を行う場合に、書面により修正申告等を勧奨するときは、教示文を同封することに留意する。
なお、この場合、交付送達に該当しないことから、教示文の受領に関して納税義務者に署名・押印を求める必要はないことに留意する。

(4)　調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明

上記(2)の調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について、納税義務者から修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間または更正決定等を行うまでの間において、当該調査結果の内容の説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合など、当該調査結果の内容の説明に係る内容の全部または一部を修正する必要があると認められた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行う（手続通達 5-4)。

なお、調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合とは、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合をいう。

(5)　税務代理人がある場合の調査結果の内容の説明等

実地の調査における更正決定等をすべきと認められない旨の書面の通知、調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付（以下「通知等」という。）については、原則として納税義務者に対して行うのであるが、納税義務者の同意がある場合には、納税義務者に代えて、税務代理人に対して当該通知等を行うことができる。

なお、この場合における納税義務者の同意の有無の確認は、

①　電話または臨場により納税義務者に直接同意の意思を確認する方法、または、
②　税務代理人から納税義務者の同意を得ている旨の申出があった場合には、同意の事実が確認できる書面の提出を求める方法

のいずれかにより行う。

(注)　実地の調査以外の調査についても、実地の調査の場合に準じて、納税義務者に代えて、税務代理人に対して調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付を行うことができることに留意する。

ただし、実地の調査以外の調査において、上記①または②により納税義務者の同意の意思を確認することが難しい場合には、税務代理人から調査結果の内容の説明を受けることについて委嘱されている旨の申立てがあることをもって、納税義務者に代えて税務代理人に対して調査結果の内容の説明等を行うことができることに留意する(手続通達7-3)。

(6)　再調査の判定

更正決定等をすべきと認められない旨の通知をした後または調査（実地の調査に限る。）の結果につき納税義務者から修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付があった後若しくは更正決定等をした後に、当該調査の対象となった税目、課税期間について質問検査等を行う場合には、新たに得られた情報に照らして非違があると認める場合に該当するか否かについて、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する（手続通達5-7、5-8、5-9)。

(7)　その他

調査において、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存などに関して指導すべき事項があるときは、将来にわたって自主的に適正な申告、納税及び帳簿書類の備付け等が行われるよう十分な説明を行う。

５　理由附記の実施

行政手続法第2章に規定する申請に対する拒否処分または同法第3章に規定する不利益処分（同法第3条第1項に定めるものを除く。）を行う場合に必要となる同法第8条または第14条の規定に基づく処分の理由の提示（理由附記）を行うに当たっては、処分の適正性を担保するとともに処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を図るとの理由附記が求められる趣旨が確保されるよう、適切にこれを行う。

(注)　所得税法第155条（青色申告書に係る更正)、法人税法第130条（青色申告書等に係る更正）等の各税法に理由附記をすることが規定されている処分については、従前の通り当該規定に基づき適切に理由附記を行うことに留意する。

調　査　状　況

【申告所得税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件数	申告漏れのあった数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
			1件当たり		1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
62	51	4,137	671	696	113

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件　数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
117	32	254

※平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

区　分	件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
				1件当たり	
	千件	千件	億円	万円	億円
法人全体	91	66	7,515	829	1,591
調査課所管法人	3	2	3,215	11,845	678

【消費税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

区　分	件数	申告漏れのあった件数	追徴税額	
				1件当たり
	千件	千件	億円	万円
個　人	32	26	169	53
法　人	87	49	378	44

【相続税の実地調査状況】

(平成25事務年度)

件　数	申告漏れのあった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
			1件当たり		1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
12	10	3,087	2,592	539	452

【法定資料収集枚数】

(平成25事務年度)

法定資料	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	20,101
利子等の支払調書	1,089
配当等の支払調書	87,952
その他	211,611
合　計	320,753

査　　察

【査察調査の状況】

(平成26年度)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
				1件当たり		1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
194	180	112	150	83	123	110

【大口事案の状況】

(平成26年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
112	6	1

【告発事件の税目別状況】

(平成26年度)

税　目	件　数	脱税額(総額)	
			1件当たり
	件	億円	百万円
所得税	18	18	102
法人税	69	75	109
相続税	2	5	244
消費税	13	11	87
源泉所得税	10	14	137
合　計	112	123	110

権　利　救　済

【異議申立ての状況】

(平成25年度)

区　分	異議申立件数	新規申立件数①	処理済件数②	請求認容件数③			割合③/②
					全部	一部	
	件	件	件			件	%
課税関係	2,770	2,002	2,183	252	73	179	11.5
徴収関係	404	356	351	1	1	0	0.3
合　計	3,174	2,358	2,534	253	74	179	10.0

【審査請求の状況】

(平成25年度)

区　分	審査請求件数	新規請求件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数			割合③/②
				③	全部	一部	
	件	件	件			件	%
課税関係	5,388	2,700	2,907	226	68	158	7.8
徴収関係	255	155	166	10	5	5	6.0
合　計	5,643	2,855	3,073	236	73	163	7.7

【訴訟事件の状況】

(平成25年度)

区　分	訴訟件数	第一審提起件数 ①	終結件数 ②	敗訴件数			敗訴割合③/②
				③	全部	一部	
	件	件	件			件	%
課税関係	524	99	267	22	14	8	8.2
徴収関係	97	33	57	2	1	1	3.5
審判所関係	6	2	4	—	—	—	—
合　計	627	134	328	24	15	9	7.3

※訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

【出典】

国税庁レポート２０１５

調査事務処理規定

（制定　１９８９.０１.２５　国税庁訓令　第１０３２号）

２０１５．７

国　税　庁

目　次

第１章　総　則

第１節　通則

第１条　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
第２条　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
第３条　定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
第４条　他の規定等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

第２節　税務調査の管轄

第５条　調査事務の管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
第６条　税務調査の協調体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170

第３節　調査対象者の選定

第７条　納税者の誠実性推定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
第８条　調査対象者選定基準および公開・・・・・・・・・・・・・・・・172
第９条　調査対象者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
第１０条　申告誠実度の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
第１１条　選定手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
第１２条　重複調査の禁止および防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・174

第４節　調査計画の策定

第１３条　調査対象課税期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
第１４条　調査班（チーム）の編成および運営 ・・・・・・・・・・・・176
第１５条　調査期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
第１６条　調査期間の計算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
第１７条　調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
第１８条　統合調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
第１９条　部分調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
第２０条　関係者に対する同時調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・178

第５節　税務調査の開始

第２１条　税務調査の事前通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
第２２条　税務調査の延期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
第２３条　調査開始時遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
第２４条　納税者権利憲章の交付および朗読・・・・・・・・・・・・・・・・・182
第２５条　清廉誓約書の作成および管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184

第６節　税務調査の進行

第２６条　納税者の権益保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
第２７条　税務調査関連情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
第２８条　税務調査時助力を受ける権利の保障・・・・・・・・・・・・・・・・184
第２９条　命令事項違反等に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
第３０条　調査権の乱用禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
第３１条　秘密維持の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
第３２条　不実課税の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
第３３条　調査場所の限定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
第３４条　調査時間の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
第３５条　調査期間の短縮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
第３６条　調査期間延長の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
第３７条　税務調査の中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
第３８条　調査範囲等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・194
第３９条　調査範囲拡大の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・194
第４０条　帳簿・書類等の一時保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196
第４１条　調査の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
第４２条　調査類型転換の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
第４３条　金融取引現場確認の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
第４４条　取引先調査および取引先現場確認の制限・・・・・・・・・・・・・200

第７節　税務調査の終結

第４５条　調査の終結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
第４６条　調査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
第４７条　決定・更正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
第４８条　決定・更正の留保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・202

第２章　一般税務調査

第１節　法人調査管理

第４９条　法人税調査の管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
第５０条　法人税等の統合調査および同時調査・・・・・・・・・・・・・・・204
第５１条　法人税緊急調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
第５２条　緊急調査の決定・更正方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・208
第５３条　所得金額の変動資料および移転所得金額通知書の処理・・・・・208

第２節　個人調査管理

第５４条　所得税調査の管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・208
第５５条　複数事業所のうち遠距離事業所調査依頼・・・・・・・・・・・・210
第５６条　個人事業者統合調査および同時調査・・・・・・・・・・・・・・210
第５７条　統合調査の調査管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
第５８条　名義偽装事業者に対する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
第５９条　所得税緊急調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214

第３節　取引秩序正常化等の調査管理

第６０条　付加価値税調査の管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
第６１条　付加価値税調査対象者に対する統合調査・・・・・・・・・・・・214
第６２条　調査結果の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第６３条　資料仲介行為者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第６４条　個別消費税等の調査管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216

第４節　国際取引調査管理

第６５条　移転価格審議委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
第６６条　資料提出の要求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・218
第６７条　資料提出要求方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・220
第６８条　資料提出義務不履行に対する制裁・・・・・・・・・・・・・・・・222
第６９条　税務調査の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・222
第６９条の２　海外金融口座申告義務不履行に対する制裁・・・・・・・・・222

第３章　租税犯則調査

第１節　通則

第７０条　租税犯則調査の調査管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第７１条　租税犯則事件の引継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・224
第７２条　租税犯則調査審議委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第７３条　審議委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第７４条　租税逋脱以外の租税犯則事件等に対する審議・・・・・・・・・・228
第７５条　国家機関に対する協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228

第２節　租税犯則調査

第７６条　租税犯則調査対象の選定、転換・・・・・・・・・・・・・・・・・228
第７７条　租税犯則調査対象選定審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
第７８条　租税犯則調査の除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第７９条　租税犯則調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第８０条　令状の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
第８１条　租税犯則調査の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第８２条　押収、捜索等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
第８３条　押収調書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第８４条　押収物件等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・236
第８５条　出席要求および証拠物件の提出要求・・・・・・・・・・・・・・・236
第８６条　租税犯則行為嫌疑者等に対する出国禁（停）止要請・・・・・・236
第８７条　審問調書等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
第８７条の２　陳述拒否権等の告知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第８７条の３　審問調書等の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240
第８８条　租税犯則調査期間の延長および調査範囲拡大審議・・・・・・・240
第８９条　調査結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第９０条　調査結果に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242

第３節　租税犯則処分

第９１条　租税犯則処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第９２条　租税犯則処分決定のための審議・・・・・・・・・・・・・・・・・242
第９３条　通告処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・244

第９４条　告発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246
第９５条　押収物件の引継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246
第９６条　無嫌疑処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246
第９７条　租税犯則事件証明物の保全と管理・・・・・・・・・・・・・・・246
第９８条　租税犯則調査事務の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・248

第４章　補則

第９９条　調査員証および現場確認出張証の発行等・・・・・・・・・・・・248
第１００条　税務調査事前通知等記録管理 ・・・・・・・・・・・・・・・248
第１０１条　関連書式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・248
第１０２条　有効期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・248

調査事務処理規定

制　　定 1989. 1.25 国税庁訓令第 1032 号
一部改正 1989.12.15 国税庁訓令第 1059 号
一部改正 1994. 3.25 国税庁訓令第 1169 号
一部改正 1996.12.30 国税庁訓令第 1259 号
一部改正 1999. 8.20 国税庁訓令第 1383 号
一部改正 2000.11.01 国税庁訓令第 1437 号
一部改正 2002. 1.31 国税庁訓令第 1479 号
一部改正 2003.12.20 国税庁訓令第 1550 号
全部改正 2006. 2.20 国税庁訓令第 1606 号
全部改正 2007. 7.27 国税庁訓令第 1661 号
一部改正 2009. 8.24 国税庁訓令第 1765 号
全部改正 2010. 3.30 国税庁訓令第 1838 号

（他）一部改正 2010. 7.23 国税庁訓令第 1868 号
一部改正 2010.12.31 国税庁訓令第 1877 号
一部改正 2012. 6.29 国税庁訓令第 1945 号
一部改正 2015. 6.30 国税庁訓令第 2105 号

第１章　総　則

第１節　通則

第１条（目的）

この規定は、税務調査の基本的な事項と事務処理手続を規定することで、「国税基本法」、各税法および関係法令で定めたことにより適法で公正、透明な調査事務の執行を通じて納税者の権益保護と税法秩序の確立および効率的な事務処理に寄与することを目的とする。

第２条（基本理念）

調査公務員が税務調査を実施する際には、「国税基本法」において規定されたことにより納税者の権益を保護し、税務調査の目的達成に必要な最小限の範囲で、納税者の財産権が不当に侵害されないように信義により誠実に遂行しなければならない。

第３条（定義）

規定で使用される用語の定義は次の通りである。

１.「税務調査」とは、各税法に規定する質問調査権または質問検査権に基づいて、調査公務員が納税者の国税に関する正確な課税標準と税額を決定または更正するために、調査計画によって、税務調査事前通知または税務調査通知を実施した後納税者または納税者と取引があると認められる者等を相手に質問して、帳簿、書類、物等を検査、調査し、その提出を命じる行為をいい、「国税基本法」と「租税犯処罰手続法」により、一般税務調査と租税犯則調査で区分する。

２.「現場確認」とは、各税法に規定する質問調査権または質問検査権により税源管理、課税資料処理または税務調査証拠資料収集等、次の各項目のいずれかに例示する業務等を処理するために、納税者またはその納税者と取引があると認められる者等を相手に税務調査を行わず、現場確認計画により現場出張し、事実関係を確認する行為をいう。

ア　資料上容疑資料、偽装加工資料、租税犯則調査派生資料として単純事実確認だけで処理できる業務

イ　偽装加盟店確認およびクレジットカード高額売上資料等、変則取引疑惑資料の処理のための現場出張、確認業務

ウ　税務調査過程で納税者の取引先または取引相手方に対する取引会社室等、事実関係の有無確認業務

エ　嘆願処理等のための現場出張、確認や脱税情報提供資料、課税資料等の処理のために一回限りの確認業務

オ　事業者に対する事業所現況確認や記帳確認業務
カ　取引事実確認等のための口座等金融取引確認業務
３.「税務調査事務」または「調査事務」とは、調査対象者の選定、調査計画の策定、調査執行をいう。
　調査結果の通知、調査結果にともなう決定、更正、事後管理および調査関連統計管理等税務調査実施と関連した事務をいう。
４.「租税犯則調査事務」とは、「租税犯処罰法」に規定する租税犯則行為に対して犯則疑惑有無を立証するために、調査計画を策定して租税犯則行為容疑者や参考人を尋問、押収、捜索、犯則処分する等調査執行に関連した調査事務をいう。
５.「調査公務員」とは、国税庁長、地方国税庁長または税務署長から特定納税者に対する税務調査の命令を受けた公務員をいう。
６．第３章で「調査公務員」とは、「租税犯処罰手続法」第２条第４号により勤務地を管轄する地方検察庁の検事長から、税務公務員で指名受けた者として、地方国税庁長または税務署長から特定の租税犯則行為容疑者または参考人に対する租税犯則調査の命令を受けた公務員をいう。
７.「調査管理者」とは、調査公務員を直接指揮監督する者をいう。
８.「調査終結」とは、調査される納税者に対する調査行為を終える日をいう。
９.「財産諸税」とは、譲渡所得税、相続税および贈与税をいう。
１０.「間接税」とは、付加価値税、個別消費税、酒税、印紙税、証券取引税、交通、エネルギー、環境税をいう。
１１.「確認書」とは、特定の事実または法律関係の存在の有無を認める内容を入れた文書をいう。
１２.「陳述書」とは、特定の事実または法律関係の単純な確認以外に、争点事実に対し、その発生の原因、経緯および結果に対する内容と陳述人の意見が付け加えて自筆（ただし、やむを得ない事情で陳述人が作成できないことによって署名または捺印だけを陳述人が直接した場合は含む。）で作成された文書で、叙述型と問答型に区分される。
１３.「審問調書」とは、租税犯則調査過程で調査公務員が租税犯則行為等を確定するためにその経緯等を問答形式で記録して尋問を受けた人または参加者に確認するようにした後、それとともに署名捺印した調書をいう。
１４.「一時保管」とは、「国税基本法」第８１条の１０により税務調査時納税者の同意がある場合、帳簿書類等を税務調査期間中一時的に調査官署に保管することをいう。
１５.「押収」とは、裁判官が発行した令状により犯則証拠物等物の占有を取得する対物的強制処分をいう。

１６.「捜索」とは、裁判官が発行した令状により犯則行為の証拠等を探すために人の身体、物、住居、場所等に対し行う強制処分をいう。
１７.「株式変動」とは、出資、増資、減資、売買、相続、贈与、信託、株式配当、合併、転換社債、新株引受権付社債、交換社債、その他類似の社債の出資転換（転換、引受、交換等）等により、株主または出資者が会社に対し持つ法的地位権または所有限度率および所有株式数､出資持分が変動することをいう。
１８.「一般税務調査」とは、定納税者の課税標準または税額の決定または更正を目的として、調査対象税目に対する課税要件または申告事項の適正の有無を検証する一般的な税務調査をいう。
１９.「租税犯則調査」とは、調査公務員が、「租税犯処罰法」第３条から第１４条までの罪に該当する違反行為等を確定するために租税犯則事件に対し行う調査活動をいう。
２０.「追跡調査」とは、財貨、サービスまたは税金計算書、計算書の流れを、取引の前後に段階別に追跡して事実関係を確認する税務調査をいう。
２１.「企画調査」とは、所得の種類別、階層別、業種別、地域別、取引類型別税負担不均衡や構造的な問第点等を是正するために、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が別途の計画により実施する税務調査をいう。
２２.「実地調査」とは、納税者の事務室、事業所、工場または住所地等に出向いて、直接該当納税者または関係人を相手に実施する税務調査をいう。
２３.「間接調査」とは、納税者が提出した申告書等の書類や課税資料等の分析を通じて申告事項の適正の有無を検証し、特定取引の事実関係確認のために納税者またはその関係人から郵便質問等を通じて証明資料を収集して取引内容を問い合わせる等、実地調査以外の方法で実施する税務調査をいう。
２４.「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上させるために、調査対象に選定された課税期間に対しその納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。
２５.「税目別調査」とは、税源管理上緊急な必要があり、付加価値税、個別消費税、酒税、財産諸税、源泉徴収対象税目等、税目の特性を勘案して特定税目のみを対象に実施する税務調査をいう。
２６.「全部調査」とは、調査対象課税期間の申告事項に対する適正の有無を全般的に検証する税務調査をいう。
２７.「部分調査」とは、特定項目、部分または取引一部の適正の有無を検証する税務調査をいう。
２８.「同時調査」とは、税務調査時の調査効率性、納税者便宜等を勘案して、調査対象者に選定された納税者と特殊関係にある者（法人を含む。）等関係人を共に調査することをいう。

２９.「緊急調査」とは、各税法で規定する随時賦課理由が発生したり、「債務者回復および破産に関する法律」による回復手続開始申請等で租税債権の早期確保が必要な納税者に対し、その理由が発生すると同時に即時に実施する税務調査をいう。
３０.「事務室調査」とは、納税者便宜、会計透明性、申告誠実度および規模等を考慮し、実地調査によらなくても調査の目的を達成することができると判断される場合、納税者の会計書類および証明資料等を提出させ、調査管轄事務室において実施する税務調査をいう。
３１.「簡便調査」とは、相対的に誠実に申告したと認められる中小企業等を対象に、解明資料の要求、検証および最小限の現場調査方法等によって、短期間の調査期間中に調査を実施して会計・税務処理過程で留意する事項案内、経営・事業諮問等をする税務調査をいう。
３２.「株式変動調査」とは、第１７号に定めた株式変動過程で関連株主および該当法人の済世脱漏の有無を確認する税務調査をいう。
３３.「資金出処調査」とは、居住者または非居住者が財産を取得（海外流出含む。）したり、債務の償還または開業等に使った資金とこれと類似の資金の源泉が、職業、年齢、所得および財産状態等からみて本人の資金能力によると認め難い場合、その資金の出処を明らかにし、贈与税等の脱漏の有無を確認するために行う税務調査をいう。
３４.「移転価格調査」とは、居住者、内国法人または外国法人国内事業所が「国際租税調整に関する法律」に規定する国外特殊関係者との取引と関連して、課税標準および税額申告時に適用された移転価格が、「国際租税調整に関する法律」第２条（定義）第１項第１０号で規定する正常価格と合致するかについて確認するために行う税務調査をいう。
３５.「委任調査」とは、地方国税庁長が調査人材、業務量、調査実益等を勘案して地方国税庁調査対象者を税務署長に委任して実施する税務調査をいう。

第４条（他の規定等との関係）
①　調査事務および租税犯則調査事務に関して、税法等他の法令および規定に特別な規定がある場合を除いては、この規定の定めに従う。
②　第１章（一般税務調査）および第３章（租税犯則調査）で個別的に規定した事項は、第１章（総則）に優先して適用する。
③　規定に定めがなかったり、この規定の施行のために必要な細部的な事項については国税庁長が別に定めることができる。

第２節　税務調査の管轄

第５条（調査事務の管轄）

①　税務調査事務は、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が遂行する。

②　税務調査は、納税者を管轄する税務署長または地方国税庁長が遂行する。ただし、次の各号に決める理由に該当する場合には、国税庁長（同じ地方国税庁所管税務署管轄調整の場合には地方国税庁長）がその管轄を調整することができる。

１．納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と納税地が管轄を異にする場合。

２．一定の地域で主に事業をする納税者に対し、公正な税務調査を実施する必要がある等、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切だと判断される場合。

３．税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または特殊関係人に該当する者等に対する税務調査が必要な場合。

４．税務官署別業務量と税務調査人材等を考慮して、管轄を調整する必要があると判断される場合。

５．租税不服請求の決定により再調査をする場合。

③　調査対象者の業種と規模および税金脱漏疑惑規模、調査の難易度等を勘案し、調査管轄の調整が必要であると認められる場合には、税務署長は地方国税庁長に、地方国税庁長は税務署長に、それぞれ調査管轄の状況または下方修正を要請したり、委任することができ、この場合文書で行わなければならない。

④　税務調査開始後に、納税者の納税地が変更され、租税不服請求の決定により再調査をする場合には、当初の調査官署で管轄する。ただし、租税不服請求の決定により、当初調査官署で再調査をする場合として調査管轄調整が必要な場合には、第２項により管轄調整をしなければならない。

⑤　第２項から第４項までの規定により調査管轄が調整される等の場合においても、調査結果にともなう決定、更正の調査事務は納税地管轄税務署長または地方国税庁長が遂行する。

第６条（税務調査の協力体制）

①　調査官署長は調査管轄を異にする住所地（本店または主事務所の所在地を含む。）、事業所または取引先に対する調査が必要な場合には、調査開始前または調査進行中に協力を受ける事項を記載して、該当住所地、事業所、取引先管轄官署長に調査または現場確認を依頼することができる。ただし、調査管轄を異にする場合にも、ソウル、京仁（キョンイン）地域、広域市を含む同じ道内、他の道に隣接する税務署間のように交通体系等が同じ生活圏に該当し、直接調査が可能な時には例外とする。

②　第１項により協力事項の依頼を受けた官署長は、遅滞なく合法的手続により調査または現場確認等を実施し、調査進行に必要な期間内にその結果を当初依頼した調査官署長に回答しなければならない。

第３節　調査対象者の選定

第７条（納税者の誠実性推定）

調査公務員は、税務調査と関連して、「国税基本法」第８１条の３（納税者の誠実性推定）により納税者が誠実で納税者が提出した申告書等が真実のものであると推定しなければならない。

第８条（調査対象者選定基準および公開）

①　地方国税庁長または税務署長は、「国税基本法」第８１条の６により対象を選定して税務調査ができる。ただし、「国税基本法」第８１条の６第２項第３号により無作為抽出方式によって標本調査を実施しようとする場合には、納税者の規模、業種等を勘案して誠実な納税者が調査を受ける事例が過多に発生しないよう制限的に運営しなければならない。

②　国税庁長は、税務調査の公平性、実効性の確保および国民の知る権利保護等を総合的に勘案し、合理的な水準で税務調査運用方向と調査対象者選定基準を公開しなければならない。

第９条（調査対象者の選定方法）

①　調査対象者の選定方法は定期選定と不定期選定で区分する。

②　定期選定は申告内容の適正の有無を検証するために、「国税基本法」第８１条の６第２項で定めた範囲で、申告誠実度評価結果、未調査年度数等を基準として地方国税庁長または税務署長が一括して選定する。

③　不定期選定は、公平課税と税法秩序の確立のために、「国税基本法」第８１条の６第３項で定めた範囲で地方国税庁長と税務署長が選定する。この場合、税務署長が実施しなければならない緊急調査、部分調査、資料上調査および虚偽（税金）計算書受取者調査等を除いて、地方国税庁長の事前承認を受けなければならない。

④　国税庁長は業種別申告誠実も、階層別、類型別、地域別税負担公平等を勘案して適正調査比率が維持されるようにしなければならない。

第１０条（申告誠実度の評価）

①　申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉済世、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映し、電算システムによって評価することを

原則としており、税務情報資料収集等税源管理（以下、「税源管理」という。）情報による評価で補完することができる。
②　電算システムで申告誠実度を評価する際には、評価要素および加重値を科学的で客観的な方法で定めなければならない。

第１１条（選定手続）
①　調査対象者は、納税地を管轄する地方国税庁長または税務署長が選定する。ただし、第５条第２項各号に該当する場合にはその限りではない。
②　国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長の調査対象者選定内容を検討、調整することができる。
③　調査対象者を選定する際には、納税者の税務調査履歴およびすでに調査対象として選ばれているか等を確認し、重複調査を防止しなければならない。

第１２条（重複調査の禁止および防止）
①　調査公務員は、税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第８１条の４（税務調査権乱用禁止）第２項および同法施行令第６３条の２の定めにより、再調査を実施できる例外的な場合を除いては、同じ税目および同じ課税期間に対し再調査をしてはならず、調査開始後にも重複調査事実が確認される場合には直ちに調査撤回および調査班（チーム）撤収等必要な措置をしなければならない。ただし、第３条第２号で定義した現場確認は調査とみなされず、「国税基本法」 第８１条の４第２項第２号の場合には、該当取引相手方との取引内容に対する部分調査に限定される。
②　重複調査を防止するため、地方国税庁および税務署の調査局、課長または誠実納税支援局長・個人納税課長・法人納税課長等は、調査履歴および調査対象者選定明細等を電算入力して管理しなければならない。
③　部分調査を実施した納税者に対し全部調査を実施する場合、部分調査を受けた部分に対してはすでに調査したとみなす。
④　一般税務調査対象者に選ばれた納税者に対し、租税犯則調査を実施した場合には、該当税目の調査対象期間に対する一般税務調査はすでに実施したとみなす。

第４節　調査計画の策定

第１３条（調査対象課税期間）
①　調査対象課税期間は、「国税基本法」第８１条の６第２項から第４項までの規定にともなう調査対象者選定理由を勘案して最小限の範囲で定めなければならない。

②　租税犯則調査の調査対象課税期間は、租税脱漏手法、規模等を勘案して国税賦課の除斥期間範囲で決めることができる。

第１４条（調査班（チーム）の編成および運営）
①　調査計画を策定する場合には、調査類型、調査対象者の業種、規模および調査業務量等を考慮して、適正な人員で調査班（チーム）を編成しなければならない。
②　地方国税庁長および税務署長は専門家支援、効率的な調査管理、調査性の向上等のために、業種別、取引類型別調査専門担当班または調査人材プール（Pool）を編成、運営することができる。
③　調査班（チーム）の構成員は、効率的な調査管理に支障のない範囲内でいつでも交替、編成でき、特別な事情がなければ調査班（チーム）構成員の二分の一を越える人員を一年以上同じ調査班(チーム)に編成することはできない。

第１５条（調査期間）
①　調査官署長は、「国税基本法」第８１条の８（税務調査期間）第１項により調査対象税目、業種、規模、調査難易度等を勘案して税務調査期間が最小限になるようにしなければならない。
②　調査官署長は第１項により調査期間を定めるにあたっては、「国税基本法」第８１条の８第２項で定める通り、調査対象課税期間中の年間収入金額、または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が１００億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合、一課税期間供給価格額の合計額が５０億ウォン未満）の納税者（以下、この規定で「中小規模納税者」という。）に対する税務調査期間は２０日以内にしなければならない。ただし、「国税基本法」第８１条の８第３項各号のいずれかに該当する場合にはその限りでない。

第１６条（調査期間の計算）
①　調査期間の計算は、調査開始日から調査終結日までの期間とし、調査期間中の土曜日、公休日を含めて計算する。
②　第３７条により税務調査が中止された期間は、「国税基本法」第８１条の８第４項但書により調査期間計算に含まない。

第１７条（調査方法）
税務調査方法は、調査対象者の納税誠実度水準、事業規模、業種、課税資料、分析内容、脱漏疑惑事項および脱税情報内容等を考慮して、次の各号の方法で実施することができる。

１．全部調査をする場合には、その納税者が備置、記帳している帳簿およびそれに関連した証拠書類（電算組織によって帳簿と証拠書類を作成した時には電磁気録を含む。以下同じ。）調査とその帳簿の真実性可否を検証するための実物調査、生産収率検討、各種現況調査、取引先調査または取引先現場確認および金融取引現場確認。
２．部分調査をする場合には、税金脱漏疑惑がある特定項目、部分または取引の一部に対して第１号の調査方法を準用する。
３．簡便調査をする場合には、書面審理および準備調査結果に現れた問題点を中心に、郵便質問による解明資料の検証または短期間の現場調査。

第１８条（統合調査の実施）
①　税務調査は、「国税基本法施行令」第６３条の１２各号のいずれかに該当する場合を除いては、「国税基本法」第８１条の１１（統合調査の原則）により、その納税者の事業と関連して税法により申告、納付義務がある税目を統合して実施することを原則とする。
②　調査官署長は、第１項により税務調査を実施した場合には、調査範囲、細目等を電算に入力して管理しなければならない。

第１９条（部分調査の実施）
①　納税者の便宜および調査の効率性等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する場合には部分調査を実施することができる。
１．移転価格調査
２．税務情報、課税資料等によって特定項目、部分または取引の一部に対して申告の適正の有無を検証する必要がある場合。
３．税務調査、企画分析等の結果、特定項目に対する共通的問題に対し、自己是正機会を付与したにもかかわらずこれを履行しなかった場合。
４.部分調査のみで税務調査の目的を達成することができると判断される場合。
②　調査官署長は、第１項により税務調査を実施した場合には、調査範囲、細目等を電算に入力して管理しなければならない。

第２０条（関係人に対する同時調査の実施）
①　調査の効率性、納税者便宜等を勘案し、調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または納税者と特殊関係にある者等、関係人（法人を含む。以下、「関係人」という。）が調査対象者に選ばれたり、租税脱漏疑惑がある場合には、その関係人を同時に調査することができる。
②　第１項により、関係人に対し同時調査を実施しようとする場合には、

地方国税庁長（関係人の納税地が他の地方国税庁管轄である場合には国税庁長）の承認を受けなければならない。ただし、関係人に対する同時調査が、部分調査である場合には、地方庁長の承認なく同時調査を実施することができる。
③　第１項および第２項により、同時調査を実施する場合として調査管轄調整が必要な際には、第５条第２項により管轄調整をしなければならず、税務調査事前通知等の一般調査手続を遵守しなければならない。

第５節　税務調査の開始

第２１条（税務調査の事前通知）
①　税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第１項の定めに従い、税務調査事前通知（別紙第１号書式）を作成して調査開始１０日前に納税者または納税管理人に送達して送達を確認できる根拠書類を保管しなければならない。ただし、租税犯則調査または「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第１項但書により、事前通知をしたことで証拠隠滅等のおそれがあり調査目的を達成できないと認められる場合には、調査官署長の承認を受けて事前通知を省略して調査を始めることができる。
②　第１項但書により税務調査を始めた場合には、税務調査開始時に税務調査事前通知を省略した旨が記載された税務調査通知を交付しなければならない。
③　第５６条第２項から第４項までの規定により税務調査を実施する場合には、代表共同事業者に、第１項または第２項にともなう税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。ただし、第５６条第３項および第４項の規定により、代表共同事業者でない共同事業者（以下、「非代表共同事業者」という。）を税務調査する場合には、非代表共同事業者にも第１項または第２項にともなう税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。
④　調査官署長は調査される納税者に税務調査事前通知または税務調査通知をする際に、税務調査にともなう案内等をしなければならない。
⑤　税務調査事前通知または税務調査通知をする場合には、「調査理由」欄に調査対象選定理由と法的根拠を記載しなければならず、調査対象課税期間に対しすでに税目別調査または部分調査を実施した場合には、「調査除外対象」欄に調査除外対象税目、課税期間および範囲等を明確に記載して重複調査を防止しなければならない。

第２２条（税務調査の延期）
①　調査官署長は次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には、調査開始を延期することができる。

１.「国税基本法」第８１条の７（税務調査の事前通知と延期申請）第２項および同法施行令第６３条の７第１項で定めるところにより、納税者が調査を受けることが困難な場合。
２.「納税者保護事務処理規定」第５９条第４項により、納税者保護担当官が税務調査の一時中止を要請する場合。
３．その他やむを得ない理由があり、調査の開始を延期する必要があると判断される場合。
②　調査官署長は第１項第１号による税務調査延期理由等で納税者が延期申請をする場合には、その内容を検討し、「国税基本法」第８１条の７第３項により税務調査延期申請に対する承認の有無を税務調査延期申請結果通知書式によって、調査開始前まで納税者に通知しなければならない。
③　調査官署長が第１項により税務調査を延期する場合には、当初調査開始予定日前日まで税務調査延期通知書式にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。ただし、納税者が税務調査延期申請をした場合には第２項に従う。
④　調査官署長は、税務調査延期期間が終了した際には、特別な理由がなければ遅滞なく調査を始めなければならない。ただし、延期期間が終了する前でも、延期理由が消滅したり、証拠隠滅憂慮または租税債権早期確保等至急調査を実施しなければならない理由が発生した場合には、税務調査を始めることができる。
⑤　第４項により税務調査を始める場合に、当初納税者に通知した延期期間と異なる調査を始める際には、納税者に税務調査再開通知書式にその理由を記載して通知しなければならない。この際、調査班（チーム）が変更される等の理由が発生した場合には、新しく調査計画を策定して調査を始める。

第２３条（調査開始時遵守事項）
①　調査管理者は、調査開始前に調査公務員を対象に別途定めた調査公務員の行動規則遵守に対する教育を実施しなければならない。
②　調査公務員が税務調査を始める際には、身分証と調査員証を必ず所持して納税者または関係人に提示しなければならない。
③調査公務員は調査理由、調査期間、権利救済手続等必要な事項を納税者に詳細に説明した後調査を始めなければならない。

第２４条（納税者権利憲章の交付および朗読）
　調査公務員が税務調査を始めるに際し、「国税基本法」第８１条の２（納税者権利憲章の制定および交付）に従い、国税庁長が制定、告示した納税者権利憲章を

納税者に交付し、その要旨を直接朗読する等納税者が保証されることができる権利を説明しなければならず、納税者権利憲章等受領および朗読確認書を提出させて調査書類とともに保管しなければならない。

第２５条（清廉誓約書の作成および管理）
①　調査公務員が税務調査を始める際には、調査対象者および税務代理人（弁護士、公認会計士または税理士をいう。以下同じ。）と共に清廉誓約書を作成して、調査官署長に提出しなければならない。
②　調査対象者または税務代理人が清廉誓約書作成に同意しない場合には、調査公務員が調査対象者または税務代理人の声明を記載し署名欄に「捺印拒否」と表記して、調査官署長に提出しなければならない。

第６節　税務調査の進行

第２６条（納税者の権益保護）
①　調査公務員は、税務調査過程で法令に定めた納税者の権益を保護して、別表１に定めた調査公務員の行動規則遵守を遵守しなければならない。
②　調査管理者は、「納税者保護事務処理規定」第５４条により納税者保護担当官が納税者権利保護が必要であると判断して税務調査に対して是正要求をした場合には、要求した措置を履行しなければならない。ただし、是正要求を受け入れることが困難な場合には、その意見を納税者保護担当官に通知しなければならない。
③　第２項但書により是正要求を受け入れることが困難であると通知した事案に対し、「納税者保護事務処理規定」第５４条第６項により納税者保護（担当）官から「是正命令書」を受取る場合、調査管理者は遅滞なく「是正命令書」で命令した措置を履行しなければならない。

第２７条（税務調査関連情報の提供）
　調査公務員は納税者が「国税基本法」第８１条の１４（情報の提供）により税務調査と関連して権利行使に必要な情報を要求する場合、速やかに提供しなければならない。

第２８条（税務調査時助力を受ける権利の保障）
①　調査公務員は、税務調査を実施するにあたり、納税者が「国税基本法」第８１条の５（税務調査時助力を受ける権利）により税務代理人が調査に参加し、意見を述べることができるようにしなければならない。

②　調査公務員は、第１項により税務代理人が調査に参加し、意見を述べるようにする場合には、該当税務代理人からその権限があることを証明する委任状を提出させ、調査官署長に報告しなければならない。
③　調査公務員は税務代理人が第２項にともなう委任状を提出しなかったり、第１項にともなう助力の範囲を越えて調査を邪魔したり遅らせようとする場合や、偽りを述べる場合または納税者が直接述べる必要がある場合等には、納税者が直接意見を述べるように要求することができる。

第２９条（命令事項違反等に対する措置）
①　調査公務員は調査される納税者が帳簿または証拠書類、物、その他の関連文書等を破棄、隠匿、閲覧、または提出命令に対し忌避、遅延する場合には、調査期間の延長、過怠金の賦課、租税犯則調査の実施、「租税犯処罰法」等関連法令にともなう通告処分等適切な措置を講じなければならない。
②　調査公務員は、納税者と税務代理人が税務調査と関連して金品またはもてなしを提供、斡旋しようとする場合には、これを拒否して、「国税庁公務員の行動綱領」により必要な措置を講じなければならない。

第３０条（調査権の乱用禁止）
①　調査公務員は、「国税基本法」第８１条の４（税務調査権乱用禁止）により、適正で公平な課税の実現のために必要な最小限の範囲で税務調査を実施するべきで、他の目的等のために調査権を乱用してはならない。
②　調査公務員は、調査便宜等の目的で次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
１．税務調査を実施して関連法令および規定で定めた手続によらず、任意に関連帳簿、書類等を押収、捜索し、一時保管する行為。
２．関連法令および規定で定めた承認手続によらず、任意に調査期間の延長、調査範囲の拡大または取引先現場確認をする行為。
３．取引先、関係人等に対する調査を実施して、調査対象者選定、電算入力、調査通知等関連法令および規定で定めた調査手続を遵守せず調査を実施する行為。
４．税務調査と関連のない納税者とその関係人の私生活等に関する質問をする行為。
５．その他税務調査を実施して納税者の権利を不当に侵害する行為。
③　調査管理者は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で調査権を乱用する行為が発生しないように、調査手続遵守可否等を管理、監督しなければならない。

④　調査官署長は第１項または第２項を違反した調査公務員と第３項にともなう管理・監督を疎かにした調査管理者に対し、「国税庁公務員賞罰規定」の定めるところにより処罰し、当事者の帰責事由があるか否かによって調査分野からの退出、教育等の適切な再発防止措置を講じなければならない。

第３１条（秘密維持の義務）
①　調査公務員（調査管理者を含む。以下同じ。）は、税務調査に関連した納税者の課税情報を他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途で使用してはならない。ただし、「国税基本法」第８１条の１３第１項但書の理由に該当する場合には、その使用目的に合致する範囲において納税者の課税情報を提供することができる。
②　調査公務員は、調査に関連して知り得た事実のうち一般的に公表されない事項、もしくは公表された場合に政府と該当納税者に不利益になる事項に対して、在職中はもちろん、退職後においても漏洩してはならない。
③　「国税基本法」第８１条の１３第２項により課税情報の提供の要請を受けた税務官署長は、管轄地方国税庁長または国税庁長の事前承認を受けた後、提供することができる。

第３２条（不実課税の防止）
①　調査公務員は、税務調査を遂行するにあたり、客観的事実に基づいて適法、公正に課税しなければならない。
②　調査公務員は、調査過程で納税者と異見があったり、単独的に判断することが困難な法令解釈事項がある場合には、課税基準諮問申込書によって国税庁徴税法務局長に課税基準諮問を申し出ることができる。
③　調査公務員は、調査過程で納税者と異見があったり、単独的に判断することが困難な事実判断事項に対しては、課税事実判断諮問申込書によって地方国税庁または税務署納税者保護担当官に課税事実判断諮問を申し出ることができる。
④　調査公務員は、調査過程で発生した課税争点が国税庁長の定める基準に該当する場合、調査審議チームに調査終結前までに事前審議を申し出なければならない。
⑤　調査官署長は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で不実課税が発生しないように管理、監督しなければならない。
⑥　調査公務員が調査し、告知した処分が不服請求等の過程で引用または取消になった場合として国税庁長が定める基準に該当する事案に対しては、本・地方庁監査官は不実課税の有無に対する審査または調査を実施でき、調査官署長が

その結果法令適用または事実調査等において重大な帰責事由があると判定される場合には人事上不利益等必要な措置を講じなければならない。

第３３条（調査場所の限定）
①　税務調査は主事務所、主な事業所または住所地で実施することを原則とする。ただし、納税者が事業所以外の税務調査場所申込書によって調査場所の変更を申し出る場合、およびその納税者の便宜のためにやむを得ない事情のある場合には、調査官署長の承認を受けて、調査官の事務室またはその他の税務調査に適した場所で実施することができる。
②　事務室調査、簡便調査をする場合には、調査官の事務室で調査を実施することができる。

第３４条（調査時間の制限）
①　納税者を直接相手にする税務調査は、その納税者の日課時間内に実施しなければならない。ただし、納税者の要求や納税者の同意があった場合には、日課時間以外でも税務調査を実施することができる。
②　夜間業者または主に公休日と土曜日に営業をする納税者の場合には､夜間、公休日または土曜日に税務調査を実施することができる。
③　第２項以外の場合として調査される納税者が公休日または土曜日に調査の実施を要請する場合には、調査官署長の承認を受けて該当公休日または土曜日に調査を実施することができる。

第３５条（調査期間の短縮）
①　調査公務員は、税務調査期間を短縮するための最大限の努力をするべきであり、記帳および会計処理の透明性等納税誠実度を検討してこれ以上調査する必要がないと判断される場合には、調査期間終了前でも調査を早期に終結することができる。
②　調査過程で収集した資料のうち情報交換等を通じて外国の権限ある機関に確認を要請した事項がある場合、調査官署長は、確認を要請した事項を除いて調査が完了した部分に対して先に税務調査を終結することができ、この場合確認要請した事項に対する回報がある時にはその内容により処理しなければならない。
③　調査を全て終結させるのに長期間必要とされると判断される統合調査は、移転価格調査、株式変動調査等完了された部分を除き、残りの部分に対して先に調査を終結し、移転価格調査、株式変動調査等はその調査が完了した時点で終結することができる。

④　調査過程で課税基準諮問または課税事実判断諮問を申し出た場合には、これを除いて調査が完了した部分に対して先に調査を終結し、諮問申込事項はその結果の通知を受けた時点で終結することができる。

第３６条（調査期間延長の制限）
①　調査公務員は、「国税基本法」第８１条の８但書により税務調査過程で調査期間を延長することができる。
②　第１項により調査期間を延長しようとする場合には、次の各号の手続に従う。
１．第１５条第２項による中小規模納税者以外の納税者に対する調査で調査期間を延長する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。ただし、租税犯則調査の場合には、第８８条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。
２．第１５条第２項で定める中小規模納税者に対し、税務署長が実施する調査期間を延長しようとする場合には、初回の延長は調査管轄官署の納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には調査官署長）の承認を受けなければならず、二回目以降の延長は地方国税庁納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には租税犯則調査審議委員会）の承認を受ける必要があり、また延長期間はそれぞれ２０日以内に制限される。
３．第１５条第２項で決める中小規模納税者に対し地方国税庁長が実施する調査の調査期間を延長する場合には、初回の延長は地方国税庁納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には租税犯則調査審議委員会）の承認を受けなければならず、二回目以降の延長は国税庁納税者保護観の承認を受ける必要があり、また延長期間はそれぞれ２０日以内に制限される。
４．第２号および第３号を適用するにあたり、税金計算書に対する追跡調査が必要な場合等第１５条(調査期間)第２項但書のいずれかに該当する場合には、延長期間の制限を受けない。
③　調査公務員は第２項により調査期間が延長する場合には、その内容を税務調査期間延長通知書によって納税者に通知しなければならない。
④　第３７条により税務調査が中止、再開になる場合には、第１項および第２項に関係なく、調査期間中中止された期間に該当する日数程度、調査期間が延長されるという内容が記載された税務調査中止通知および税務調査再開通知書を納税者に通知することによって、調査期間が延長される。

第３７条（税務調査の中止）
①　調査官署長は、「国税基本法」第８１条の８により納税者が資料の提出を

遅延する等､同法施行令第６３条の１０各号のいずれかに該当する理由があり、調査進行が困難であると判断される場合には最小限の期間で、調査を中止することができる。
②　調査官署長は、第１項にともなう税務調査中止理由があって納税者が税務調査中止申請をする場合、その内容を検討し、税務調査（中止・延長）申請結果通知書に税務調査中止の有無を記載して通知しなければならない。
③　調査官署長が第１項により税務調査を中止する場合には、税務調査中止通知書にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。ただし、納税者が税務調査中止申請をした場合には第２項に従う。
④　調査官署長は、税務調査の中止期間が終了した際に、特別な理由がなければ遅滞なく調査を再開しなければならない。ただし、中止期間が終了する前であっても、中止理由が消滅したり証拠隠滅憂慮または租税債権確保等で至急調査を再開しなければならない理由が発生した場合には、税務調査を再開することができる。
⑤　第４項により税務調査を再開する場合には、納税者に税務調査再開通知書にその理由を記載し、通知しなければならない。
⑥　調査の再開にあたり調査班（チーム）が変更される等の理由が発生した場合には、新しく調査計画を策定しなければならない。

第３８条（調査範囲等の遵守）
　調査公務員は、税務調査を実施する間、調査対象課税期間および調査対象細目、調査期間等に対して事前に定めた範囲と限界を遵守しなければならない。

第３９条（調査範囲拡大の制限）
①　調査公務員は､「国税基本法」第８１条の９により具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間または他の税目まで関連したことが確認される場合等、同法施行令第６３条の１１各号のいずれかに該当する場合を除き、調査進行中調査範囲を拡大することができない。
②　第１５条第２項による中小規模納税者以外の納税者に対する調査で、調査範囲を拡大する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。
③　第１５条第２項にともなう中小規模納税者に対し調査範囲を拡大する場合には、初回の調査範囲拡大は調査管轄官署の納税者保護担当官の承認を受けなければならず、二回目以降の拡大は上級官署の納税者保護（担当）官の承認を受けなければならない。ただし、部分調査で調査範囲を拡大する場合には、調査官署長の承認を受けなければならない。
④　第２項および第３項にもかかわらず、「租税汎処罰法」第３条にともなう

租税犯則調査で切り替える過程で調査範囲を拡大し、租税犯則調査で調査範囲を拡大する場合には第８８条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。
⑤　調査公務員は、調査範囲が拡大した場合には、その事実を調査範囲拡大（類型転換）通知書によって納税者に通知しなければならない。

第４０条（帳簿、書類等の一時保管）
①　調査公務員は、納税者の証拠隠滅憂慮等で税務調査の目的を達成できないと判断される場合、調査管轄地方国税庁長の承認を受けて帳簿・書類等の一時保管方法による調査計画を策定することができ、調査開始時各税法の質問調査権により帳簿・書類・証明等の提出を要求して、「国税基本法」第８１条の１０第１項但書により納税者の同意を受けて税務調査期間中、関連帳簿・書類・証明等を調査官署に一時保管することができる。
②　調査進行中証拠隠滅憂慮等緊急な場合には、調査官署長の承認を受けて、納税者の同意の下に帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管することができる。この場合、その事実を翌日までに管轄地方国税庁長に報告し、承認を受けなければならない。
③　第１項または第２項により納税者の帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管しようとする場合には、納税者、所持者または保管者等正当な権限がある者に、調査に支障がない限り直ちに帳簿、書類等を返還される可能性があることを説明し、帳簿、書類等、一時保管同意書を受取るべきであり、一時保管証、一時保管書類等の目録および帳簿、書類等返還要請書を交付しなければならない。
④　納税者が事業所以外の税務調査場所を申請することで、調査官署の事務室等において税務調査を実施する場合または事務室調査、簡便調査を実施する過程で、納税者が帳簿・書類等の原本を調査官署に任意提示する場合にも、第３項によって一時保管証および一時保管書類等の目録を作成し、納税者に交付しなければならない。
⑤　帳簿、書類等の一時保管は調査目的に必要な最小限の範囲で実施するべきであり、一時保管した帳簿、書類のうち証拠書類としての活用価値がないと判断されるものについては納税者に直ちに返還しなければならない。
⑥　一時保管している帳簿または書類等に対し納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、調査公務員は、帳簿または書類等に対する写本を保管でき、その写本が原本と違わないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。
⑦　調査公務員は、第５項または第６項により一時保管していた帳簿、書類等を

返還する場合には、帳簿、書類等返還確認書を納税者から受けて保管しなければならない。

第４１条（調査の進行）
①　調査公務員は、税務調査進行過程で税金脱漏疑惑等に対し納税者に解明できる機会を与えなければならない。
②　調査公務員は、税務調査過程で調査される納税者に、課税要件および事実関係糾明等に必要な書類、証明、物等の提出、閲覧および解明を要求する場合には、帳簿、書類等資料提出要求書によって要求し、要求事項目録を作成して保管しなければならない。ただし、法令等によって備置、記帳義務がある会計帳簿および関連証明は口頭で要求するものの要求事項目録を作成、保管しなければならない。
③　調査公務員は、調査した事項について毎週調査管理者に報告しなければならない。ただし、調査期間が短い場合や、遠距離出張調査等、業務の都合上やむを得ない場合には、調査管理者の指示により報告することができる。
④　調査公務員は、課税の根拠資料を確保し、今後不服請求等に備えなければならず、納税者または関係人等の確認が必要な事項に対しては確認書または陳述書（叙述型、問答型）を受けなければならない。

第４２条（調査類型転換の要件）
①　税務調査時に次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には、調査類型を切り替えることができる。
１．部分調査または税目別調査過程で発見された税金脱漏行為が課税期間の全般的な事項または他の税目に関連する場合。
２．全部調査過程で全般的な事項に対する調査よりも特定項目等に対し詳細な調査することが効率的であると判断された場合。
３．第７６条第２項各号のいずれかに該当する理由が発生した場合。
②　第１項第１号の理由で調査類型を切替えようとする場合には、「納税者保護事務処理規定」第４３条および第４４条により、納税者保護担当官または納税者保護委員会の承認を受けなければならない。ただし、租税犯則調査で切り替える過程で調査範囲を拡大したり、租税犯則調査過程で調査範囲を拡大したりする場合には、第８８条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。
③　第１項第２号の理由で調査類型を切替えようとする場合には、調査官署長の承認を受けなければならず、調査公務員は調査範囲拡大（類型転換）通知書によってその旨を該当納税者に通知しなければならない。

④　第１項第３号により租税犯則調査で切替えようとする場合には、第７６条第３項および第４項に従う。

第４３条（金融取引現場確認の制限）
①　税務調査目的で金融取引現場確認が必要な場合には、次の各号の手続により実施するべきで、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」と「相続税および贈与税法」等関連法令で定めた範囲と手続を遵守しなければならない。
１．金融取引現場確認対象者（または口座）を選定したり、連結口座（または連結小切手入出金口座）のうち、承認を受けない者名義の口座に対する金融取引情報を問合わせようとしようとする際には、照会対象期間等の照会範囲を特定し、調査管轄地方国税庁長の承認を受けなければならない。この場合、照会対象期間は調査対象課税期間で限定するが、調査対象課税期間内の脱漏疑惑確認等と関連して必要な場合には調査対象課税期間以外の期間に拡大することができる。
２．地方国税庁長の承認を受けた者（または口座）に対し、承認対象期間以外の期間に対する金融取引情報提供を要求しようとする際には、調査官署長（調査局長、税務署長）の承認を受けなければならない。
３．調査期間終了後には金融機関に対して金融取引情報提供を要求することができない。
②　税務調査過程でクレジットカード変則取引、虚偽（税金）計算書授受疑惑等に対する金融取引現場確認が緊急に必要な場合には、第１項に関係なく調査官署長（調査局長、税務署長）の承認を受けて始めることができ、またこの場合、始めた日の翌日までに金融取引現場確認対象者と緊急な理由等を地方国税庁長に報告しなければならない。

第４４条（取引先調査および取引先現場確認の制限）
①　税務調査過程で調査対象納税者の取引先または取引相手方に対する調査が必要な場合には、該当取引先を調査対象者で選定しなければならない。この場合、調査対象者選定、調査管轄調整、税務調査通知等一般的な税務調査手続を遵守しなければならない。
②　税務調査過程で、調査対象納税者の取引先または取引相手方に対し第３条第２号で規定した現場確認が必要な場合には、その理由と範囲を表示して所管調査課長の承認を受けて実施し、現場確認出張証にその理由等を記載して現場確認対象取引先または取引相手方に提示しなければならない。

第７節　税務調査の終結

第４５条（調査の終結）

①　調査公務員が税務調査を終結しようとする際には、調査した内容を整理して調査官署長に報告しなければならない。

②　調査終結報告を受けた調査官署長は、その内容を検討して調査の終結の有無を決めなければならない。

③　調査公務員は、納税者または納税管理人に調査結果について具体的に説明するべきで、調査結果に対する異議がある場合、納税者の権利救済方法を詳細に教えなければならない。

第４６条（調査結果の通知）

①　調査公務員は納税者に通知した調査期間が終了した日（ただし、通知した調査期間前に調査を終結した場合には調査終結日）から２０日以内に、「国税基本法」第８１条の１２により税務調査結果通知書（「国税基本法施行規則」別紙第５６号書式）に税務調査結果を記載し、納税者に通知しなければならない。ただし、「国税基本法施行令」第６３条の１３に規定された各号のいずれかに該当する場合には通知を省略することができるが、個人事業者の住所地や法人代表者の住所地が確認される場合にはその住所地で通知しなければならない。

②　個人共同事業者に対する調査結果通知は第２１条第３項を準用する。

③　第１項に規定された期間内に税務調査結果通知をできないやむを得ない理由がある場合には、調査官署長（調査局長、税務署長）に報告し、その理由を納税者に通知しなければならず、その理由が解消されれば遅滞なく税務調査結果を第１項により通知しなければならない。

第４７条（決定、更正）

①　調査終結指示を受けた調査公務員は、課税前適法可否審査請求期間が経過したり、課税前適法可否審査決定がある場合または納税者の早期決定申請がある場合には、遅滞なく諸税決定、更正決定書を作成しなければならない。

②　決定、更正決議は定められた書式で作成し、摘出事項に対してはその内容と根拠を調査書に詳細に記載して先に調査者の職、姓名を記載した後署名、捺印する。

③　調査管理者は決定、更正決定書と報告書を対照検討して遅滞なく決裁する。

第４８条（決定、更正の留保）

①　納税者が税務調査結果通知に対して「国税基本法」第８１条の１５（課税前適否審査）により課税前適否審査を請求した場合には、その請求した部分に

対しては救済決定、更正を留保しなければならない。
②　「国税基本法」第８１条の１５（課税前適否審査）第２項および同じく法施行令第６３条の１４第３項に該当する場合には、課税前適否審査請求中でも調査内容により決定、更正することができる。この場合、課税前適否審査のうち決定理由書「課税前適否審査事務処理規定」よってその理由を請求人に通知しなければならない。

第２章　一般税務調査

第１節　法人調査管理

第４９条（法人税調査の管轄）
　法人税の調査は、調査対象法人の納税地を管轄する税務署長または地方国税庁長が管轄する。ただし、第５条第２項の規定により、地方国税庁長または国税庁長はその管轄を調整することができる。

第５０条（法人税等の統合調査および同時調査）
①　法人に対して法人税一般の税務調査または租税犯則調査をする際は、「国税基本法施行令」第６３条の１２各号のいずれかに該当する場合を除いては、法人の事業に関連して申告納付義務がある税目に対して統合調査を実施することを原則とする。
②　法人に対する統合調査を実施するにあたり、調査対象の課税期間に株式変動事項がある場合（調査対象課税期間ではなく、事業年度が株式変動調査対象に選定された場合を含む。）またはその法人の最大株主（特殊関係者を含む。）が資金出所の調査対象に既に選定されている場合には、株式変動調査または資金出所調査を同時に実施する。ただし、効率的な調査運営または緊急調査を実施しなければならない必要がある等の場合には、株式変動調査を別に実施することができる。
③　法人税納税地以外の主な事業所（収入金額が最も大きい事業所。ただし、製造または販売活動等主な営業活動のほとんどが行われている、別の事業所がある場合にはその事業所。）に対して管轄官署長が法人税以外の税目（付加価値税、個別消費税、酒税、源泉税等。以下、この条において「付加価値税等」という。）に脱税容疑があり、調査対象に選定しようとする場合であって、脱税容疑の範囲と規模等からみて統合調査が必要であると認められる際には、その事由を付け加えて地方国税庁長（管轄地方国税庁を異にする事業所がある場合には、国税庁長。以下、この条において「地方国税庁長」という。）の承認を受けて統合調査を実施することができる。

④　第３項に基づいて統合調査を実施する場合であって調査管轄調整が必要な際は、第５条第２項の規定により管轄調整をしなければならない。
⑤　事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施しようとする際は、その法人の法人税調査対象を選定するかどうかを地方国税庁長に照会して、次の各号の通りに処理する。
１．法人税の調査対象者に選定されている場合には、付加価値税等の脱税容疑を法人税調査管轄官署長に通報して統合調査を行うようにする。ただし、脱漏行動や調査の緊急性等に該当する税目のみを調査する必要があると判断される場合には、地方国税庁長の承認を受けて事業所管轄官署長が調査することができ、国税庁長または地方国税庁長が主管する一斉調査や業種別調査等の場合には、地方国税庁長の承認を受けることなく事業所管轄官署長が付加価値税等の調査を実施することができる。
２．法人税の調査対象者に選定されていない場合には、事業所管轄官署長が調査を実施する。
⑥　法人に対する統合調査を実施する場合には、法人税および付加価値税等の調査対象課税期間は事業年度単位とする。ただし、付加価値税等の調査対象課税期間が法人税と異なる場合または課税正常化等税源管理のために必要がある場合には､付加価値税等の調査対象課税期間を拡大して実施することができる。

第５１条（法人税緊急調査の実施）
①　「法人税法」第６９条（随時賦課決定）および同法施行令第１０８条各号のいずれかに該当する事由で法人納税課長から緊急調査対象法人の名簿を引き継いだ調査課長は、直ちに別の計画を策定して、緊急調査を実施しなければならない｡ただし､緊急調査対象法人が地方国税庁調査管轄に該当する場合には、直ちに地方国税庁長（法人定期調査担当局長）に報告しなければならず、報告を受けた地方国税庁長（法人定期調査担当局長）は、直接調査または委任調査等必要な措置を講じなければならない。
②　調査管轄官署長は、誇大広告、虚偽事実の流布、無分別なテレマーケティング等の詐欺やその他不正な方法で営業をしている新規事業者で、事業年度終了後には租税債権の確保が難しく､「法人税法施行令」第１０８条第１項第３号による租税を逋脱するおそれがあると認められる相当の理由がある場合には、緊急調査を実施することができる。
③　第１項および第２項の規定による緊急調査対象法人の調査範囲は､「法人税法」第６９条第２項に従う。

第５２条（緊急調査の決定・更正方法）
①　緊急調査（随時賦課）は、租税債権の逸失等を防止するためにやむを得ない場合を除き、法人税法施行令第１０３条第２項の規定により実地調査方法により課税標準または税額を決定しなければならない。
②　推計決定、更正した場合でも、今後の法人税の課税標準および税額の申告書と帳簿および証憑書類等により実地調査が可能な場合には、実地調査により更正しなければならない。
③　実地調査をする必要がないと判断される場合には、第５１条に規定する緊急調査対象法人が最終事業年度分までに提出した書類（法人税の課税標準および税額申告書に準ずる書類）の内容を検討して決定、更正することができる。

第５３条（所得金額の変動資料および移転所得金額通知書の処理）
①　税務調査の結果に基づいて処分されている配当､賞与およびその他所得は、法人所得金額を決定、更正する納税地管轄税務署長または地方国税庁長が所得金額変動通知書（１）［「所得税法施行規則」別紙第２２号書式（１）］を作成して、その決定日または更正日から１５日以内に法人に通知しなければならない。ただし、法人の所在地が明らかでなく、またはその通知書を送達することができない場合には、その株主および所得やその他所得の処分を受けた居住者に所得金額変動通知書（２）［「所得税法施行規則」別紙第２２号書式（２）］により通知し、該当居住者の住所地管轄税務署長に電算出力された所得金額変動通知書を通知しなければならない。
②　所得金額の変動通知書の送達は、直接交付、書留郵便または電子メール等による。ただし、第１項但書に基づいて所得金額変動通知をする際に「国税基本法」第１１条（公示送達）第１項各号のいずれかに該当する事由がある場合には、公示送達しなければならない。
③　「国際租税調整に関する法律施行令」第１６条第２項の規定による移転所得金額通知書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第６号の４書式]は、所得金額変動通知書に代えて処理する。
④　税務署長または地方国税庁長が第１項の規定により法人に所得金額変動通知書を通知した場合には、通知したという事実（所得金額変動内容については含まない。）を、該当株主と賞与やその他所得の処分を受けた居住者に通知しなければならない。

第２節　個人調査管理

第５４条（所得税調査の管轄）
①　所得税の調査は、所得税の納税地を管轄する税務署長または地方国税庁長が

管轄する。ただし、第５条第２項の規定により、地方国税庁長または国税庁長はその管轄を調整することができる。
②　第１項を適用するにあたり、共同事業者の所得税調査は、代表共同事業者の所得税納税地管轄官所長が管轄する。ただし事業所現況調査は、事業所管轄地方国税庁長または税務署長が管轄する。
③　地方国税庁長は、次の各号のいずれかに該当する調査対象事業者については、事業所管轄税務署長が所得税調査をするように調査管轄を調整することができる。ただし、事業所と所得税の納税地を管轄する地方国税庁が異なる場合には、国税庁長が調査管轄を調整することができる。
１．所得税の納税地が事業所と遠距離である事業者。
２．地方国税庁長が税務署間調査業務量の適正な配分のために事業所管轄税務署長が調査する必要があると認める事業者。
３．共同事業者として第１号または第２号に該当する事業者。
４．事業所管轄税務署長が付加価値調査対象に選定した事業者。
④　国税庁長または地方国税庁長は、調査対象の個人事業者の業種、事業規模、調査難易度および調査人員等を勘案して、所得税の納税地管轄または事業所管轄以外の税務署長が調査できるように調査管轄を調整することができる。

第５５条（複数事業所の中で遠距離事業所調査依頼）
　所得税調査を管轄する税務署長または地方国税庁長は、調査対象納税者の複数事業所の中で遠距離にあり、直接調査することが困難な事業所の場合には、事業所管轄税務署長または地方国税庁長にその事業所の調査を依頼することができる。

第５６条（個人事業者の統合調査および同時調査）
①　個人事業者に対し、一般税務調査または租税犯則調査を実施するとは、「国税基本法施行令」第６３条の１２各号のいずれかに該当する場合を除き、その納税者の事業に関連して申告・納付義務がある税目に対して統合調査を実施することを原則とする。
②　調査対象に選定された納税者が共同事業所の代表共同事業者である場合、共同事業所も統合調査対象に含む。
③　調査対象に選定された納税者が共同事業所の非代表共同事業者である場合、共同事業所は統合調査対象に含めないことを原則とする。ただし、共同事業所と調査対象者との取引、資金関係および持分比率等を考慮して、共同事業所に対する税務調査を実施するかどうかを決定することができる。
④　共同事業所が調査対象に選定された場合、その代表共同事業者に対しては、

統合調査を実施することを原則とする。ただし、調査管轄官署長は、共同事業所と非代表共同事業者との取引、資金関係および持分比率等を考慮して、共同事業者それぞれを調査対象として選定し、同時に統合調査を実施することができる。
⑤　事業所管轄官署長が所得税のほか税目（付加価値税、個別消費税、酒税、源泉徴収対象税目等。以下、この節において「付加価値税等」という。）を調査対象として選定し、統合調査を実施しようとするときは、その事由を加えて地方国税庁長（住所地が管轄地方国税庁を異にする場合には国税庁長。以下、この条において「地方国税庁長」という。）に統合調査の承認を受けなければならない。
⑥　第５項の規定により統合調査を実施する場合であって調査管轄調整が必要なときは、第５条第２項の規定により管轄調整をしなければならない。
⑦　個人事業者に対し、統合調査を実施する場合には、所得税および付加価値税等の調査対象課税期間は、一年単位（1.1～12.31）とする。ただし、課税正常化等税源管理のために必要な場合には、付加価値税等の調査対象課税期間を拡大して実施することができる。

第５７条（統合調査の調査管轄）
①　個人事業者のための統合調査は、所得税調査管轄官署長が実施することを原則とする。
②　事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施しようとするときは、その事業者の所得税調査対象を選定するかどうかを地方国税庁長に照会して、次の各号の通りに処理する。
１．所得税の調査対象者に選定されている場合には、付加価値税等の脱税容疑を所得税調査管轄官署長に通報して統合調査するようにする。ただし、脱漏行動や調査の緊急性等に該当する税目のみ調査する必要があると判断される場合には、地方国税庁長の承認を受けて事業所管轄官署長が税目別調査をすることができ、国税庁長または地方国税庁長が主管する一斉調査や業種別調査等の場合には、地方国税庁長の承認を受けずに事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施することができる。
２．所得税調査対象者に選定されていない場合には、付加価値税等の調査管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施する。

第５８条（名義偽装事業者に対する調査）
①　所得税調査の進行中に調査対象者が名義偽装者と確認された場合、調査官署長の承認を受けて実質所得者を調査対象に追加して、調査を実施しなければならない。

②　第１項の規定により実質所得者を調査対象に追加する場合は、実質所得者名義の他の事業所等を調査対象範囲に含めて、調査を実施することができる。
③　実質所得者の調査管轄が異なる場合は、調査管轄を調整する等の一般的な調査の手続きを遵守しなければならない。

第５９条（所得税緊急調査の実施）
①　「所得税法」第８２条（随時賦課決定）および「所得税事務処理規定」第１１２条（随時賦課管轄・手続）に従って税源管理部署で緊急調査対象者名簿を引き継いだ調査課長は、直ちに別の計画を策定して緊急調査を実施しなければならない。ただし、緊急調査対象者が地方国税庁調査管轄に該当する場合には、直ちに地方国税庁長（調査局長）に報告しなければならない。
②　第１項但書により税務署長から緊急調査対象者名簿の報告を受けた地方国税庁長（調査局長）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別途計画を策定して、緊急調査を実施し、直接調査する必要がないと判断された場合には、税務署長が別途計画を策定して調査するように、遅滞なく通報しなければならない。
１．事業の規模、租税漏税容疑および経済的波及効果が大きいと判断された場合。
２．地方国税庁の実地調査対象に選定されている場合。

第３節　取引秩序正常化等の調査管理

第６０条（付加価値税調査の管轄）
①　付加価値税調査は、事業所を管轄する税務署長が実施することを原則とする。ただし、調査対象者の業種、事業規模、業務量、調査難易度等を勘案して必要な場合には、事業所管轄地方国税庁長が実施することができる。
②　統合調査を実施する場合には、法人税、所得税の納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を実施することを原則とし、調査対象納税者の事業所が複数ある場合は、特定事業所を管轄する税務署長または地方国税庁長が地方国税庁長または国税庁長の承認を受けて他の事業所まで調査を実施することができる。

第６１条（付加価値税の調査対象者に対する統合調査）
①　付加価値税（追跡調査対象者を含む。）の調査対象者に選定された者は、「国税基本法施行令」第６３条の１２各号のいずれかに該当する場合を除き、第５０条、第５６条および第５７条の規定により統合調査することを原則とする。
②「国税基本法施行令」第６３条の１２各号のいずれかに該当し、地方国税庁長

または税務署長が付加価値税等に対する実地調査計画を策定する際には、調査対象課税期間および調査範囲を明確にし、これを徹底的に遵守するように監督することにより、今後同じような課税期間に対する統合調査が実施されても重複調査という誤解が発生しないようにしなければならない。

第６２条（調査結果の措置）
①　調査結果「租税犯処罰法」第１０条（税金計算書の発行義務違反等）に違反した者に対しては、「租税犯処罰手続法」第１２条（報告）、第１５条（通告処分）、第１７条（告発）と同規定第８９条および第９１条に定めるところにより、報告および犯則処分しなければならない。
②　第１項の規定による通告処分および告発の場合、実際行為者と「租税犯処罰法」第１８条（両罰規定）に基づいて両罰規定の適用対象者も一緒に通告処分および告発しなければならない。ただし、死亡等の事由により通告処分および告発することができない場合には、その理由を記載して調査官署長の決裁を受けて終結しなければならない。

第６３条（資料仲介行為者に対する措置）
①　資料上の税務代理人または資料上から偽（税金）計算書の交付を受けた者の税務代理人として偽（税金）計算書授受を斡旋、仲介または幇助した者は、「企画財政部税理士懲戒委員会」または「税務士会」、「公認会計士会」に懲戒を要求したり、第６２条の規定を準用して処分する。
②　第１項の規定による税務代理人以外の者であって資料商間または資料商と取引した者間の資料を斡旋、仲介した者に対しては、「租税犯処罰法」第１０条（税金計算書の発行義務違反）の規定に違反した事実を調査し、第６２条の規定を準用して処理する。

第６４条（個別消費税等の調査管理）
　個別消費税、酒税、証券取引税、印紙税、交通、エネルギー環境税等に関する調査事務は、第１章（総則）および第６０条から第６３条までの規定を準用する。

第４節　国際取引調査管理

第６５条（移転価格審議委員会）
①　移転価格調査の国際的基準に合う公正かつ合理的な運営を図るため、地方国税庁（調査１局。ソウル庁は国際取引調査局。）内に移転価格審議委員会（以下、この節では「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の各号の事案に関連して、移転価格調査結果を事前に審議して調整する。
１．所得調整額が５０億ウォン以上の移転価格調査終結予定事案
２．納税者が異議を提起する移転価格調査終結予定事案
３．その他委員会で検討する必要があると判断する事項

第６６条（資料提出の要求）
① 調査公務員は、移転価格調査等国際取引に関する税務調査時「国際租税調整に関する法律施行令」第１９条第１項の規定により、調査対象者またはその国外特殊関係者に次の各号に該当する資料の提出を求めることができる。
１．資産の譲渡、買取等に関する各種関連契約書
２．製品の価格表
３．製造原価計算書
４．特殊関係のある者と特別関係がない者を区別した品目別取引明細表
５．役務の提供やその他取引に関連した第１号から第４号までの規定に準ずる書類
６．法人の組織図および業務分担表
７．国際取引価格決定資料
８．特殊関係にある者間の価格決定に関する内部指針
９．該当取引に関連する会計処理基準および方法
１０．該当取引に関連する者の事業活動内容
１１．特殊関係にある者との相互出資の現況
１２．所得税、法人税等申告時に不足した書式または項目
１３．多国籍企業集団のサービス取引に関連して、その取引明細を把握することができる次の各目の資料
ア．サービス契約書
イ．居住者と国外特殊関係者間の関係図
ウ．サービス取引当事者の内部組織図および組織別説明資料
エ．サービス提供のために発生した費用の支出項目別明細書
１４．正常原価分担額等による課税調整と関連した原価分担約定書等次の各目の資料
ア．次の事項が含まれる原価分担約定書
(1) 契約参与者のリスト
(2) 契約参与者が提供する資産の類型および明細
(3) 契約参与者間の権利関係
イ．原価分担修正約定書（中途で参与したり脱退する場合に限る。）

ウ．提供資産の評価に関連して適用される会計原則および評価明細
エ．参与者と受益者が受ける期待便益の評価明細
オ．実際に実現した実際便益の測定明細
カ．期待便益と実際便益の差による精算明細
１５．その他適正価格を算出するために必要な資料
②　第１項の規定により資料の提出を要求された者は、資料の提出を求められた日から６０日以内に該当資料を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由により提出期限の延長を申請する場合には、一回に限り６０日まで延長することができる。
１．資料の提出を要求された者が火災、災難および盗難等の事由で資料の提出が不可能な場合
２．資料の提出を要求された者が事業の重大な危機により、資料の提出が困難な場合
３．権限のある機関に関連する帳簿、書類が押収または領置された場合
４．国外特殊関係者の課税年度の終了日が到来していない場合
５．資料の収集、作成にかなりの期間が必要であり、期限内に資料を提出することができない場合
６．第１号から第５号に準ずる事由があり、期限内に資料の提出が不可能であると判断される場合
③　第２項但書の事由により資料の提出期限の延長を申請する者は、資料提出期限１５日前までに資料の提出期限の延長申請書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第９号書式]を提出しなければならず、調査公務員は、受理してから７日以内に資料の提出期限の延長承認通知書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第１０号書式]によって延長するかについて申請人に通知しなければならない。７日以内に通知をしなかった場合には、延長申請した期限まで資料の提出期限が延長されたものとみなされる。
④　第１項の規定により資料の提出を要求された者が第２項各号に規定する正当な事由なしに資料を期限内に提出せず、不服申請または相互合意手続きの際に資料を提出する場合には、該当資料を課税資料として利用しないことができる。
⑤　調査公務員は、第１項に規定する資料提出を要求するときは調査に必要な程度、資料提出の準備期間、納税者の経済的負担等を総合的に考慮して、合理的な水準と期間範囲でなければならない。

第６７条（資料提出要求方法）
①　調査公務員が第６６条第１項の規定により移転価格等の国際取引に関する

資料の提出を要求しようとする時、移転価格等の関連資料提出要求書による。
②　第１項の規定により提出された資料の補完要求は、移転価格等の関連提出資料補完要求書による。

第６８条（資料提出義務の不履行に対する制裁）
①　第６６条第１項第１号から第１５号までの規定に該当する資料の提出を要求された者が、第６６条第２項各号のいずれかに該当する正当な理由なしで資料を期限内に提出せず、または偽りの資料を提出する場合には、１億ウォン以下の過怠料を賦課する。
②　第１項の規定による過怠料の賦課、徴収は、「国際租税調整に関する法律」第１２条、同法施行令第５１条および「秩序違反行為規制法」で定めるところによる。
③　第２項の規定による過怠料賦課に不服がある者は、過怠料賦課通知を受けた日から６０日以内に調査官署に異議を申し立てることができる。
④　第２項の規定による過怠料賦課処分を受けた者が第３項の規定により異議を提起したときには、調査官署は異議申し立てを受けた日から１４日以内にこれに対する意見や証憑書類を添付して管轄裁判所にその事実を通報しなければならない。ただし、「秩序違反行為規制法」第２１条第１項但書の各号に該当する場合にはこの限りでない。
⑤　第３項の規定による期間内に異議を提起せず、また過怠料を納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

第６９条（税務調査の協力）
①　国税庁長は、国外特殊関係者との国際取引に対して税務調査が必要であると判断される場合には、「国際租税調整に関する法律」第３２条（税務調査協力）に応じて、その取引に対して締約相手国と同時に税務調査をしたり、締約相手国に税務公務員を派遣して直接税務調査を実施または締約相手国の税務調査に参与させることができる。
②　国税庁長は、締約相手国が租税条約に基づいて税務調査協力を要請した場合、これを受諾することができる。
③　国税庁長または地方国税庁長は、税務調査協力の手続、方法および範囲等国家間税務調査協力のために必要な事項を締約相手国の権限のある機関と合意することができる。

第６９条の２（海外金融口座申告義務不履行に対する制裁）
①　調査公務員は、業務処理の過程で「国際租税調整に関する法律」第３４条

第１項の規定による海外金融口座申告義務者の申告義務違反行為を確認した場合には、過怠料賦課等必要な措置を講じなければならない。
②　第１項の規定による措置は、「国際租税事務処理規定」等の関連規定に従う。

第３章　租税犯則調査

第１節　通則

第７０条（租税犯則調査の調査管轄）
①　租税犯則調査管轄は、次の各号に規定する該当租税犯則事件の納税地を管轄する税務署長の管轄とする。ただし、「租税犯処罰手続法施行令（以下、この章において「手続法施行令」という。）」第２条に規定する重要な事件の場合には、地方国税庁長の管轄とすることができる。
１．租税犯則行為容疑者が法人である場合には、法人税納税地
２．租税犯則行為容疑者が個人である場合には、所得税納税地
３．直接国税と関連のない間接国税の租税犯則事件の場合には、事業所
②　税務調査の過程で調査管轄を異にする税目の租税犯則行為を発見した場合であって、該当税目を一緒に調査する必要がある場合には、調査を開始した調査官署長の調査管轄とすることができる。
③　調査公務員が租税犯則調査の過程で質問、検査、一時保管、押収、調査等をする場合には、第１項および第２項の規定による管轄区域で行う。ただし、租税犯則行為が進行中、逃避または証拠隠滅のおそれや緊急の場合、またはすでに開始した租税犯則事件と関連して他の官署の管轄区域で行う必要がある場合はこの限りでない。
④　地方国税庁長または税務署長は、管轄区域外で調査する必要があるときは、国税庁長または地方国税庁長の承認を受けて、その地域を管轄する官署長に調査を委託することができる。
⑤　国税庁長または地方国税庁長は、租税犯則行為が二以上の調査管轄に渡って行われたり調査の波及効果等税法秩序の確立のために必要な場合、第１項にかかわらず、租税犯則調査の管轄を直接指定したり、各税目別納税地管轄官署長の申請を受けて指定することができる。
⑥　第２項と第５項の規定により調査管轄を調整する場合には、第５条第２項から第５項までの規定を準用する。

第７１条（租税犯則事件の引継）
①　租税犯処罰手続法（以下、この章において「手続法」という。）」第４条の規定により、「租税犯処罰法（以下、この章において「処罰法」という。）」

第３条（租税逋脱等）または第１０条（税金計算書を発行義務違反等）で規定する租税犯則事件に関する証拠等を引き継いだ国税庁長や地方国税庁長または税務署長は、これを第７０条の規定による管轄地方国税庁長（租税犯則調査主管局長）に引き継がなければならない。
②　第１項の規定により犯則事件に関する証拠等を引き継いだ地方国税庁長（租税犯則調査主管局長）は、租税犯則行為等を検討して租税反則調査の実施業務等に活用する。
③　第１項および第２項に規定する租税犯則調査主管局長は、次の各号の通り区分する。
１.「処罰法」第３条に関連：租税逋脱調査主管局長
２.「処罰法」第１０条に関連：税金計算書授受違反調査主管局長

第７２条（租税犯則調査審議委員会の構成）
①　「手続法」第５条第１項および「手続法施行令」第３条第１項の規定により地方国税庁に租税犯則調査審議委員会（以下、この章において「審議委員会」という。）を置く。
②　審議委員会委員長は地方国税庁長で、委員は次の各号の者で構成される。
１．租税逋脱調査主管局長、地方国税庁所属調査課長のうち委員長が指名する５名以内の者（以下、「内部委員」という。）
２．法律、会計または税務に関する学識と経験が豊富な人の中で委員長が委嘱する８名以内の者（以下、「委嘱委員」という。）
③　委嘱委員の任期は二年とし、一回に限り再任することができる。委嘱委員には委嘱状を授与する。
④　委員長は、委嘱委員が次の各号のいずれかに該当する事由が発生したとき、任期中でも委嘱を解除することができる。
１．本人が一身上の事由で委員の委嘱解除を要求したとき
２．禁錮以上の刑を宣告される等の事由で職務遂行に支障があると認められるとき
３．審議･議決に関する秘密を漏らしたとき
４．その他の事由により、正常的に職務を遂行することができないと認められるとき

第７３条（審議委員会の運営）
①　委員長は、「手続法」第５条第１項各号に規定する事項を審議するために、毎週一回または必要であると判断した場合に審議委員会の会議を招集し、その議長となる。

②　審議委員会の会議は、委員長と委員長が指名する５名の委員（委嘱委員３名以上）で構成する。その構成員三分の二以上の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。
③　委員長は、「手続法施行令」第４条第１項の規定により職務を代行する内部委員をあらかじめ指名しなければならない。
④　委員長は、審議会部署・議決書、審議結果通報書等の作成、会議招集、処分審議時、租税犯則処分対象者が提出した意見書の検討等、審議委員会の効率的運営のために幹事を指名することができる。
⑤　委員長は、「手続法施行令」第４条第５項の規定により指名された委員に会議の案件を通報する場合には、租税犯則行為嫌疑者等の人的事項が表示されないように匿名で処理しなければならない。
⑥　委員長は、「手続法施行令」第４条第７項但書に基づいて審議委員会の会議を公開する場合には、その事実を国税庁長に報告しなければならない。
⑦　委員は、審議の過程で知り得た情報を他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途に使用してはならない。また委嘱委員は、秘密保持誓約書を提出しなければならない。
⑧　会議に出席した委嘱委員に対しては、手当を支給することができる。
⑨　委員長は、審議委員会の効率的運営のためにその他必要な事項を定めることができる。

第７４条（租税逋脱以外の租税犯則事件等に対する審議）
　委員長は、「手続法施行令」第４条第４項の規定により、「処罰法」第３条に該当する租税犯則事件以外の租税犯則事件に対する次の各号の事項を審議するために、第７２条および第７３条にかかわらず、会議ごとに指定する三名の委員で審議委員会を構成する。この場合、審議委員会の議長は委員長が指名する委員が就任する。
１．租税犯則調査期間の延長および調査範囲の拡大
２．「処罰法」第１８条の規定による両罰規定の適用

第７５条（国家機関に対する協力要請）
　調査公務員は、「手続法」第６条（国家機関の協力要請）に基づいて租税犯則調査を実施するために必要な場合には、他の国家機関に協力を要請することができる。

第２節　租税犯則調査

第７６条（租税犯則調査対象の選定、転換）
①　調査官署長は、「手続法」第７条第１項に規定する事由に該当する者に対し

租税犯則調査を実施しなければならない。
② 調査官署長は、一般税務調査過程で次の各号のいずれかに該当する事由を発見した場合において、租税犯則疑惑を立証する必要があるときは、租税犯則調査に転換することができる。
１．税犯則疑惑物を発見したが、納税者が帳簿、書類等の任意提示要求に同意しないとき
２．事業所等に二重帳簿等、犯則証明物が隠匿された嫌疑が明確で、押収、捜索または一時保管が必要なとき
３．脱税事実を隠ぺいする目的で帳簿・書類等を破棄し、証拠を隠滅する等調査忌避、妨害または虚偽陳述をすることにより正常な調査が不可能だと判断されるとき
４.「処罰法」第１０条に規定する税金計算書発給義務違反等の事実を発見したとき
５.その他、「処罰法」第３条から第１４条までの罪に該当する違反行為の手法、規模、内容等の状況から、税法秩序の確立のために租税犯として処罰する必要があると判断されるとき
③　調査官署長が第１項および第２項の規定により租税犯則調査対象に選定（転換）しようとする場合、「処罰法」第３条に該当する租税犯則事件（以下、「租税逋脱事件」という。）は審議委員会の審議を、その他の租税犯則事件（以下、「その他犯則事件」という。）は調査官署長の承認を受けなければならない。ただし、租税逋脱事件のうち「手続法」第９条第１項各号のいずれかに該当する場合には同法第７条第２項但書の規定により審議委員会の審議を経ないことができる。
④　第２項および第３項の規定により租税犯則調査に転換される場合には、調査公務員は直ちに調査範囲拡大（類型転換）通知書によってその事実を該当納税者に通知しなければならない。
⑤　第１項から第３項までの事由により租税犯則調査対象に選定（転換）される場合にはこの章の規定により調査する。

第７７条（租税犯則調査対象選定審議）
①　調査官署長が租税逋脱事件について租税犯則調査を実施しようとする場合には、租税犯則調査対象選定（期間延長、範囲拡大）審議要請書を作成し、委員会会議開催７日前までに委員長に審議を要請しなければならない。ただし、調査終了直前に租税犯則行為等を発見する等、緊急ややむを得ない事情がある場合には会議開催２日前まで審議を要請することができる。
②　第１項に規定する審議を要請する場合において、調査期間延長と調査範囲拡大が

必要なときは、これを共に要請することができる。
③　第１項と第２項に規定する審議要請については審議委員会が承認の有無を審議する。
④　審議委員会幹事は、調査官署長から第１項の規定による選定審議要請書を受け、租税犯則調査対象選定審議会部署を作成した後、会議開催５日前までに内部・委嘱委員に配付する。ただし、第１項但書に該当する場合には会議開催前日までに配付することができる。
⑤　審議委員会の租税犯則調査対象選定審議手続は第７３条を準用する。
⑥　審議委員会は次の各号について議決し、幹事は議決内容について租税犯則調査対象選定審議議決書を作成する。
１．租税犯則調査対象選定審議要請につき理由があると認められる場合には、承認の議決を行う。この承認には審議要請事項のうち一部を承認する場合を含む。
２．租税犯則調査対象選定審議要請につき理由がないと認められる場合には、承認しない議決を行う。
⑦　審議委員会において第１項による選定審議要請につき審議を終えた場合には、その審議結果を租税犯則調査審議結果通知書により調査官署長に直ちに通知しなければならない。
⑧　第７項の規定により承認の租税犯則調査審議結果通知書を受報した調査官署長は、租税犯則行為嫌疑者にたいし直ちに調査範囲拡大（類型転換）通知をしなければならない。

第７８条（租税犯則調査の除外）
　調査公務員は、第７６条の規定より租税犯則調査の対象者に選ばれた者について、租税犯則調査が行われる前に脱税情報等の内容に偽りや分析内容等の重要部分が間違いであることを発見したときには、審議委員会の審議を経て租税犯則調査実施対象から除外することができる。

第７９条（租税犯則調査の方法）
　調査公務員が租税犯則調査を行うために必要な場合には「手続法」第８条の規定により租税犯則行為嫌疑者または参考人を審問し、押収または捜索することができ、「国税基本法」第８１条の１０の規定により帳簿、書類等を一時保管することができる。

第８０条（令状の申請）
①　租税犯則嫌疑が具体的で明白な場合において、犯則嫌疑に相当な理由があり押収、

捜索によらなくては調査目的を達成することが難しいと判断されるときは、勤務地管轄検事に押収、捜索令状の発給を申請し裁判所から令状の発給を受けなければならない。
②　次の各号のいずれかに該当する場合には、「手続法」第９条第１項但書により令状なしで押収または捜索し、同法第９条第２項により押収捜索してから４８時間以内に令状を請求することができる。
１．租税犯則行為が進行中である場合
２．租税犯則行為嫌疑者が逃走し、証拠を隠滅するおそれがあって押収、捜索令状の発行を受ける時間的余裕がない場合
③　帳簿、書類または物等を一時保管しようとしたが、その所有者、所持者または保管者から同意を受けることができなかった場合において、証拠隠滅のおそれがあるときは第２項の規定により令状なしで押収、捜索した後、事後に令状の発給を受けることができる。
④　調査公務員が第２項と第３項により令状なしで押収または捜索した後、押収、捜索令状の発行を受けることができなかった場合には、「手続法」第３項の規定により直ちに押収した物を押収された者に返還しなければならない。

第８１条（租税犯則調査の開始）
　調査公務員が租税犯則調査を始める際には租税犯則行為嫌疑者または参考人に身分証、調査員証、税務公務員指名書を提示して租税犯則調査を始めるという事実を知らせなければならない。

第８２条（押収、捜索等）
①　押収、捜索または一時保管する場合には、手続きの公正性を保証するため、「手続法施行令」第７条に規定する者を参加人として参加させるようにしなければならない。
②　第１項の場合において、参加を拒否し参加人がいないときは、「手続法」第６条（国家機関に対する協力要請）の規定により、管轄市・郡・区の公務員や警察公務員を参加するようにしなければならない。
③　押収した物の運搬または保管が不便な場合には、「手続法」第９条（押収、捜索令状）第４項により押収した物を所有者等に保管させることができる。
④　第３項の場合には所有者等から保管証を受けて封印書式によって押収した物であることを明確にしなければならない。
⑤　一時保管物を所有者において保管するようにした場合には第３項と第４項の規定を準用する。

第８３条（押収調書の作成）
①　調査公務員が押収、捜索を完了した時には、押収、捜索調書および押収目録を作成し、参加人と共に署名、捺印して保管し、所有者、所持者または保管者に交付しなければならない。
②　参加人等が署名捺印をしなかったりできない場合には、その理由を押収、捜索調書の下段、経緯欄に記載しなければならない。

第８４条（押収物件等の管理）
①　押収または一時保管した帳簿その他の証明物は直ちに検討し、租税犯則調査に関連がなく、保管する必要がないと認められる場合には帳簿・書類等臨時返還確認書を受けて返還するが、必要な時にはいつでも提出することができるように措置しなければならない。
②　租税犯則調査に関連があると認められる物の中で犯則疑惑を証明する重要な帳簿、証明物は、調査責任者が直接保管、管理する。
③　押収、一時保管した帳簿その他の証明物に対して、「刑事訴訟法」第１３３条（押収物の還付、仮還付）第１項の規定による臨時返還請求がある場合には、できるだけ写本を交付するようにし、やむを得ず原本を返還しなければならないときは、写本に犯則嫌疑者または本来所持者から「原本対照済」の確認を受けてその写本を保管し、原本は帳簿、書類等臨時返還確認書を受けて臨時返還しなければならない。

第８５条（出席要求および証拠物件の提出要求）
　調査公務員は「手続法」第８条により租税犯則行為嫌疑者または参考人を尋問するために必要な場合には出席を要求し証明物等の提出を要求することができる。

第８６条（租税犯則行為嫌疑者等に対する出国禁（停）止要請）
①　「出入国管理法施行規則」第６条の２に該当する租税犯則行為嫌疑者が海外逃走のおそれがあると認められる場合には、その租税犯則行為嫌疑者と重要な参考人を「出入国管理法」第４条（出国の禁止）および同法施行令第２条の２の規定により出国禁止要請することができる。
②　第１項の規定により出国禁止された者の出国禁止理由が消滅した場合には、「出入国管理法」第４条の３（出国禁止の解除）の規定により、遅滞なしに出国禁止の解除を要請しなければならない。
③　第１項の租税犯則行為嫌疑者や重要な参考人が外国人である場合には、「出入国管理法」第２９条（外国人出国の停止）、同法施行令第３６条

（外国人出国の停止）の規定により出国停止を要請し、以後出国停止理由が消滅した場合には第２項を準用して解除を要請しなければならない。
④　調査官署長は第１項および第３項によって出国禁（停）止となった者の出国禁(停)止期間を延長する必要があると判断される場合には、「出入国管理法」第４条の２（出国禁止期間の延長)、同法第２９条（外国人出国の停止）および同法施行令第２条の２により延長を要請することができる。

第８７条（審問調書等の作成）
①　調査公務員が租税犯則行為嫌疑者または参考人(以下、「租税犯則行為嫌疑者等」という。)を審問する時には、「手続法」第１１条により犯則嫌疑者(参考人)審問調書を作成しなければならない。
②　租税犯則行為嫌疑者等が審問調書の作成を回避し署名捺印をしない時には、その理由を審問調書に記載して調査公務員が署名捺印しなければならない。
③　調査公務員が審問調書を作成する時には次の各号の事項を遵守しなければならない。
１．税務調査過程で確保した課税証拠資料および租税犯則行為立証資料に順番を付けて本文に引用し、記載した後これを審問調書の裏面に添付しなければならない。
２.審問調書は基礎的な事実関係が十分に表れるように作成しなければならず、特に「処罰法」第３条と関連して審問した場合には、「納税義務の成立、詐欺その他否定した行為、故意性」に関する事項が含まれるようにしなければならない。
④　調査公務員は租税犯則行為嫌疑者等から審問調書を作成するのを原則とするが、簡単な事実関係等を確認する場合には、第１項にかかわらず、審問調書以外の確認書や陳述書を受けることができる。
⑤　調査公務員が確認書または陳述書を受ける場合には、次の各号の事項を遵守しなければならない。
１．確認書または陳述書は、租税犯則行為嫌疑者等が本文を直接自筆で作成して署名捺印および割印するようにする。自筆で作成することができなかった場合にも署名捺印および割印は必ず直接行うようにする。
２．確認書または陳述書には確保された課税証拠資料および租税犯則行為立証資料に順番を付けて本文に引用した後、これを裏面に付け加えなければならない。
３．課税証拠資料、租税犯則行為立証資料が確保できず、調査された者の陳述にだけに依存した確認の場合には、問答型陳述書を受けるようにする。

第８７条２（陳述拒否権等の告知）
①　調査公務員は租税犯則行為嫌疑者等を審問する前に次の各号の事項を教えなければならない。
１．一切の陳述を拒否し、個々の質問に対し陳述をしないことができること
２．陳述をしなくても不利益を受けないこと
３．陳述を拒否する権利を放棄した陳述は法廷で有罪の証拠に使われることがあること
４．審問を受ける時弁護士、公認会計士、税務士等（以下、「弁護士等」という。）の助力を受けることができること
②　調査公務員は第１項の規定により告知した場合には、租税犯則行為嫌疑者等が陳述を拒否する権利および弁護士等の助力を受ける権利を行使するかを質問し、これに対する租税犯則行為嫌疑者等の返事を審問調書に記載しなければならない。この場合、租税犯則行為嫌疑者等の答弁は租税犯則行為嫌疑者等の自筆で記載するようにし、その部分に記名捺印または署名させななければならない。

第８７条３（審問調書等の作成方法）
①　第８７条の審問調書は、租税犯則行為嫌疑者等に閲覧もしくは読み聞かせなければならず、陳述した通りに記載されなかった箇所や事実と異なる部分の有無を尋ね、租税犯則行為嫌疑者等が増減または変更の請求等異議を提起し意見を述べた場合には、これを審問調書に追加で記載しなければならない。 この場合、租税犯則行為嫌疑者等が異議を提起した部分は読むことができるように残さなければならない。
②　租税犯則行為嫌疑者等が審問調書に対し異議や意見がないということを述べた場合には、租税犯則行為嫌疑者等によってその趣旨を自筆で記載するようにし、審問調書に割印した後記名捺印または署名するようにする。
③　第８７条の規定により審問調書を作成した場合には租税犯則行為嫌疑者等の身分証をコピーして裏面に添付しなければならない。

第８８条（租税犯則調査期間の延長および調査範囲拡大審議）
①　調査公務員が租税犯則調査過程において調査期間を延長し、調査範囲を拡大しようとする場合には、審議委員会に対して租税犯則調査期間延長または調査範囲拡大に関する審議を要請しなければならない。
②　その他犯則事件について第７６条第３項の規定により租税犯則調査に切替えて調査期間延長と調査範囲拡大が必要となる場合には、調査官署長から租税犯則調査実施に関する承認を受けた後調査期間延長等を審議要請しなければならない。

③　第１項に規定する審議手続は第７３条、第７４条および第７７条を準用する。

第８９条（調査結果の報告）
　調査公務員が租税犯則調査を終えた場合には、「手続法」第１２条（報告）に従い、租税犯則行為者、犯則経緯、「処罰法」第１８条による量罰規定適用の有無、処理意見等その結果を調査官署長に報告しなければならない。

第９０条（調査結果に対する措置）
①　調査官署長は、第８９条の規定に基づく調査結果の報告を受けて租税犯則事件の内容を検討して、犯則の確証有無を審査しなければならない。
②　調査官署長は第１項に規定する審査結果犯則の確証を得るのに十分でなく、不十分な事項に関しては調査公務員に補完調査または補強証拠の収集を指示することができる。
③　第２項に規定する補完調査または補強証拠の収集を完了した調査公務員は、その調査結果を調査官署長に報告しなければならない。
④　上の各項により調査結果の報告を完了した事案に対しては、第９１条の規定に従い犯則処分しなければならない。

第３節　租税犯則処分

第９１条（租税犯則処分）
①　第８９条により調査公務員から租税犯則事件について結果の報告を受けて犯則の確証を得た調査官署長は、租税犯則事件について、次の各号のいずれかに該当する犯則処分をしなければならない。
１．通告処分
２．告発
３．無嫌疑
②　租税犯則処分と関連した事項は電算システムにその内容を入力して、処分内容の変更事項等を事後管理しなければならない。

第９２条（租税犯則処分決定のための審議）
①　第９１条第１項の規定により犯則処分を行う場合には、次の各号の手続きに従う。
１．第７７条第１項および「手続法」第７条第２項の規定により上級官署長の承認を受けて実施した租税逋脱事件に関する租税犯則調査は、租税犯則調査終了日から１４日以内に租税犯則処分審議要請書および量罰規定適用検討書を

作成して審議委員会に審議を要請しなければならない。
２．第７６条第３項の規定により調査官署長の承認を受けて実施したその他犯則事件に関する租税犯則調査は、租税犯則調査終了日から１４日以内に量罰規定適用検討書を作成して第７４条にともなう審議委員会に審議を要請しなければならない。
②　租税犯則行為嫌疑者が逃走し証拠を隠滅するおそれがある場合には、第１項の規定にかかわらず「手続法」第１４条第１項但書により審議委員会の審議を経ないこともある。
③　調査官署長は第１項第１号の規定により租税逋脱事件について審議委員会に審議を要請した場合には、直ちにその事実を租税犯則処分対象者に通知しなければならない。
④　委員会幹事は、第３項に規定する通知を受けた租税犯則処分対象者から書面により意見を提出させた場合には、その書面意見書を租税犯則処分審議会部署に付け加えて回付しなければならない。
⑤　その他の審議手続等は第７７条を準用する。

第９３条（通告処分）
①　調査官署長は､租税犯則行為嫌疑者等について犯則の確証を得た場合には､「手続法」第１５条および同法施行令第１２条により租税犯則調査を終えた日（審議委員会の審議を経た租税犯則事件の場合には審議委員会の議決があった日をいう｡）から１０日以内に通告処分しなければならない。
②　調査官署長が第１項の規定により罰金相当額等を通告処分する場合には、租税犯則行為嫌疑者別に作成した通告書に調査官署を収入徴収官署に指定した納付書を添付して通告しなければならない。
③　通告での送達は交付送達または郵便送達によるものとし、交付送達の場合には受領証を受け、郵便送達の場合には書留または配達証明による。
④　第３項の規定により交付送達しようとしたが送達する場所で送達を受ける者に会うことができない場合には、その使用人、その他従業員、家族または同居人として事理を判別できる成人に交付することができる。
⑤　通告書を交付送達しようしたが犯則者がその受領を拒否して送達できない場合には、送達しようとした日時、場所、受領拒否理由等その経緯を調査官署長に報告して､「手続法」第１７条（告発）の規定により告発しなければならない。
⑥　通告処分官署長と罰金相当額収納官署長がそれぞれ異なる場合には、通告処分官署長は、通告書送達と同時に通告書写本を付け加えて通告処分内容を罰金相当額収納官署に指定された税務署長に書面で通知しなければならない。

第９４条（告発）
①　調査官署長は「手続法」第１７条第１項に該当する場合には第９３条にともなう通告処分を経ることなく、その対象者を告発書によって告発しなければならない。
②　第９３条第１項の規定により通告処分を受けた者が通告書の送達を受けた日から１５日以内に通告の通り履行しなかった場合には、第１項の規定により告発しなければならない。
③　調査官署長は租税犯則行為嫌疑者の居所が明らかでない場合、逃走し証拠を隠滅するおそれがある場合には、調査進行中でも告発することができる。
④　調査官署長は「手続法」第１７条第２項の事由により告発する場合には、告発書に通告書等通告処分事実を立証する資料を付け加えなければならない。

第９５条（押収物件の引継）
①　調査官署長は第９４条の規定により告発した場合において押収物件があるときは、「手続法」第１８条により押収目録とともに押収物件を検事に引渡し、引受証を受けなければならない。
②　第１項の規定により引受証を受けた時には、租税犯則行為嫌疑者等、押収物件所持者等にその事実を通知しなければならない。

第９６条（無嫌疑処理）
　調査官署長は、租税犯則調査の結果犯則の確証を持つことができなかった場合には、「手続法」第１９条によりその意を租税犯則行為嫌疑者に通知して、押収物件の解除を命じなければならない。

第９７条（租税犯則事件証明物の保全と管理）
①　調査官署長が租税犯則処分を完了した場合には、犯則事実に関係する帳簿とその他の証明物および追徴税額に関連した証拠書類(以下､｢証明物｣という。)を次の各号の期間まで保全管理しなければならない。 ただし、証明物が一時保管中である帳簿または書類である場合には、次の各号の期限まで納税者が署名または捺印して原本と違わないということを確認した写本を保管する。
１．第９３条の規定により通告処分を行いその履行を完了した時には、追徴税額に対する「国税基本法」上不服請求期間が経過するとき。ただし、争訟が提起された場合にはその争訟手続きが完了するとき。
２．第９４条の規定により告発処分した場合の証明物は裁判所の判決が確定するとき
②　第１項の規定により保管中の証明物のうち返還請求があるときは、

第８４条第３項の規定により返還しなければならない。
③　「手続法」第１５条（通告処分）第２項により没収対象物品を所持している者には、公売またはその他に必要な処分をするときまで保管するようにし、この保管状態を常に確認しなければならない。
④　その他争訟に関連しない証明物はその一部を返還することができる。

第９８条（租税犯則調査事務の適用範囲）
①　すべての国税に関する租税犯則調査事務はこの章の規定に従う。
②　この章において定めていない事項については、この章の規定に反しない範囲で第１章（総則）および第２章（一般税務調査）を準用して処理する。

第４章　補　則

第９９条（調査員証および現場確認出張証の発行等）
①　調査員証（別紙第２１号書式）は、税務調査を始める都度、調査官署長が調査対象者ごとに一枚ずつ発行する。ただし、必要な場合には調査公務員一人当り一枚ずつ発行することができる。
②　調査公務員は第１項の規定により発給を受けた調査員証を、調査期間中公務員証と共に所持して、調査結果の報告をする時に調査管理者に返却しなければならない。
③　現場確認出張証（別紙第２２号書式）は調査課長が現場確認計画を策定した後、管轄官署長が納税者別に一枚ずつ発行する。ただし、必要な場合には調査公務員一人当り一枚ずつ発行することができる。

第１００条（税務調査事前通知等記録管理）
　調査管理者は税務調査事前通知および延期申請、納税者権利憲章交付、調査結果通知事項等を記録して管理しなければならない。

第１０１条（関連書式）
　この規定施行に必要な書式はこの規定と関連法令および訓令で定めた場合を除き、税目別に別に定めることができる。

第１０２条（有効期間）
　この訓令は「訓令、例規等の発令および管理に関する規定」（大統領訓令第３３４号）に従い、この訓令を発令した後の法令や現実条件の変化等を検討しなければならない２０１８年６月３０日まで効力を持つ。

付則（1989 年 1 月 25 日国税庁訓令第 1032 号）

第１条（施行日）

この準則は１９８９年２月１日から施行する。

第２条（調査管理対象選定の適用例）

この準則は第２章（調査管理対象選定）の緊急調査対象に対しては適用しない。

付則（1989 年 12 月 15 日国税庁訓令第 1059 号）

第１条（施行日）

この準則は１９９０年１月１日から施行する。

付則（1994 年 3 月 25 日国税庁訓令第 1169 号）

第１条（施行日）

この準則は１９９４年４月１日から施行する。

付則（1996 年 12 月 30 日国税庁訓令第 1259 号）

第１条（施行日）

この準則は１９９７年１月１日から施行する。

ただし、第５１条（納税者権利憲章の交付）は１９９７年７月１日から施行する。

付則（1999 年 8 月 20 日国税庁訓令第 1383 号）

第１条（施行日）

この規定は１９９９年８月１日から施行する。

付則（2000 年 11 月 1 日国税庁訓令第 1437 号）

第１条（施行日）

この規定は２０００年１１月１日から施行する。

第２条（適用例）

第１２０条ないし第１３２条の４の譲渡所得税に関する改正規定は、２０００年１月１日以後最初に譲渡する部分から適用する。

付則（2002 年 1 月 31 日国税庁訓令第 1479 号）

①（施行日）

この規定は２００２年２月１日から施行する。

②（譲渡所得税に関する適用例）
　第８２条ないし第９２条の改正規定は、２０００年１月１日以後最初に譲渡する部分から適用する。
③（株式変動調査統合実施に関する適用例）
　第５７条第１項の株式変動調査の統合実施に関する改正規定は、２０００年１月１日以後終了する事業年度に対する調査分から適用する。

付則（2003 年 12 月 20 日国税庁訓令第 1550 号）
（施行日）
　この規定は２００４年１月１日から施行する。

付則（2006 年 2 月 20 日国税庁訓令第 1606 号）
第１条（施行日）
　この規定は２００６年３月２日から施行する。
第２条（廃止規定）
　租税犯則事務処理規定（国税庁訓令第１４８７号）はこれを廃止する。
第３条（「特定犯罪加重処罰等に関する法律」適用）
　第１１４条（告発）第１項第３号に規定した「特定犯罪加重処罰等に関する法律」は次の各号の通り適用する。
１.「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第８条（租税逋脱の加重処罰）の規定は、同法律の施行日（２００６年３月３０日）以後告発分から適用する。
２.「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第８条の２（税金計算書交付義務違反等の加重処罰）の新設規定は、同法律の施行日（２００６年３月３０日）以後犯則行為から適用する。

付則（2007 年 7 月 27 日国税庁訓令第 1661 号）
第１条（施行日）
　この規定は２００７年７月３０日から施行する。

付則（2009 年 8 月 24 日国税庁訓令第 1765 号）
第１条（施行日）
　この規定は２００９年８月２４日から施行する。

付則（2010 年 3 月 30 日国税庁訓令第 1838 号）
　この規定は２０１０年４月１日以後最初に始める税務調査分から適用する。

付則（国税徴収事務処理規定等一括改正規定）
（2010 年 7 月 23 日国税庁訓令第 1868 号）
この規定は発令した日から施行する。

付則（2010 年 12 月 31 日国税庁訓令第 1877 号）
この規定は２０１１年１月１日から適用する。

付則（2012 年 6 月 29 日国税庁訓令第 1945 号）
この規定は２０１２年７月１日から適用する。

付則（2015 年 6 月 30 日税庁訓令第 2105 号）
この規定は２０１５年７月１日から適用する。